千歳市高齢者保健福祉計画・第６期千歳市介護保険事業計画（素案）

パブリックコメント（市民意見公募）閲覧用資料

意見公募期間	平成２６年１２月１２日（金）から 平成２７年１月１４日（水）まで ※郵送の場合は、当日消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤または在学の方
意見の提出方法	○所定の「意見書」用紙に住所、氏名、電話番号、ご意見等を漏れなく記載してください。 ○電子メール、ファクシミリ、郵送、意見箱への書面の投函、担当窓口への持参のいずれかの方法とします。 ○記載事項に漏れがある場合や電話・口頭によるご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町２丁目 34 番地 千歳市保健福祉部高齢者支援課高齢福祉係 電　話　０１２３－２４－０２９５ ＦＡＸ　０１２３－２２－８８５１ Ｅメール：koreishien@city.chitose.hokkaido.jp

※資料をご希望の場合は、担当窓口で配布又は郵送しますので、担当までご連絡願います。

「千歳市高齢者保健福祉計画・第６期千歳市介護保険事業計画（素案）」の概要

平成 24 年３月に策定した現行の「千歳市高齢者保健福祉計画・第５期千歳市介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）」の計画期間が平成 26 年度末で満了となることから、高齢者施策の動向や法令等の改正、今後の課題等に対応した新たな計画を策定します。

第１章　計画の策定にあたって

■ 計画策定の趣旨

「千歳市高齢者保健福祉計画・第６期千歳市介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」は、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた計画として策定します。

■ 他計画との関係

本計画は、「千歳市第６期総合計画」の個別計画として、「第３期千歳市地域福祉計画」、「千歳市障がい者計画・第４期千歳市障がい福祉計画」、「第１期千歳市子ども・子育て支援事業計画」、「はばたく健康ちとせ２１」、「千歳市住宅マスタープラン」との調和を図るとともに各施策と連携し、「千歳市第６期総合計画」の基本目標の１つである「あったかみのある地域福祉のまち」づくりを進めるものです。

さらに、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・第６期介護保険事業支援計画」とも整合を図るものとします。

■ 計画期間

計画期間は平成 27 年度から平成 29 年度までの３年間としますが、第６期計画からは、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年に向け、中長期的な視野に立った施策の展開を図るものとして策定します。

■ 計画策定体制

計画の策定にあたっては、千歳市の高齢者の実態や介護に対する意識等を把握するため、高齢者へのアンケート調査等を実施したほか、千歳市保健福祉調査研究委員会、地域包括支援センター運営協議会、千歳市保健福祉推進委員会にて意見をいただき、素案に反映しました。また、今回実施しているパブリックコメントにより市民に公表し、幅広く意見を計画に反映させます。

第２章　千歳市の現状と将来推計

近年の千歳市の人口や高齢化の状況、将来人口推計、高齢者世帯数の推移、要支援・要介護者数の推移と将来推計について統計資料を整理しているほか、高齢者へのアンケート結果について整理しています。

図表 2-1-2　高齢化率の推移と将来推計

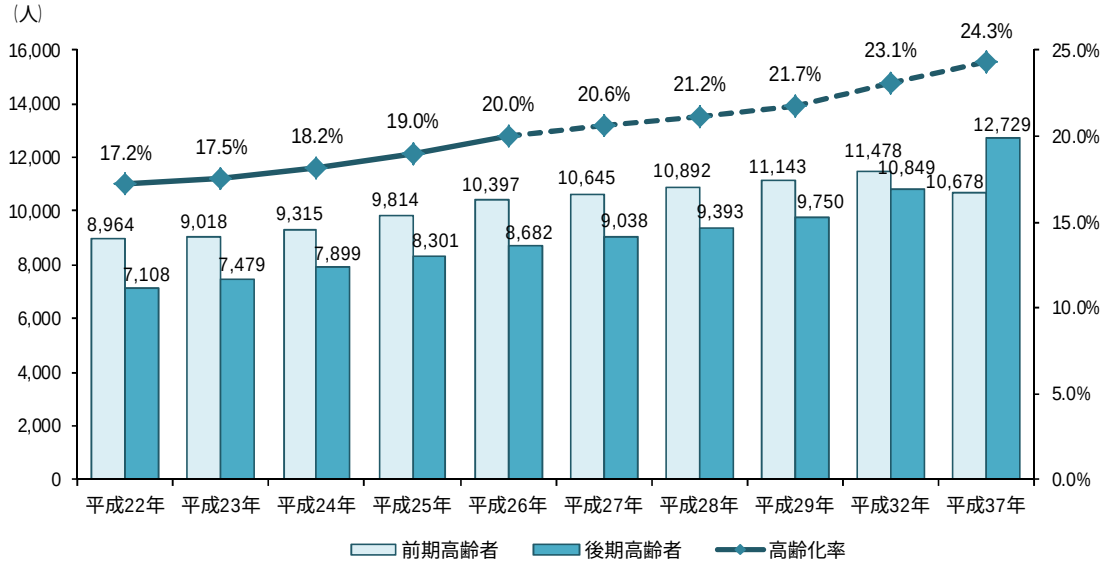

※「前期高齢者」とは 65 歳～74 歳、「後期高齢者」とは 75 歳以上の高齢者をいいます。

図表 2-1-4　要支援・要介護者の推移と将来推計

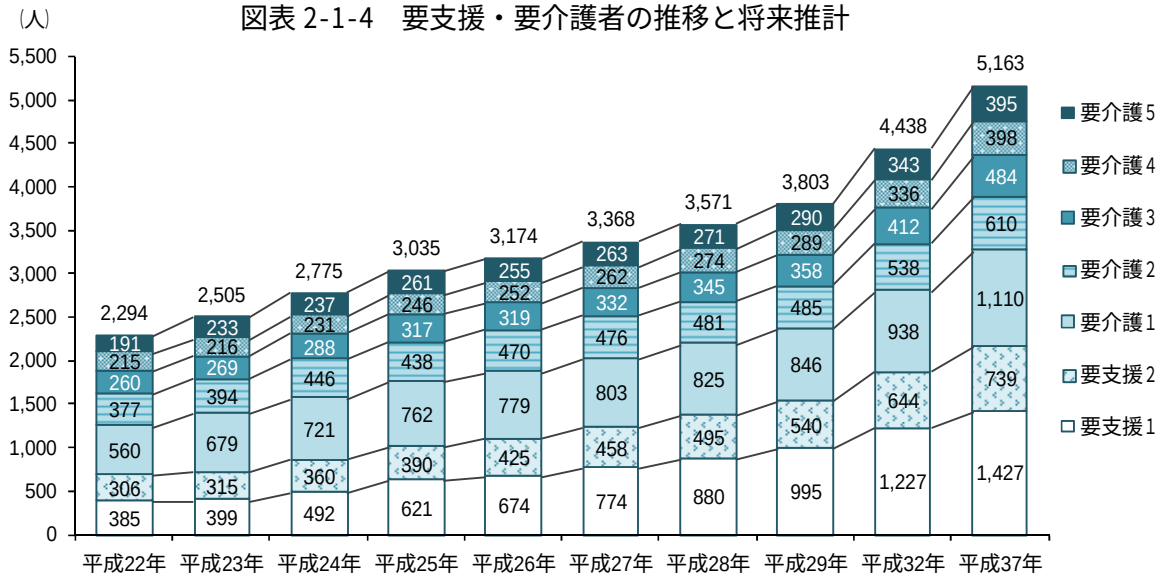

※平成 22 年から 26 年までは 9 月末現在の状況です（介護保険事業状況報告）。

平成 27 年から 37 年までは、厚生労働省配布のワークシートによる推計値です。

第３章　第５期計画の実施状況

「千歳市高齢者保健福祉計画・第５期千歳市介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）」における介護保険給付費の推移ならびに各介護保険サービス、福祉サービスの実施状況について記載しています。

第４章　計画の基本的方向（地域包括ケアシステムの構築）

■ 基本理念

本計画については、千歳市高齢者保健福祉計画・第５期千歳市介護保険事業計画における地域ケア体制の実現に向けた取り組みを継承・発展させ、進めるための計画とします。また、本市の「千歳市第６期総合計画」は「あったかみのある地域福祉のまち」づくりを基本目標のひとつと掲げ、思いやりや助け合いの心を忘れずに、市民一人ひとりが幸せを感じることができるまちづくりを目指しています。

【基本理念】

いくつになっても自分らしく、元気で住み慣れた地域で支え合い、
安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

■ 政策目標

基本理念の考え方に基づき、基本理念を支える具体的な柱として、３つの政策目標を設定します。これらの政策目標の具体化を通し、基本理念の実現を図ります。

【基本的な政策目標】

１　生きがいを持って生活できるまちづくり
２　いきいきと元気に生活できるまちづくり
３　安心して暮らせるまちづくり

■ 施策の体系

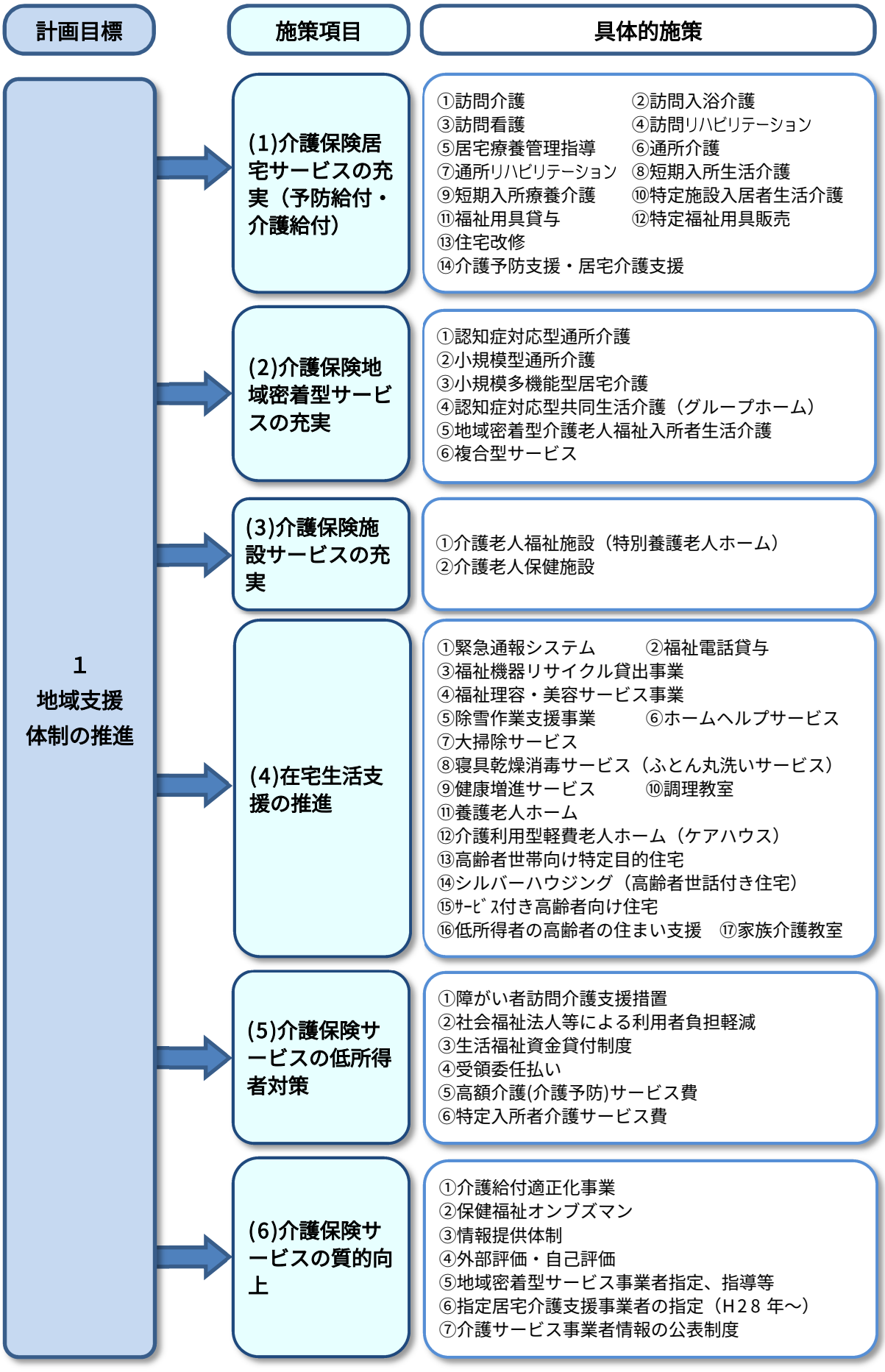
計画目標
施策項目
具体的施策
1
地域支援
体制の推進
(1)介護保険居宅サービスの充実（予防給付・介護給付）
①訪問介護
②訪問入浴介護
③訪問看護
④訪問リハビリテーション
⑤居宅療養管理指導
⑥通所介護
⑦通所リハビリテーション
⑧短期入所生活介護
⑨短期入所療養介護
⑩特定施設入居者生活介護
⑪福祉用具貸与
⑫特定福祉用具販売
⑬住宅改修
⑭介護予防支援・居宅介護支援
(2)介護保険地域密着型サービスの充実
①認知症対応型通所介護
②小規模型通所介護
③小規模多機能型居宅介護
④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
⑤地域密着型介護老人福祉入所者生活介護
⑥複合型サービス
(3)介護保険施設サービスの充実
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
②介護老人保健施設
(4)在宅生活支援の推進
①緊急通報システム
②福祉電話貸与
③福祉機器リサイクル貸出事業
④福祉理容・美容サービス事業
⑤除雪作業支援事業
⑥ホームヘルプサービス
⑦大掃除サービス
⑧寝具乾燥消毒サービス（ふとん丸洗いサービス）
⑨健康増進サービス
⑩調理教室
⑪養護老人ホーム
⑫介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）
⑬高齢者世帯向け特定目的住宅
⑭シルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）
⑮ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅
⑯低所得者の高齢者の住まい支援
⑰家族介護教室
(5)介護保険サービスの低所得者対策
①障がい者訪問介護支援措置
②社会福祉法人等による利用者負担軽減
③生活福祉資金貸付制度
④受領委任払い
⑤高額介護(介護予防)サービス費
⑥特定入所者介護サービス費
(6)介護保険サービスの質的向上
①介護給付適正化事業
②保健福祉オンブズマン
③情報提供体制
④外部評価・自己評価
⑤地域密着型サービス事業者指定、指導等
⑥指定居宅介護支援事業者の指定（H28 年～）
⑦介護サービス事業者情報の公表制度

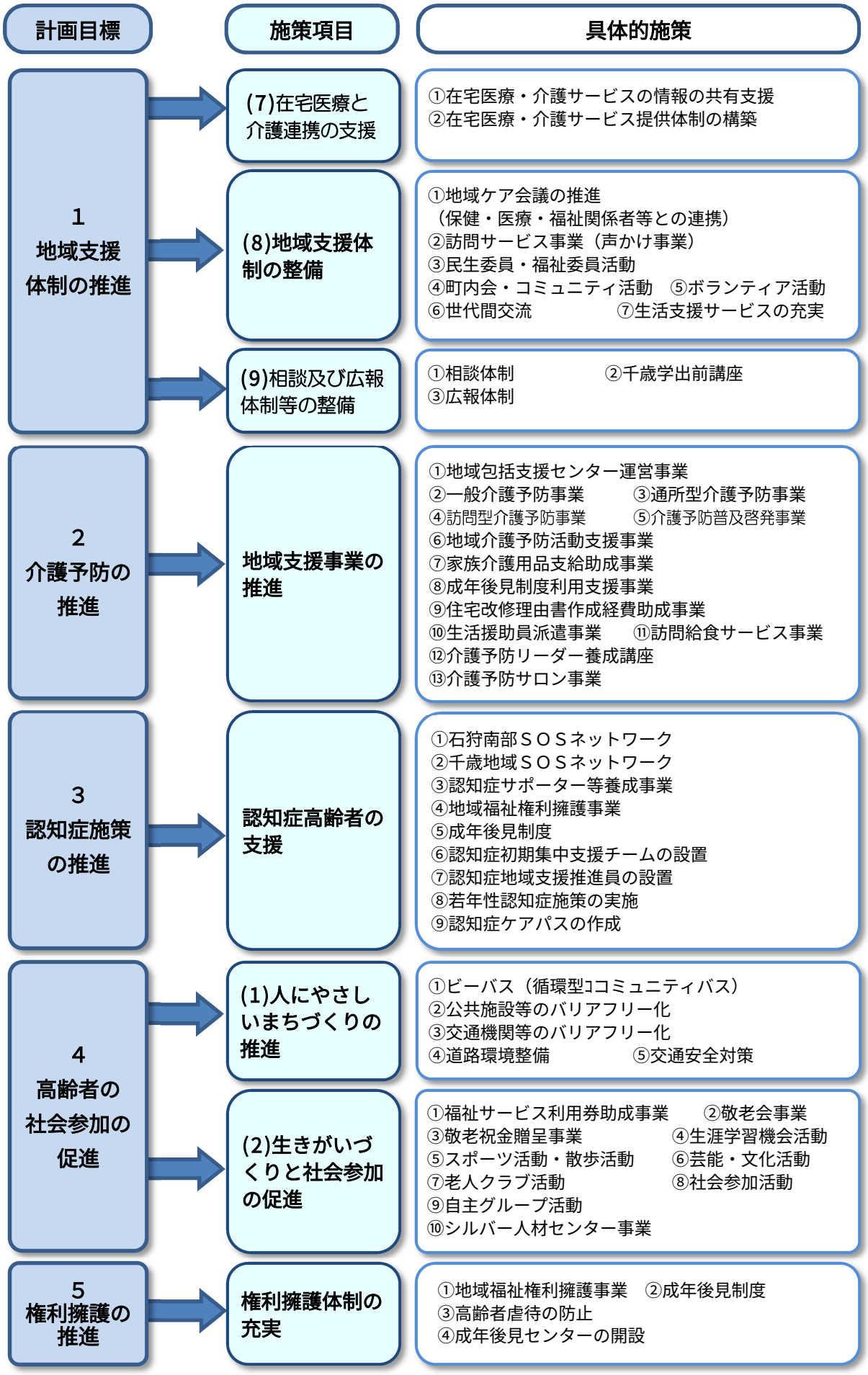
計画目標
施策項目
具体的施策
1 地域支援体制の推進
(7)在宅医療と介護連携の支援
①在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
②在宅医療・介護サービス提供体制の構築
(8)地域支援体制の整備
①地域ケア会議の推進
（保健・医療・福祉関係者等との連携）
②訪問サービス事業（声かけ事業）
③民生委員・福祉委員活動
④町内会・コミュニティ活動 ⑤ボランティア活動
⑥世代間交流 ⑦生活支援サービスの充実
(9)相談及び広報体制等の整備
①相談体制 ②千歳学出前講座
③広報体制
2 介護予防の推進
地域支援事業の推進
①地域包括支援センター運営事業
②一般介護予防事業 ③通所型介護予防事業
④訪問型介護予防事業 ⑤介護予防普及啓発事業
⑥地域介護予防活動支援事業
⑦家族介護用品支給助成事業
⑧成年後見制度利用支援事業
⑨住宅改修理由書作成経費助成事業
⑩生活援助員派遣事業 ⑪訪問給食サービス事業
⑫介護予防リーダー養成講座
⑬介護予防サロン事業
3 認知症施策の推進
認知症高齢者の支援
①石狩南部ＳＯＳネットワーク
②千歳地域ＳＯＳネットワーク
③認知症サポーター等養成事業
④地域福祉権利擁護事業
⑤成年後見制度
⑥認知症初期集中支援チームの設置
⑦認知症地域支援推進員の設置
⑧若年性認知症施策の実施
⑨認知症ケアパスの作成
4 高齢者の社会参加の促進
(1)人にやさしいまちづくりの推進
①ビーバス（循環型コミュニティバス）
②公共施設等のバリアフリー化
③交通機関等のバリアフリー化
④道路環境整備 ⑤交通安全対策
(2)生きがいづくりと社会参加の促進
①福祉サービス利用券助成事業 ②敬老会事業
③敬老祝金贈呈事業 ④生涯学習機会活動
⑤スポーツ活動・散歩活動 ⑥芸能・文化活動
⑦老人クラブ活動 ⑧社会参加活動
⑨自主グループ活動
⑩シルバー人材センター事業
5 権利擁護の推進
権利擁護体制の充実
①地域福祉権利擁護事業 ②成年後見制度
③高齢者虐待の防止
④成年後見センターの開設

■ 計画目標

基本的な政策目標の実現に向けて取り組むべき計画目標は、次のとおりです。

１．地域支援体制の推進

高齢者が介護等が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう地域全体で高齢者を支えあうため、地域の総合相談窓口の役割を担う地域包括支援センターを中心として高齢者などに関わる多様な機関・団体・専門職のほか、地域住民や民生委員、ボランティアなどが連携しながら、地域の高齢者の状況を把握し、総合的に支援するネットワークの構築を推進します。

２．介護予防の推進

要介護状態になること、あるいは要介護状態が重度化することを予防する「地域支援事業（介護予防事業)」の取り組みを推進します。また、介護保険の制度改正により平成 29 年４月までに予防給付のうち訪問介護及び通所介護を新たな介護予防・日常生活支援総合事業に移行することから、今後は利用者のニーズあったサービスを創設し、地域の実情に応じた新たなサービスの提供体制を構築します。

３．認知症施策の推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいのかを理解するための「認知症ケアパス」(状態に応じた適切なサービスの流れ)の作成と普及を行うとともに、認知症の早期診断・早期対応に向けた対策を検討します。

４．高齢者の社会参加の促進

高齢者自身が地域の中で積極的に活動の機会が得られるよう、地域活動の担い手の育成や地域住民が自主的に行う介護予防活動への支援、高齢者の地域貢献を積極的に奨励・支援する取り組みなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを推進します。

５．権利擁護の推進

高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう高齢者虐待防止への取り組みを進めるとともに、成年後見制度の普及啓発や活用支援、市民後見人の養成を行い支援を必要とする高齢者が円滑に制度を活用できるよう体制整備を進めます。

■ 日常生活圏域の設定

本市における「日常生活圏域」は、北区・南区・東区・西区・向陽台区の５地区に区分しています。

第５章　施策の展開

以下の各施策の具体的な取組内容について整理しています。

■ 地域支援体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう適切な介護保険サービスや福祉サービスの提供と医療と介護の連携を推進します。

●介護保険サービス（予防給付・介護給付）
- ・居宅サービス
- ・介護保険地域密着型サービス
- ・介護保険施設サービス
- ・介護保険サービスの低所得者対策
- ・介護保険サービスの質的向上

●福祉サービス
- ・福祉サービス
- ・施設サービス

●住宅支援サービス

●医療と介護の連携

■ 介護予防の推進

高齢者が健康で生きがいのある生活を送り、介護を必要としない状態を続けられるよう、介護予防事業の推進や相談体制等の整備を進めます。

●地域支援事業の推進
- ・介護予防事業
- ・包括的支援事業
- ・任意事業
- ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新規）

●相談及び広報体制等の整備

■ 認知症高齢者の支援

認知症に対する正しい知識の普及・啓発に努め、認知症の疑いのある高齢者の早期の受診勧奨等を推進するとともに、医療と介護の切れ目のない提供体制の構築に努めます。

- ・石狩南部ＳＯＳネットワーク
- ・千歳地域ＳＯＳネットワーク
- ・認知症サポーター等養成事業
- ・認知症ケアパスの作成（新規）
- ・認知症初期集中支援チームの設置（新規）
- ・認知症地域支援推進員の設置（新規）

■ 高齢者の社会参加の促進

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するため、高齢者が生きがいをもって暮らし、活躍できる地域社会の実現を目標として、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていくような社会づくりに努めます。

●人にやさしいまちづくりの促進
- ・ビーバス（循環型コミュニティバス）
- ・公共施設等のバリアフリー化
- ・交通機関等のバリアフリー化
- ・道路環境整備
- ・交通安全対策

●生きがいづくりと社会参加の促進
- ・高齢者福祉サービス利用券助成事業
- ・敬老会事業
- ・敬老祝金贈呈事業
- ・老人クラブ活動
- ・シルバー人材センター事業

■ 権利擁護の推進

高齢者の尊厳を守る取り組みとして、高齢者に対する虐待の防止やその早期発見、施設における身体拘束の廃止に向けた取組の徹底、成年後見制度の活用促進、その他権利擁護のために必要な援助に努めます。

●高齢者の権利擁護の推進
- ・日常生活自立支援事業
- ・成年後見制度
- ・高齢者を狙った犯罪の抑制

●高齢者虐待の防止

第６章　介護保険サービスの見込み

介護保険事業の円滑な運営を図るため、サービス費用の見込みに基づき、今後介護保険料を算定します。

以上の「千歳市高齢者保健福祉計画・第６期千歳市介護保険事業計画（素案）」の内容につきまして、皆様のご意見をお寄せください。

千歳市保健福祉部高齢者支援課　高齢福祉係
電　話：０１２３－２４－０２９５
ＦＡＸ：０１２３－２２－８８５１
メール：koreishien@city.chitose.hokkaido.jp

千歳市高齢者保健福祉計画・
第６期千歳市介護保険事業計画
（素案）

平成２６年１２月

千　歳　市

目　　次

第１章　計画の策定にあたって.....1

第１節　計画策定の趣旨.....1
１．計画の位置づけ.....1
２．他計画との関係.....1
３．計画期間.....2
第２節　計画策定体制.....3

第２章　千歳市の現状と将来推計.....5

第１節　高齢者人口等および要支援・要介護認定者数の推移と将来推計.....5
１．高齢者人口の推移と将来推計.....5
２．高齢者のいる世帯数の推移.....7
３．要支援・要介護者数の推移と将来推計.....8
第２節　アンケート調査結果.....10
１．調査実施概要.....10
２．高齢者アンケート結果等からみえる現状と課題.....11

第３章　第５期計画の実施状況.....17

第１節　介護保険給付費等の推移.....17
第２節　介護保険・福祉サービスの実施状況.....20
１．介護保険サービス(予防給付・介護給付).....20
２．福祉サービス.....46
第３節　地域支援事業.....51
１．介護予防事業.....51
２．包括的支援事業.....54
３．任意事業.....55

第４章　計画の基本的方向(地域包括ケアシステムの構築).....57

第１節　基本理念.....57
第２節　政策目標.....58
第３節　計画目標.....59
第４節　日常生活圏域の設定.....61
第５節　施策の体系.....64

第５章　施策の展開.....67

第１節　地域支援体制の推進.....67
１．介護保険サービス(予防給付・介護給付).....67
２．福祉サービス.....82
３．住宅支援サービス.....85
４．医療と介護の連携.....86
第２節　介護予防の推進.....87
１．地域支援事業の推進.....87
２．相談及び広報体制等の整備.....92
第３節　認知症高齢者の支援.....93
第４節　高齢者の社会参加の促進.....95
１．人にやさしいまちづくりの促進.....95
２．生きがいづくりと社会参加の促進.....96
第５節　権利擁護の推進.....98
１．　高齢者の権利擁護の推進.....98
２．　高齢者虐待の防止.....102

第６章　介護保険サービスの見込み.....103

第１節　介護保険サービス量の見込み.....103
第２節　介護保険料の設定.....106

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

１．計画の位置づけ

「千歳市高齢者保健福祉計画・第６期千歳市介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の８第１項の規定による「老人福祉計画」と介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 117 条第１項の規定による「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、高齢者（65 歳以上の方をいいます）に関する各種の保健福祉事業及び平成 12 年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めるものです。

本計画は、平成 24 年３月に策定した「千歳市高齢者保健福祉計画・第５期千歳市介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）」における地域ケア体制実現に向けた取組を継承発展させ、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた計画として策定します。

２．他計画との関係

本計画は、「千歳市第６期総合計画」の個別計画として、「第３期千歳市地域福祉計画」、「千歳市障がい者計画・第４期千歳市障がい福祉計画」、「第１期千歳市子ども・子育て支援事業計画」、「はばたく健康ちとせ２１」、「千歳市住宅マスタープラン」との調和を図るとともに各施策と連携し、「千歳市第６期総合計画」の基本目標の１つである「あったかみのある地域福祉のまち」づくりを進めるものです。

さらに、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・第６期介護保険事業支援計画」とも整合を図るものとします。

図表 1-1-1　他計画との関係

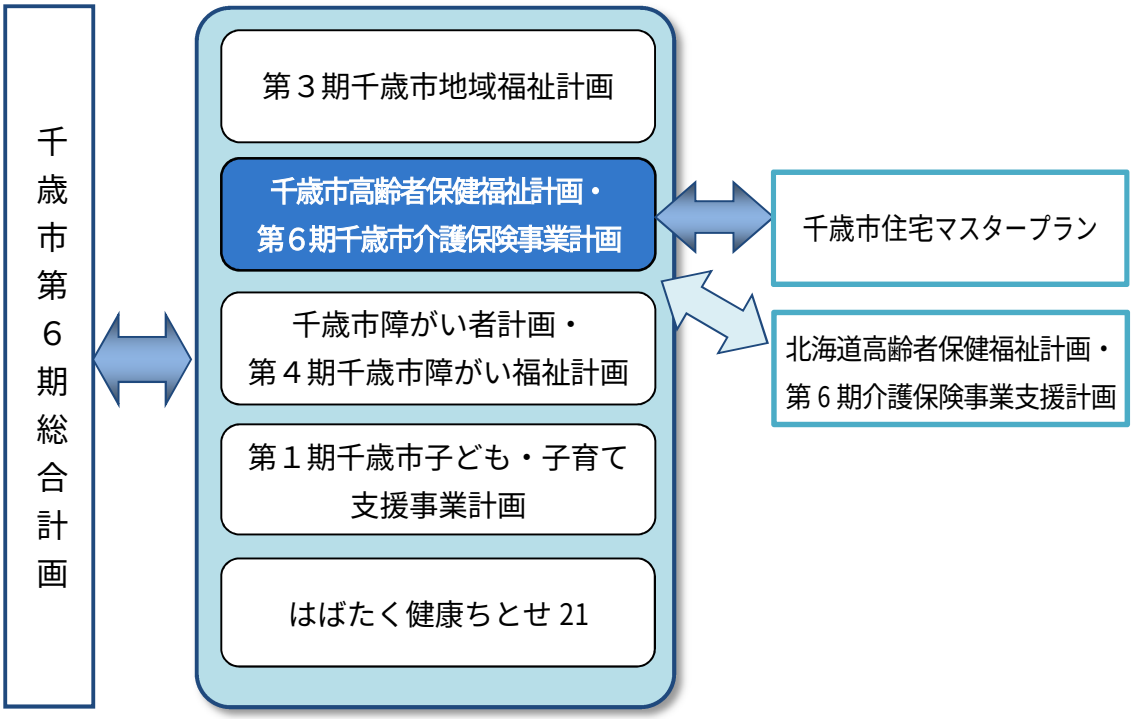

３．計画期間

「介護保険事業計画」は３年ごと（介護保険法の改正により第３期計画から）に見直しを行うこととなっています。また、「老人福祉計画」は「介護保険事業計画」と一体のものとして作成することから、「千歳市高齢者保健福祉計画・第６期千歳市介護保険事業計画」は、平成 27 年度から平成 29 年度までの３年間となります。

なお、第６期計画からは、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年に向け、中長期的な視野に立った施策の展開を図るものとして策定します。

図表 1-1-2　計画期間

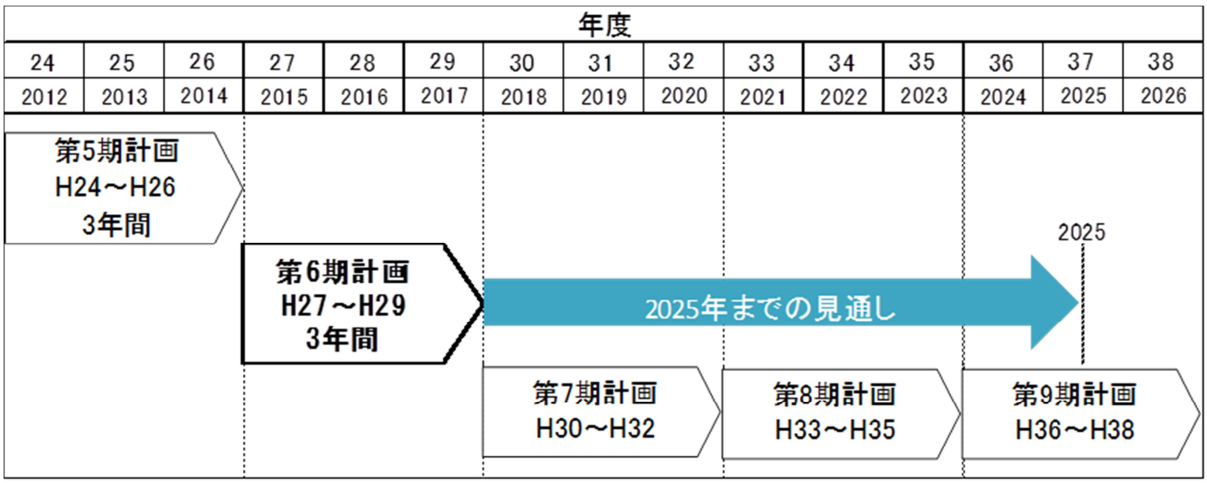

第２節　計画策定体制

１．アンケート調査等

（１）アンケート調査

高齢者の実態や介護に対する意識・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市内に在住する 65 歳以上の高齢者のうち、要支援１・２、要介護１・２及び介護認定を受けていない高齢者 3,000 人を対象にアンケート調査を実施しました。

（２）介護サービス事業者調査

介護サービスの提供状況や今後のサービス提供意向等について把握し、計画策定の基礎資料とするため、市内の介護保険事業者 101 事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

（３）地域包括支援センターへのヒアリング調査

地域のニーズや課題、高齢者を支えるための活動等の実態について把握するため、市内日常生活圏域５か所のすべてに設置されている地域包括支援センターを対象としてヒアリング調査を実施しました。

２．千歳市保健福祉調査研究委員会

広く市民の意見を反映させることを念頭に、２名の公募委員を含む保健・医療・福祉の関係団体や学識経験者で構成された「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、計画策定に対する貴重な意見をいただきました。

３．地域包括支援センター運営協議会

介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、介護保険の被保険者、地域ケアに関する学識経験者で組織する地域包括支援センター運営協議会において、計画策定に対する貴重な意見をいただきました。

４．千歳市保健福祉推進委員会

本計画の策定にあたっては、保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、保健福祉部長を委員長として、関係次長職等で構成する庁内組織の「千歳市保健福祉推進委員会」において意見をいただきました。

また、推進委員会の下部組織として関係課長職等で構成する作業部会においても検討しています。

５．パブリックコメント

市民の意見を反映させるため、「千歳市高齢者保健福祉計画・第６期千歳市介護保険事業計画（平成 27 年度～29 年度）素案」を作成し、市役所、各支所などの公共施設や市のホームページで公表し、市民からの意見を募集しました。（平成 26 年 12 月 12 日～27 年１月 14 日実施）。

図表 1-2-1　計画策定体制

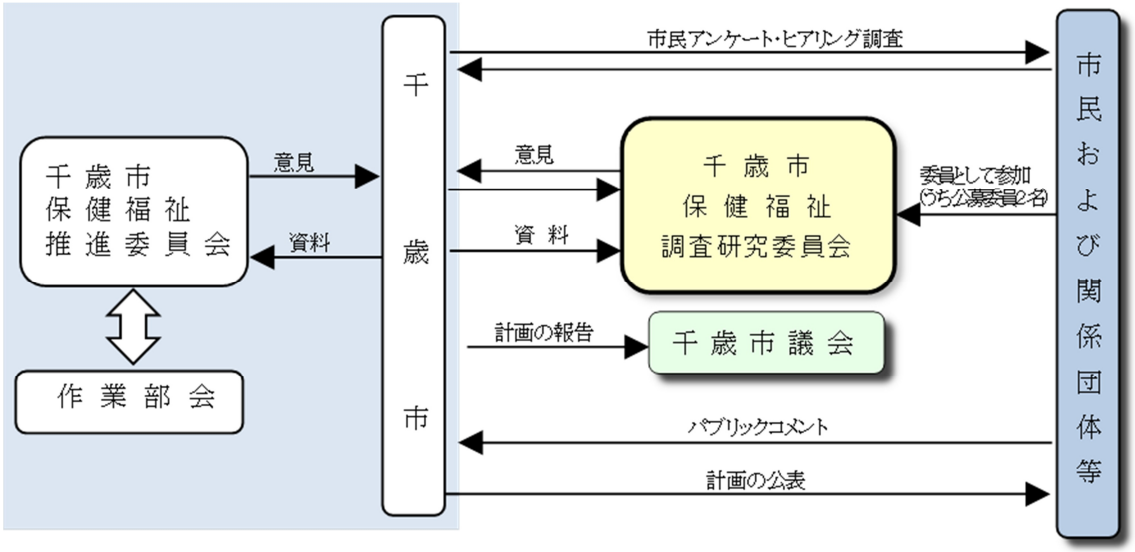

第２章　千歳市の現状と将来推計

第１節　高齢者人口等および要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

１．高齢者人口の推移と将来推計

人口は、平成 25 年までは緩やかな増加傾向にありましたが、平成 26 年は 95,426 人となっており、平成 25 年の 95,387 人と比べてわずかな増加にとどまっています。

また、年齢構成についてみると、65 歳以上の人口は、第４期事業計画最終年の平成 23 年には 16,497 人、第５期計画最終年の平成 26 年には 19,079 人と増加傾向にありますが、40 歳未満の人口は 46,712 人から 44,774 人に減少しています。これに伴い、高齢化率（65 歳以上の高齢者の割合）も平成 23 年の 17.5%から平成 26 年の 20.0%になっています。

図表 2-1-1　高齢者人口の推移と将来推計

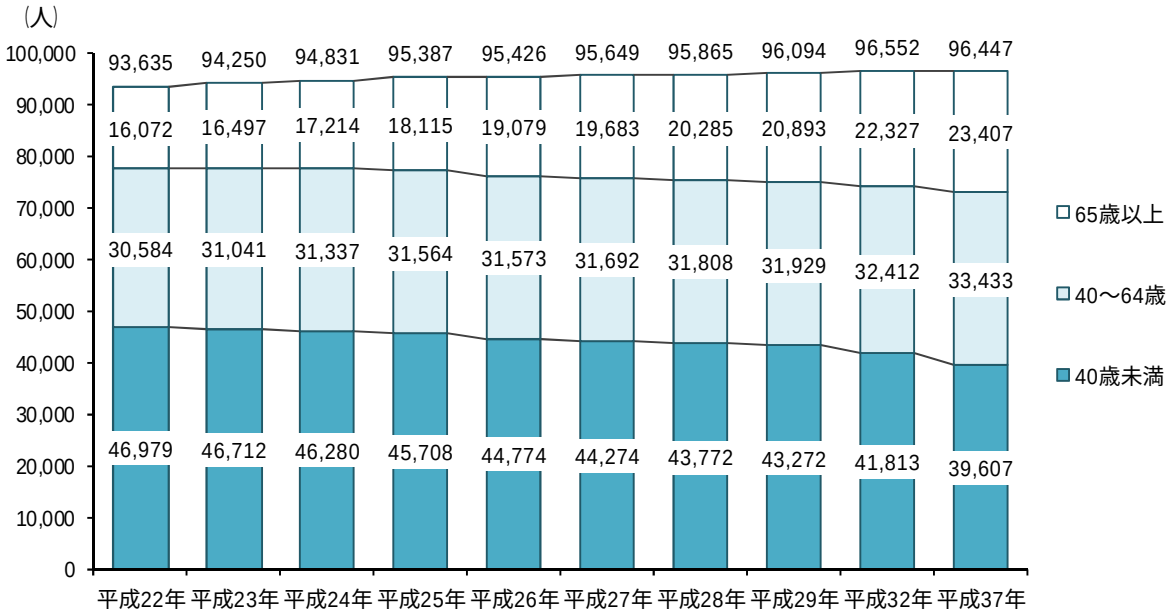

※平成 22 年から平成 26 年までは 10 月１日現在の住民基本台帳による状況です。
平成 27 年から平成 37 年までは過去の実績値（５年間を隔てる２時点平成 21 年と 26 年）を「基準人口」として２時点におけるコーホート変化率法（コーホートとは同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは性別・年齢別の人口変化率、女性・子ども比、出生児の男女比などを用いて将来の人口を計算する方法をいいます）により推計しました。
なお、この推計は高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の将来推移を把握するため独自に行ったものであり、千歳市第６期総合計画における人口推計とは異なるものです。

平成 27 年以降も人口は微増傾向にありますが、平成 29 年の人口は 96,094 人、65 歳以上の人口は 20,893 人となり、高齢化率も 21.7%と推計され、平成 37 年には高齢化率が 24.3%にまで上昇すると推計されます。

図表 2-1-2　高齢化率の推移と将来推計

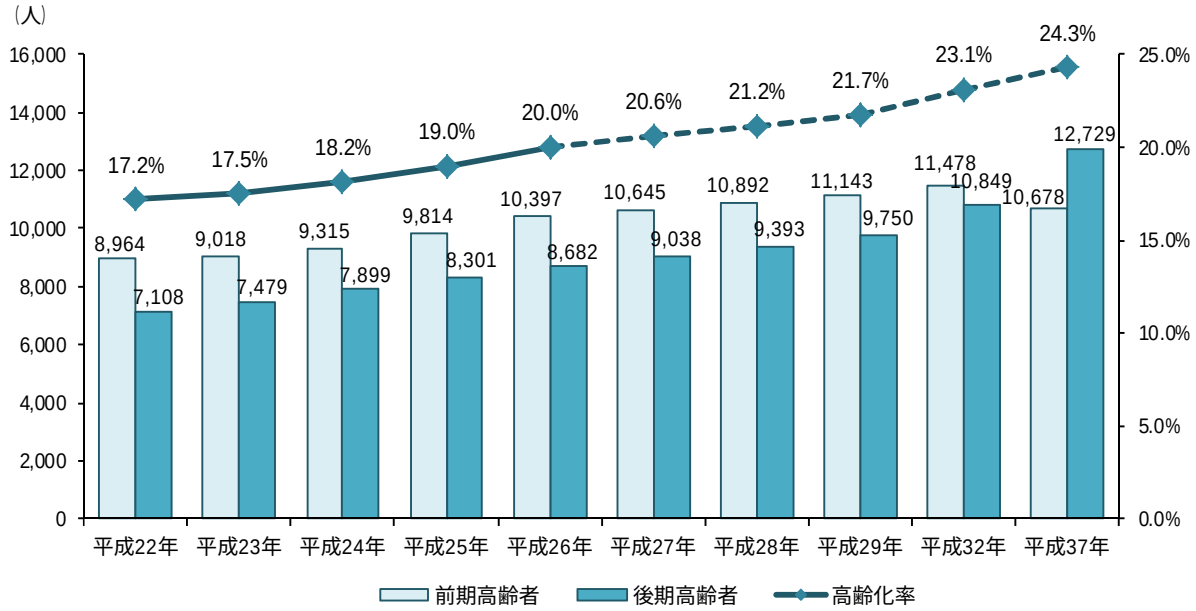

※「前期高齢者」とは 65 歳～74 歳、「後期高齢者」とは 75 歳以上の高齢者をいいます。

２．高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯数は、国勢調査を行うごとに増加しており、平成 22 年の調査結果によると高齢者のいる世帯数は 10,761 世帯、世帯総数の 28.0%となっています。

このうち、夫婦のみの世帯は 3,980 世帯で、高齢者のいる世帯の 37.0%を占めています。また、単独世帯は 2,852 世帯で、高齢者のいる世帯の 26.5%を占めており、いずれも増加しています。

図表 2-1-3　高齢者世帯数の推移

単位：世帯

区　　分	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
世帯総数 A	25,685	29,937	33,330	35,786	38,374
高齢者のいる世帯　B	3,762	5,321	7,186	9,064	10,761
世帯総数に占める割合 B/A	14.6%	17.8%	21.6%	25.3%	28.0%
夫婦のみの世帯　C	1,164	1,888	2,474	3,240	3,980
世帯総数に占める割合 C/A	4.5%	6.3%	7.4%	9.1%	10.4%
高齢者のいる世帯に占める割合　C/B	30.9%	35.5%	34.4%	35.7%	37.0%
単独世帯　D	674	1,057	1,548	2,192	2,852
世帯総数に占める割合 D/A	2.6%	3.5%	4.6%	6.1%	7.4%
高齢者のいる世帯に占める割合　D/B	17.9%	19.9%	21.5%	24.2%	26.5%
その他の世帯　E	1,924	2,376	3,164	3,632	3,929
世帯総数に占める割合 E/A	7.5%	7.9%	9.5%	10.1%	10.2%
高齢者のいる世帯に占める割合　E/B	51.1%	44.7%	44.0%	40.1%	36.5%

※上記「世帯」とは「一般世帯」を表し、「高齢者のいる世帯」とは「65 歳以上の親族のいる世帯」を表します。

資料：国勢調査

３．要支援・要介護者数の推移と将来推計

介護保険サービスを利用するためには、要支援・要介護の認定を受ける必要があります。要支援・要介護の認定は、心身の状況に応じで、要支援１・２と要介護１～５の７つに区分されます。

要支援・要介護の認定者数は、平成 23 年が 2,505 人、平成 26 年が 3,174 人となっており、３年間で 669 人増加しています。今後も、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護者数の増加が予想されます。

図表 2-1-4　要支援・要介護者の推移と将来推計

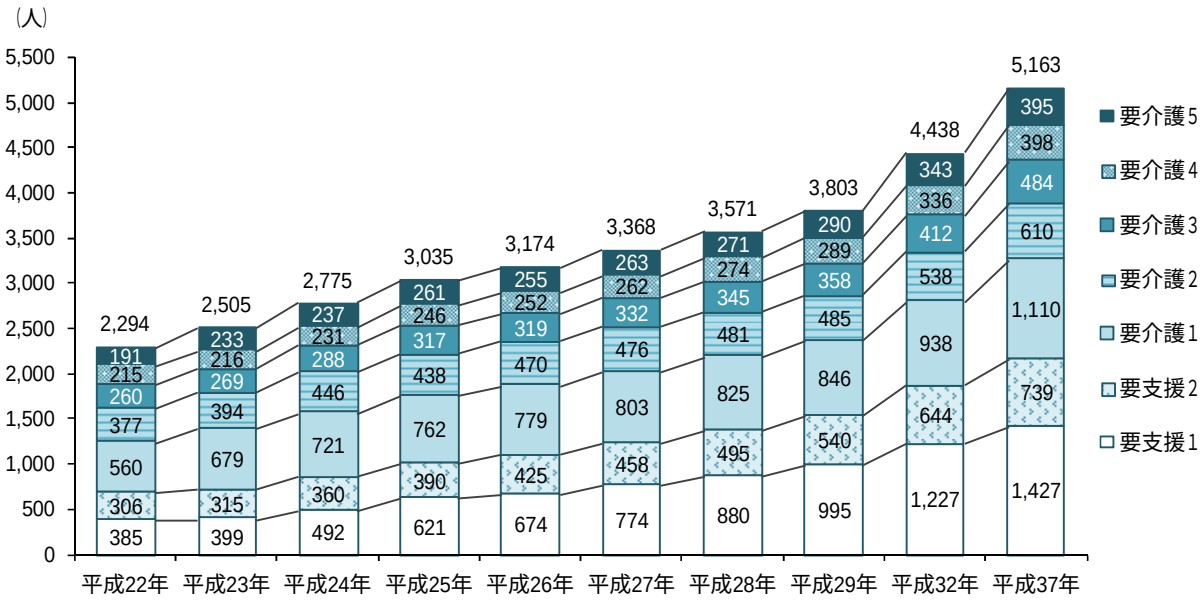

※平成 22 年から 26 年までは 10 月 1 日現在の状況です（介護保険事業状況報告）。

平成 27 年から 37 年までは、厚生労働省配布のワークシートによる推計値です。

図表 2-1-5　要支援・要介護者の構成状況

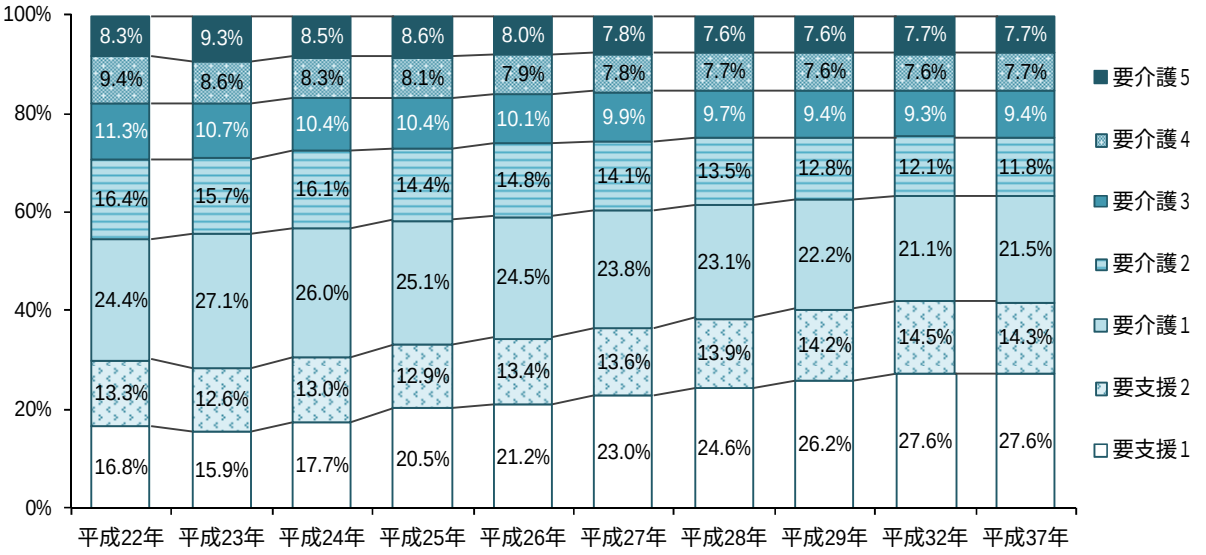

※平成 22 年から 26 年までは 10 月 1 日現在の状況です（介護保険事業状況報告）。

平成 27 年から 37 年までは、厚生労働省配布のワークシートによる推計値です。

図表 2-1-6　要支援・要介護認定者の出現率の推移

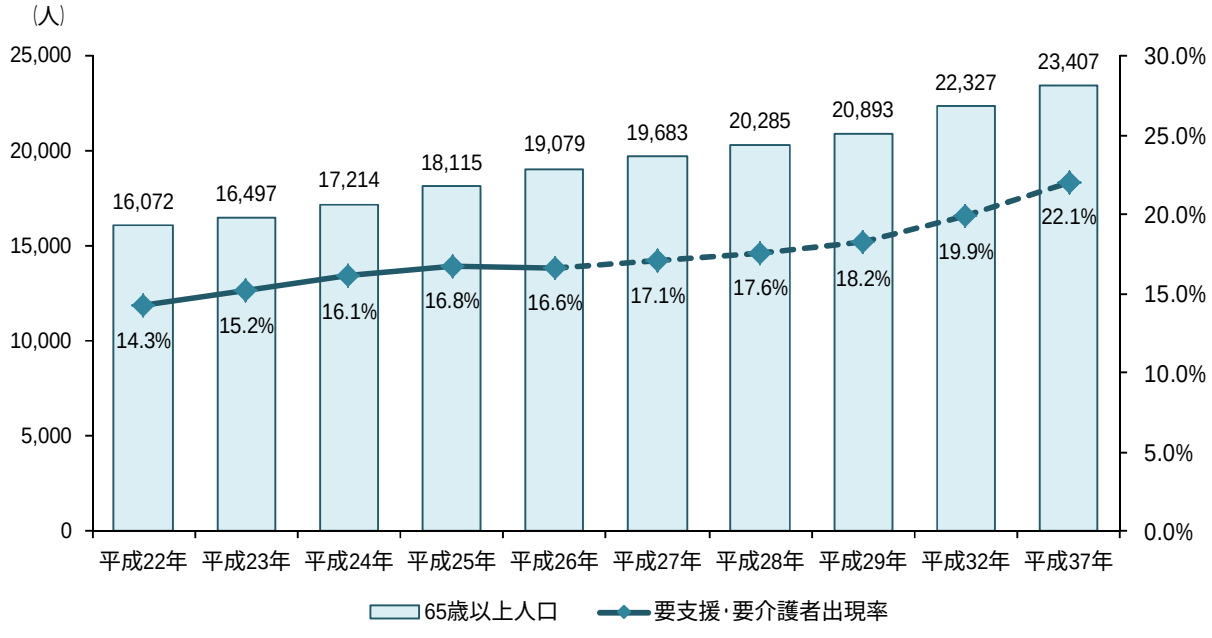

第２節　アンケート調査結果

１．調査実施概要

（１）高齢者アンケート調査

目　的	介護保険制度の改正により、平成 29 年４月までに介護予防給付の一部(訪問介護・通所介護)を地域支援事業として市町村事業に移行することから、本調査は、地域支援事業の対象となる要支援１・２および要介護認定を受けていない高齢者のニーズについて把握するとともに、高齢者の実態や介護に対する意識・意向等を把握し、第６期事業計画策定にあたっての基礎資料とすることを目的として実施しています。 さらに、今後の地域支援事業における生活支援サービスの検討に向け、生活支援サービスへのニーズ、高齢者の担い手などの把握についてもあわせて調査したほか、介護保険料や住まいの希望などについても市の独自項目として調査を実施しました。			
対象者	平成 26 年６月１日現在、千歳市に在住する 65 歳以上の高齢者のうち、介護認定における要介護度が、要支援１・２、要介護１・２及び介護認定を受けていない高齢者 3,000 人			
調査方法	郵送による調査（返信用封筒を同封）			
調査期間	調査票郵送日：平成 26 年７月 11 日 調査票提出期限：平成 26 年７月 25 日			
回収状況	発送数：3,000 件　　不達数：28 件　　有効発送数：2,972 件 有効回収数：1,996 件　　有効回収率：67.2%			
調査対象者の状況	要介護度	対象者数	回答者数	回収率
	要支援１	154	107	69.5%
	要支援２	94	65	69.1%
	要介護１	152	62	40.8%
	要介護２	66	35	53.0%
	認定なし	2,506	1,727	68.9%
	合　計	2,972	1,996	67.2%

２．高齢者アンケート結果等からみえる現状と課題

（１）一人暮らし世帯の支援について

回答者の家族構成をみると、２割以上が「一人暮らし」となっています。市内５か所に分かれている日常生活圏域別では「南区」が３割以上となっており、他の日常生活圏域と比べてその割合が高くなっています。

また、年齢別にみると、年齢が高くなるにつれ「一人暮らし」の割合が高くなっています。

図表 2-2-1　世帯構成（日常生活圏域別）

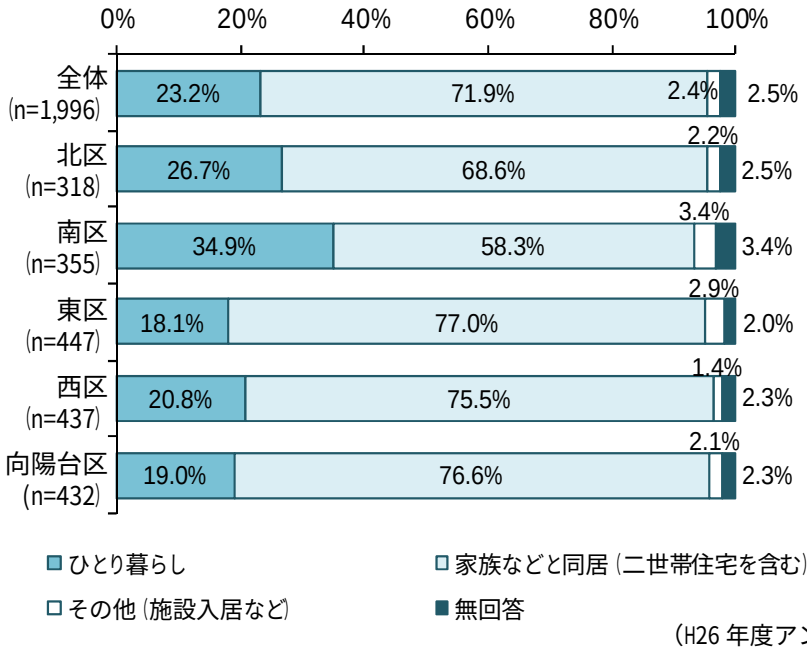

（H26 年度アンケート調査より）

図表 2-2-2　世帯構成（年齢別）

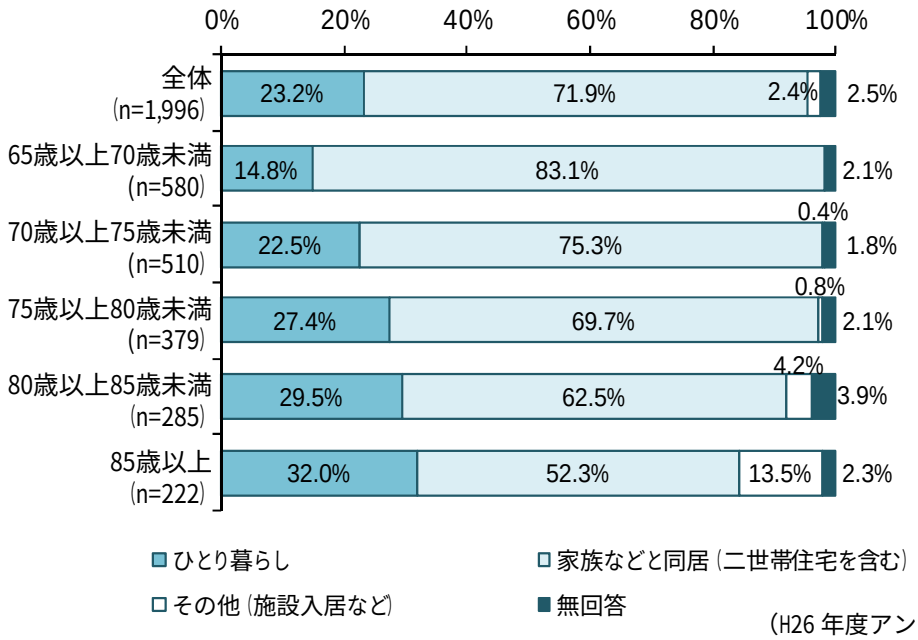

（H26 年度アンケート調査より）

さらに、地域包括支援センターが地域の状況を把握する際、近隣の方との交流もなく、町内会などにも参加していない一人暮らしの高齢者については、情報の把握が困難であることから、近隣の方や民生委員等との連携が必要となります。

また、地域包括支援センターの周知度は高くないことから、一人暮らしの高齢者が困ったことを相談できる窓口として更なる周知が必要です。

その他高齢者が、地域の中で孤立しないような見守り体制の整備を進めることが重要となります。

図表 2-2-3　地域包括支援センターの周知度（n=1,996）

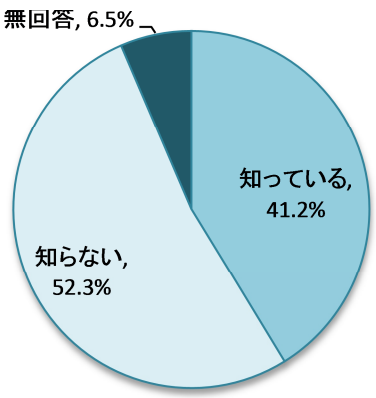

（H26 年度アンケート調査より）

（2）介護サービスの充実について

介護が必要となった場合、「自宅での生活を維持できるよう、訪問介護や訪問診療等の在宅介護・医療サービスの充実をしてほしい」との回答が５割ある一方で、「長期入所できる介護保険施設を増やしてほしい」との意見も３割を超えています。また、自由意見では「介護保険施設を充実させてほしい、低料金で利用できる施設をつくってほしい」との意見や、将来一人で生活できなくなった際の不安を抱えている意見も見られます。

また、介護サービスと介護保険料の関係では、「介護保険料が多少上がってもよいので、ある程度の施設は造ってほしい」が 35.5%、「施設整備は最小限にして、介護保険料はあまり上げないでほしい」が 30.3%となっており、介護サービスを必要とする高齢者が希望するサービスを安心して利用できるよう、介護保険料を勘案しながら介護保険サービスの充実の検討を進めることが必要となります。

図表 2-2-4　介護が必要となった場合の希望（n=1,996）

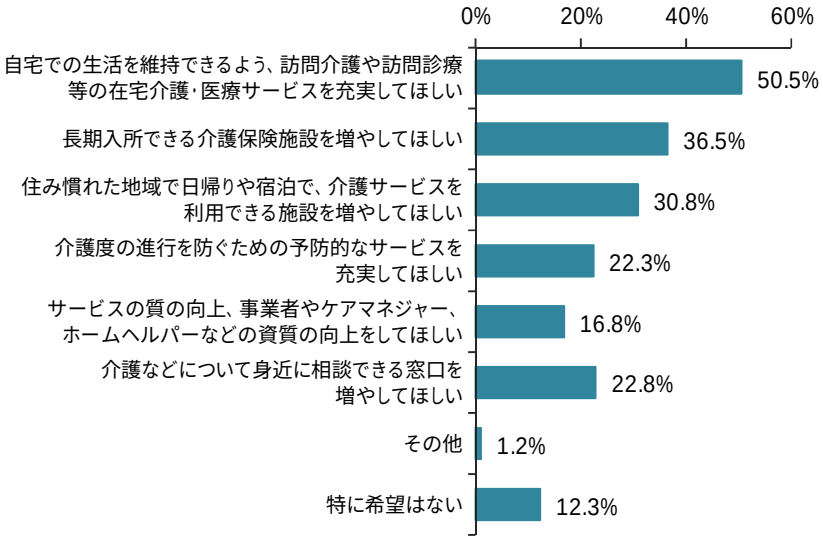

（H26 年度アンケート調査より）

（3）医療と介護の連携について

多くの高齢者は、治療が必要な疾患や後遺症をもっており、定期的な通院が必要となりますが、年齢が高くなるにつれて外出の回数が減ったり、運動機能が低下し、通院が困難になる傾向にあります。

また、最期を迎えたい場所としては、自宅を希望する高齢者が多いことから、在宅での生活を継続できるような生活環境が必要となります。

家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手として、ケアマネジャーや地域包括支援センターよりも医師、歯科医師、看護師の割合が高くなっており、高齢者にとって、医療機関が相談先として身近な存在にあることがうかがえます。

医療と介護の連携を推進することは、退院後の在宅復帰が容易になるなど、住み慣れた地域での在宅生活を支える上で重要となります。

今後、退院後の支援、急変時の対応、看取りなどの支援が適切に受けることができるよう体制整備を図るため、医師会や医療機関、介護サービス事業者等の関係機関との連携を推進する必要があります。

図表 2-2-5　通院の有無（n=1,996）

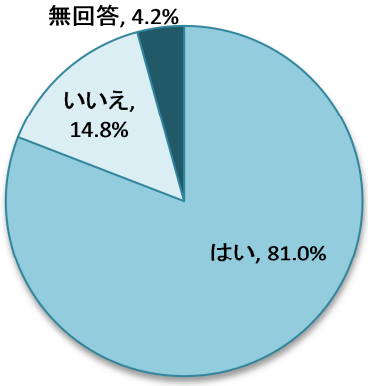

（H26 年度アンケート調査より）

図表 2-2-6　最後を迎えたい場所（n=1,996）

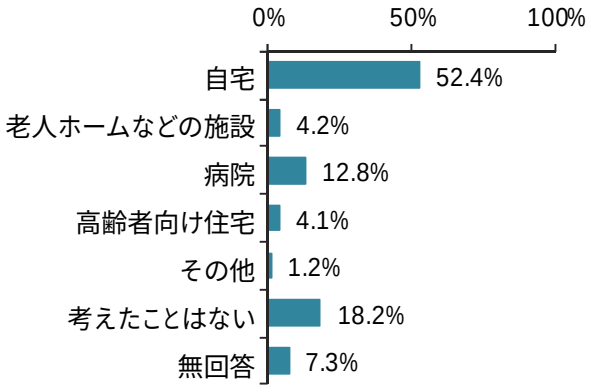

（H26 年度アンケート調査より）

（４）多様な生活支援サービスの確保と周知

民間による生活支援サービスの利用については８割の高齢者が利用していない状況にありますが、家事や買い物などを支援するサービスがあればよい、などの意見もみられます。また、日常生活については、身の回りのことは手助けなく自分でできる方が多い一方、家の中の修理や電球交換・模様替えや、除雪などができない割合が２割程度となっています。さらに、ゴミ出しや買い物の支援など、介護保険サービスでは補えない生活支援が必要な高齢者もいる状況にあります。

図表 2-2-7　家の中の修理や電球交換・模様替え（n=1,996）

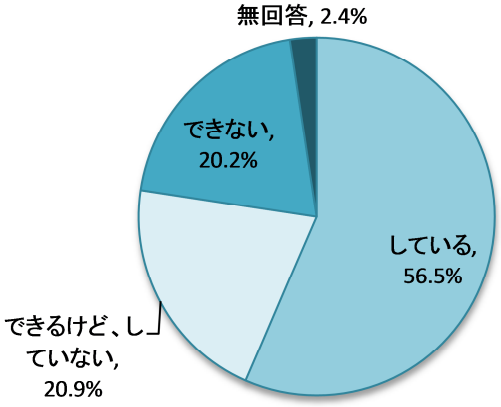

図表 2-2-8　除雪（n=1,996）

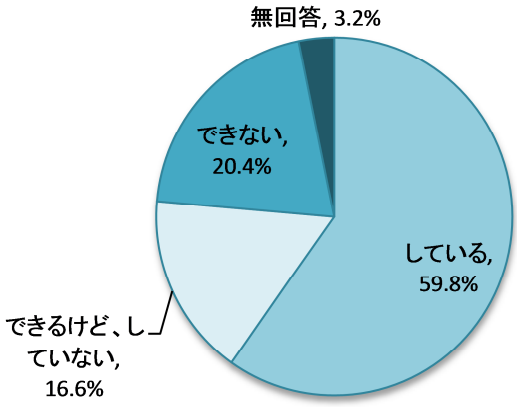

（H26 年度アンケート調査より）

日常生活で支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続するためには、見守りや安否確認のほか、家事支援、外出支援サービスなどの生活支援が必要となります。

そのためには、地域住民や NPO 団体、民間事業者、ボランティア団体等の多様な主体による生活支援サービスを整備するとともに、支援が必要な方に円滑にサービスがつながるよう、実施主体間のネットワークの構築が必要となります。

（５）認知症対応について

「物忘れがある」、「今日の日付がわからない」との回答は２割程度あり、年齢が高くなるほどその割合も高くなっています。また、「その日の活動を自分で判断できない」や、「自分の考えをうまく伝えられない」についても年齢が高くなるほど多くなっています。さらに、介護予防のために利用しているまたは利用したいものとしては「認知症予防のための教室」との意見が最も多く、認知症に対しての関心が高いことがうかがえます。

認知症になっても自宅での生活を続けるため、周りの理解が必要となることから、認知症に関する正しい知識を学ぶ機会を広く提供するとともに、認知症サポーターの養成を今後も継続的に実施するなど、地域で支え合う取組や体制整備を進めることが重要となります。

図表 2-2-9　介護予防のために利用しているもの、利用したいもの（n=1,996）

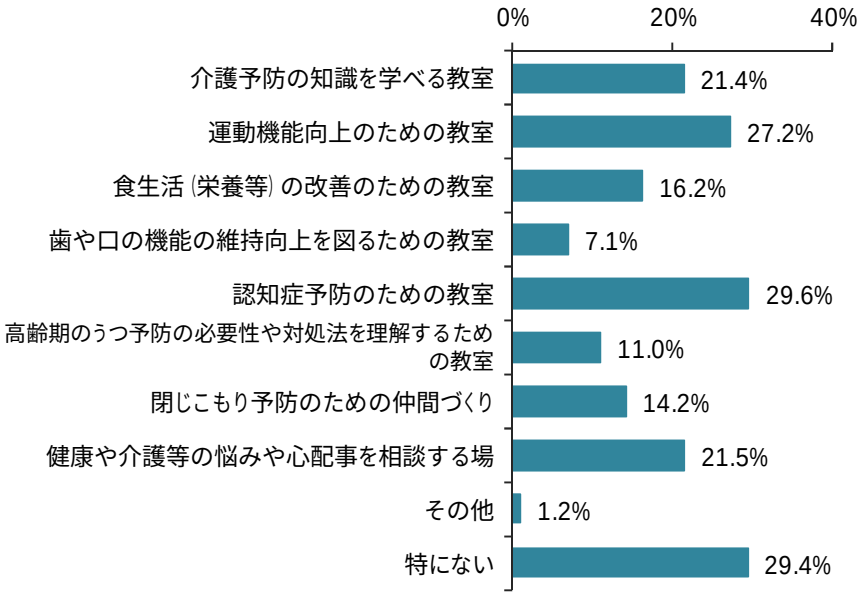

（H26 年度アンケート調査より）

（６）介護予防の推進について

運動の状況では、階段を手すりや壁をつたわらずに昇れない方が４割程度あり、高齢になるほどその割合は高く、85 歳以上では７割以上が手すりや壁をつたわらずに昇るのが難しい状況にあります。また、外出を控えている高齢者は３割程度となっており、年齢が高くなるほど多くなります。

介護予防に関して利用したことや利用しているものとして「認知予防のための教室」が 29.6%、「運動機能向上のための教室」が 27.2%、「介護予防の知識を学べる教室」が 21.4%の回答があり、高齢者自身も介護予防に関する関心は高いと考えられます。

今後も介護予防に関する情報を発信し、広く周知を図るとともに、高齢者の運動機能の低下を予防し、閉じこもりにならずに生活できるよう、地域で気軽に参加できる介護予防の参加機会を提供することが必要となります。

図表 2-2-10　外出を控えているか

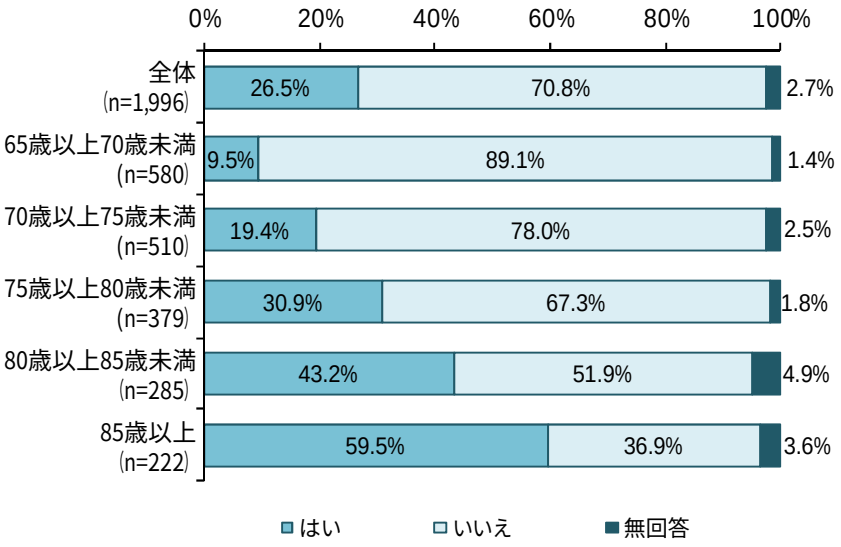

（H26 年度アンケート調査より）

（７）社会参加の促進について

地域の生活環境の改善（清掃等）の活動については年に数回参加している方が３割程度おり、見守りや介護が必要な高齢者を支援する活動や、子育てをしている親を支援する活動などの参加割合が低く、８割以上の方が参加していない状況にあります。また、趣味関係の活動は約６割、ボランティア活動も約７割の方が参加していない状況にあります。

高齢者自身が社会の中で活動する場を提供するとともに、社会参加を促すための取組や仕掛けが必要となります。

第３章　第５期計画の実施状況

第１節　介護保険給付費等の推移

平成 12 年度から始まった介護保険制度は、介護や支援が必要な人を社会全体で支える仕組みとして着実に定着し、おおむね順調に推移しています。

その反面、制度運営については、要介護状態の重度化、増大する給付費の伸びといった課題があります。

このような課題に対応するため、平成 18 年に大幅な介護保険の制度改革が行われ、介護予防を重視するとともに、施設における費用負担を見直し、増大する介護給付費の抑制を図り、持続可能な制度運営を目指しました。

本市でも制度改革後、介護予防事業を展開し、将来要介護状態になるおそれのある方、あるいは要介護状態の方の改善・予防の取組を推進しており、平成 26 年度には介護予防を専門に担当する千歳市介護予防センターを設置し、保健師、理学療法士、社会福祉士など専門職が地域に出向いて介護予防教室を実施するほか、地域住民等が自主的に介護予防につながる活動を、継続的に行う仕組みづくりを進めることとしています。本市の介護給付費(決算額)の推移については、介護保険サービスが開始された平成 12 年度は 14 億８千万円でしたが、平成 25 年度は 36 億となり、平成 12 年度比で 2.43 倍となっている状況です。

図表 3-1-1　介護保険給付費の推移

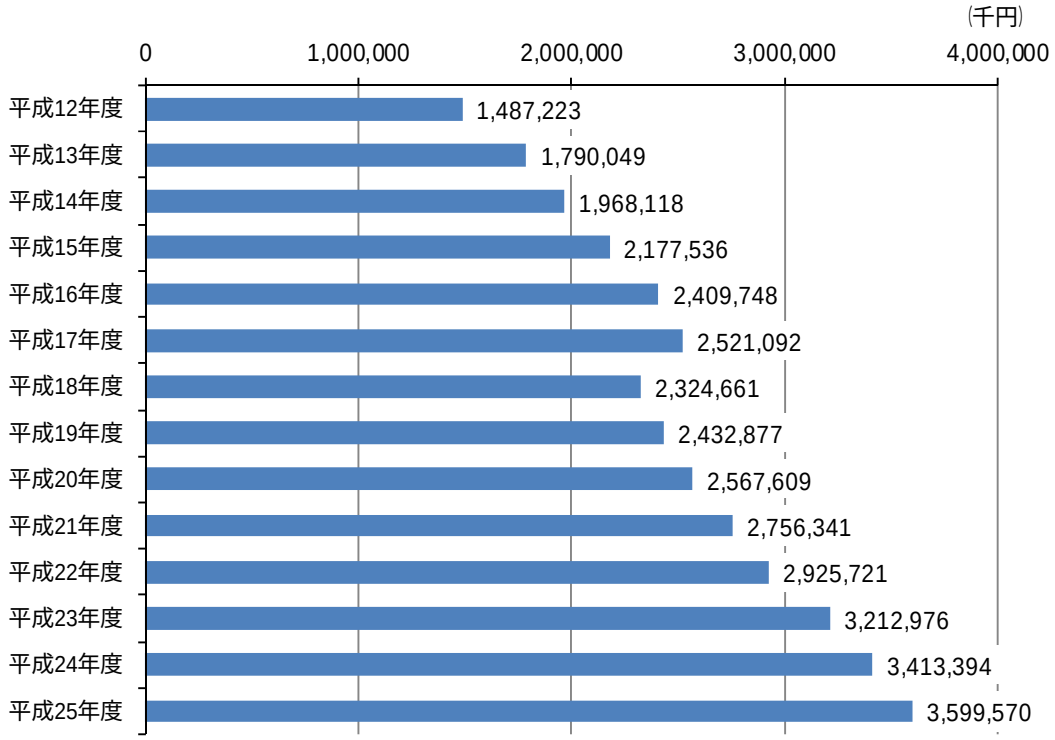

図表 3-1-2　介護保険給付費の推移（内訳）

単位：千円

	介護･予防 サービス費	審査支払手数料	高額介護サービス費	合計
平成 12 年度	1,469,794	1,668	6,762	1,487,223
平成 13 年度	1,772,318	2,507	15,225	1,790,049
平成 14 年度	1,948,752	3,136	16,231	1,968,118
平成 15 年度	2,158,448	3,211	15,877	2,177,536
平成 16 年度	2,388,076	3,108	18,564	2,409,748
平成 17 年度	2,490,037	3,209	27,847	2,521,092
平成 18 年度	2,285,458	2,976	36,228	2,324,661
平成 19 年度	2,390,313	2,873	39,691	2,432,877
平成 20 年度	2,520,706	3,001	43,903	2,567,609
平成 21 年度	2,701,791	3,174	51,378	2,756,341
平成 22 年度	2,850,382	3,366	71,974	2,925,721
平成 23 年度	3,136,294	3,570	73,113	3,212,976
平成 24 年度	3,324,601	3,723	85,071	3,413,394
平成 25 年度	3,509,478	4,045	86,048	3,599,570

※端数処理のため、合計が一致していません。

※「介護・予防サービス費」は、「介護（予防）サービス費」と「特定入所者介護サービス費を合わせたものです。「特定入所者介護サービス費」とは、居住費・食費について、所得に応じた負担限度額を設け、その額を超える利用者負担に対して、支給されるものです。

※「高額介護サービス等費」は、「高額介護サービス費」と「高額医療合算介護サービス費」を合わせたものです。「高額介護サービス費」とは、１か月あたりの自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額が申請により支給されるものです。また、「高額医療合算介護サービス費」とは、同じ世帯で医療保険と介護保険の両方から給付を受けることにより、自己負担額が高額となった場合は双方の自己負担額を合計し、限度額を超えた額が申請により支給されるものです。

図表 3-1-3　サービス区分による介護保険給付費の推移

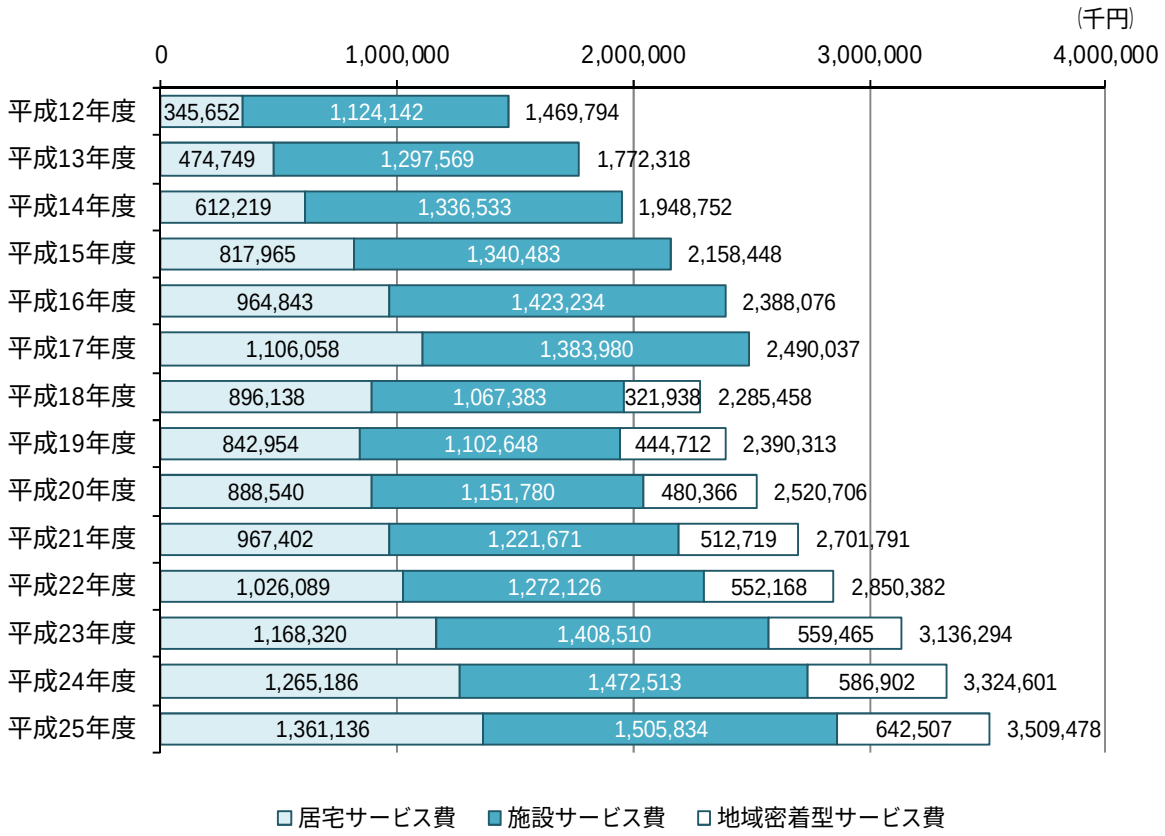

図表 3-1-4　地域支援事業費の推移

単位：千円

	介護予防 事業費	包括的支援･ 任意事業費	計
平成 18 年度	5,294	70,580	75,874
平成 19 年度	9,378	69,578	78,956
平成 20 年度	15,059	70,790	85,848
平成 21 年度	15,054	50,484	65,538
平成 22 年度	15,460	56,642	72,101
平成 23 年度	28,280	49,406	77,686
平成 24 年度	31,931	58,413	90,343
平成 25 年度	34,074	60,895	94,968

※端数処理のため合計が一致していません。
※地域支援事業は、平成 18 年度から設けられたものです。

第２節　介護保険・福祉サービスの実施状況

１．介護保険サービス（予防給付・介護給付）

要介護者等の自立した日常生活を支援するため、介護保険サービスや地域密着型サービスの適切な提供に努めています。

（１）居宅サービスの現状等

①訪問介護（予防給付・介護給付）

訪問介護員や介護福祉士によって提供される、入浴、食事等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要となるサービスです。日常生活に必然性のあるサービスのため、居宅サービスの中で、利用者数が多いサービスとなっています。

図表3-2-1　利用人数および利用回数の推移

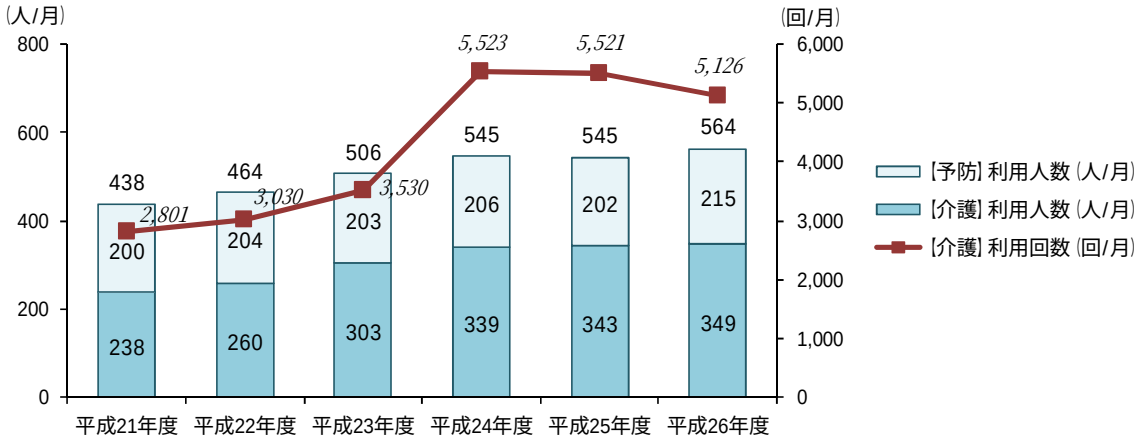

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-2　第５期事業計画の利用人数および利用回数の計画値と実績値

		第５期事業計画　計画値			第５期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	300	328	357	339	343	349
	利用回数（回/月）	3,528	3,848	4,191	5,523	5,521	5,126
予防	利用人数（人/月）	211	213	215	206	202	215

②訪問入浴介護（予防給付・介護給付）

在宅での入浴が困難な方に対し、浴槽を積んだ入浴車で利用者を訪問し、看護職員、介護職員が行う入浴の介護です。

図表3-2-3　利用人数および利用回数の推移

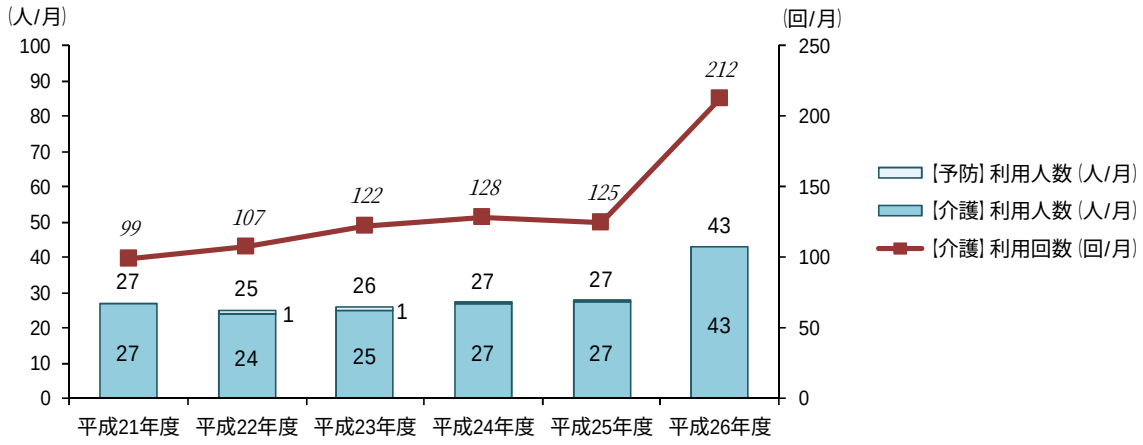

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-4　第５期事業計画の利用人数および利用回数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	29	30	31	27	27	43
	利用回数（回/月）	130	133	138	128	125	212
予防	利用人数（人/月）	1	1	1	1	1	1
	利用回数（回/月）	4	4	4	1	1	1

③訪問看護（予防給付・介護給付）

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者等に対し、看護師や保健師が居宅を訪問して、療養上の必要な診療補助を行います。

図表3-2-5　利用人数および利用回数の推移

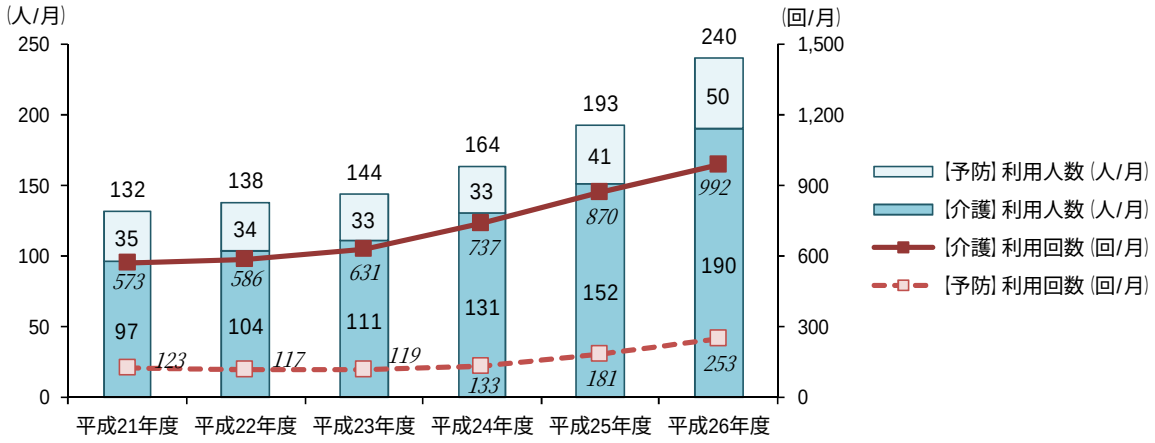

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-6　第５期事業計画の利用人数および利用回数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	125	133	139	131	152	190
	利用回数（回/月）	661	702	733	737	870	992
予防	利用人数（人/月）	31	32	32	33	41	50
	利用回数（回/月）	119	122	123	133	181	253

④訪問リハビリテーション（予防給付・介護給付）

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者等に対し、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための訓練を行います。

図表3-2-7　利用人数および利用回数の推移

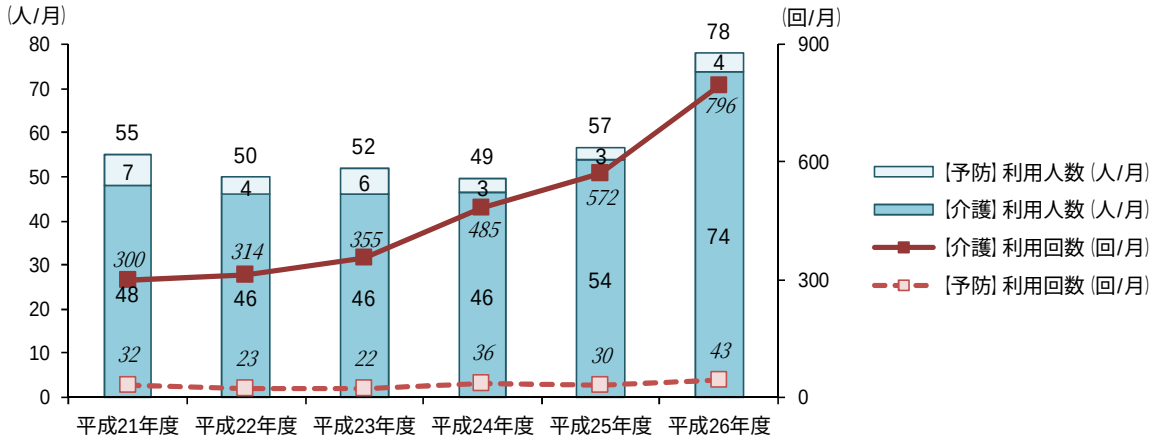

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-8　第５期事業計画の利用人数および利用回数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
介護	利用人数(人/月)	49	53	58	46	54	74
	利用回数(回/月)	367	401	436	485	572	796
予防	利用人数(人/月)	3	3	3	3	3	4
	利用回数(回/月)	33	33	33	36	30	43

⑤居宅療養管理指導（予防給付・介護給付）

通院が困難な要介護者等に対して、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが、居宅を訪問して心身の状況、置かれている環境などを把握して療養上の管理及び指導を行います。

図表3-2-9　利用者数の推移

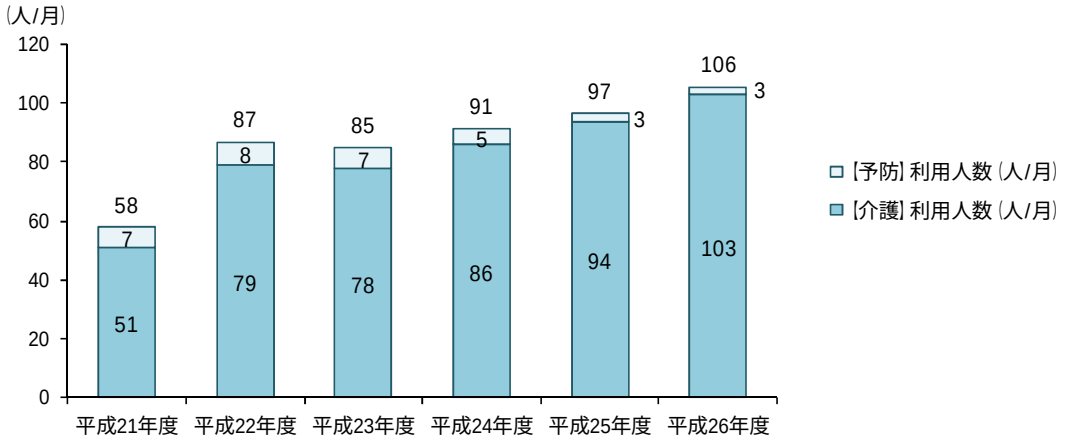

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-10　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	85	86	87	86	94	103
予防	利用人数（人/月）	10	12	14	5	3	3

⑥通所介護（予防給付・介護給付）

デイサービスセンター等において入浴及び食事の提供、機能訓練などを受けることにより、要介護者等の社会的な孤立感の解消、心身の機能の維持を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目的としています。

図表3-2-11　利用人数および利用回数の推移

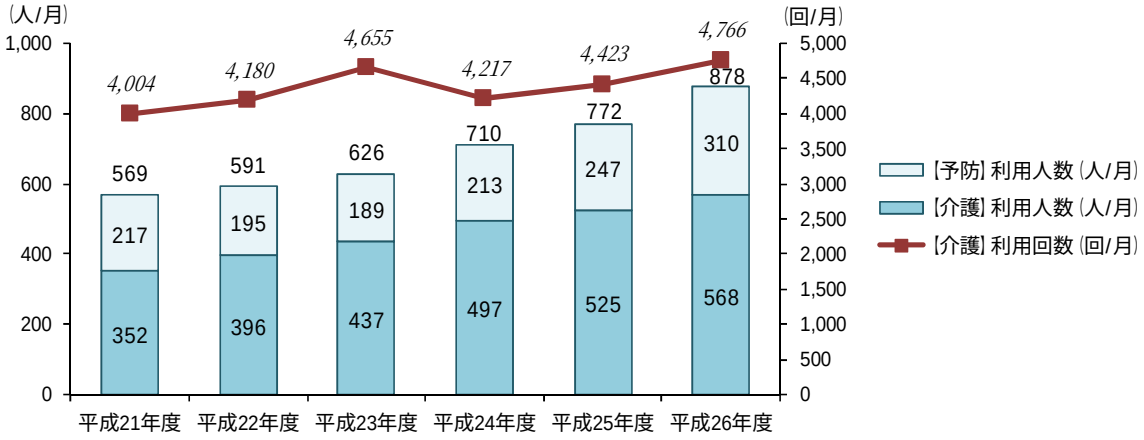

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-12　第５期事業計画の利用人数および利用回数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	454	474	486	497	525	568
	利用回数（回/月）	3,794	3,964	4,068	4,217	4,423	4,766
予防	利用人数（人/月）	204	205	207	213	247	310

⑦通所リハビリテーション（予防給付・介護給付）

要介護者等が、介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

図表3-2-13　利用人数および利用回数の推移

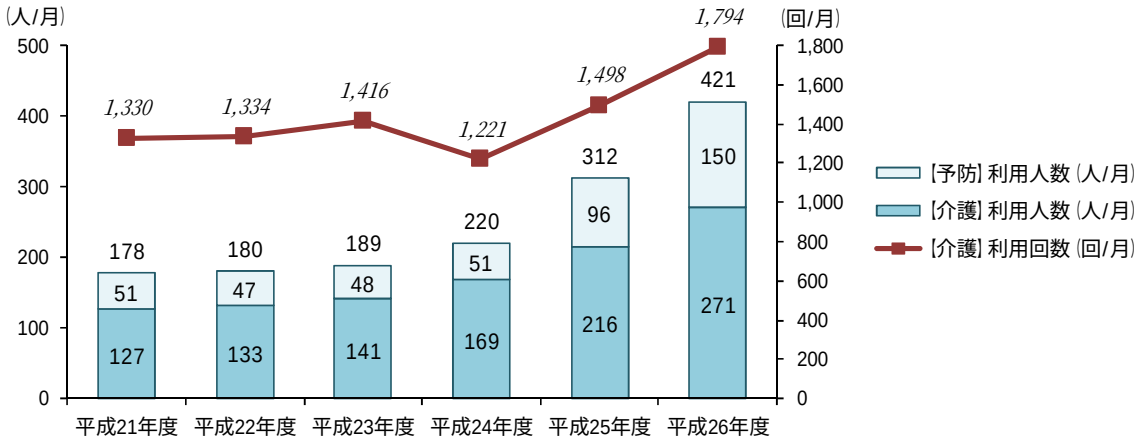

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-14　第５期事業計画の利用人数および利用回数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	136	136	136	169	216	271
	利用回数（回/月）	1,184	1,184	1,184	1,221	1,498	1,794
予防	利用人数（人/月）	44	44	46	51	96	150

⑧短期入所生活介護（予防給付・介護給付）

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活で必要な支援及び機能訓練を行います。要介護者等の心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を目的としています。

図表3-2-15　利用人数および利用日数の推移

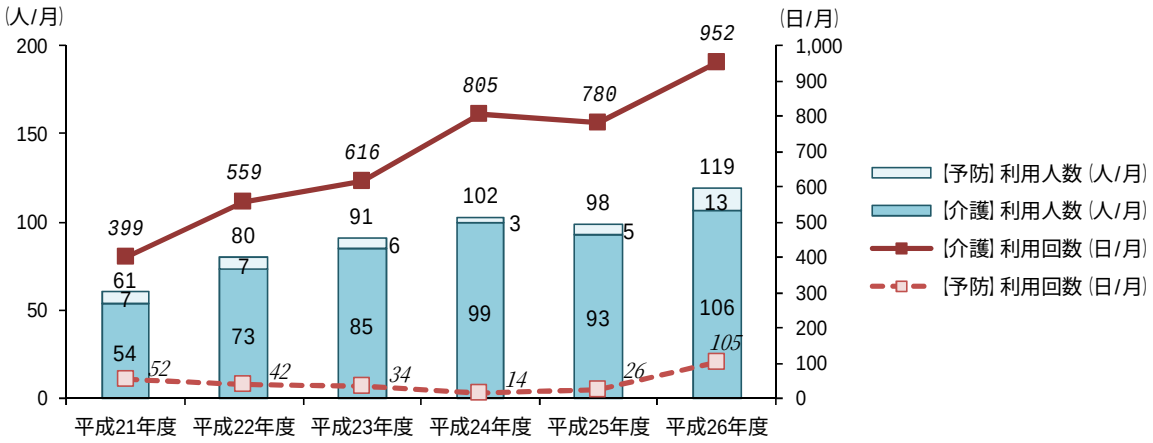

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-16　第５期事業計画の利用人数および利用日数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
介護	利用人数(人/月)	107	113	120	99	93	106
	利用回数(回/月)	790	825	886	805	780	952
予防	利用人数(人/月)	6	7	9	3	5	13
	利用回数(回/月)	21	25	28	14	26	105

⑨短期入所療養介護（予防給付・介護給付）

介護老人保健施設に短期間入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他の医学並びに日常生活上の介護を行います。

図表3-2-17　利用人数および利用日数の推移

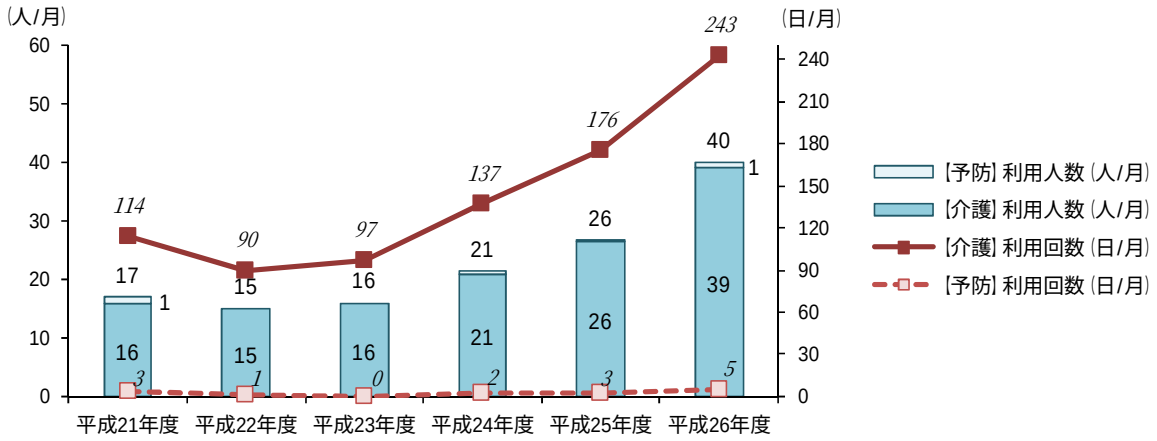

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-18　第５期事業計画の利用人数および利用日数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
介護	利用人数(人/月)	14	17	18	21	26	39
	利用回数(回/月)	98	107	112	137	176	243
予防	利用人数(人/月)	2	2	2	1	1	1
	利用回数(回/月)	4	4	4	2	3	5

⑩特定施設入居者生活介護（予防給付・介護給付）

特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど厚生労働省令で定める施設）に入居している要介護者が、自宅にいるのと同じように介護保険を使って、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けられるサービスです。

図表3-2-19　利用人数の推移

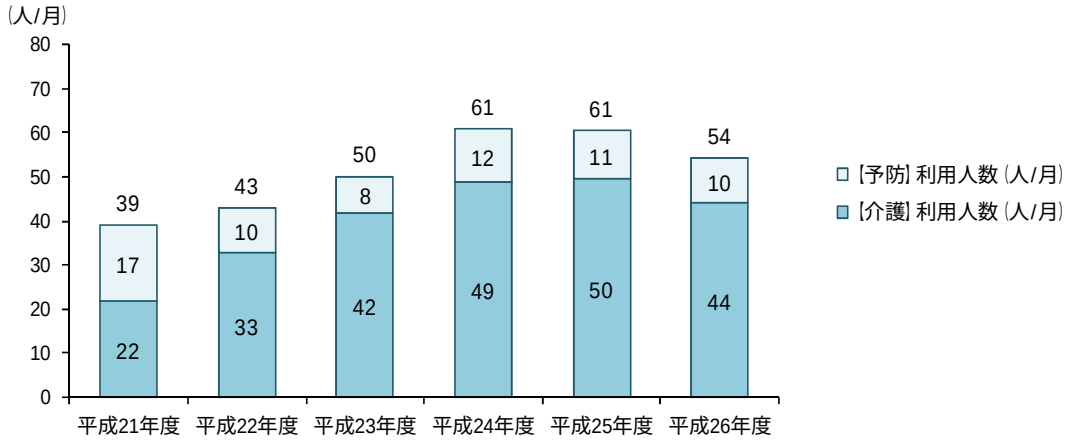

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-20　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	50	55	75	49	50	44
予防	利用人数（人/月）	8	11	13	12	11	10

⑪福祉用具貸与（予防給付・介護給付）

日常生活の自立を助けるため、福祉用具を貸与します。要介護者等の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、介護者の負担の軽減を図るものです。

図表3-2-21　利用人数の推移

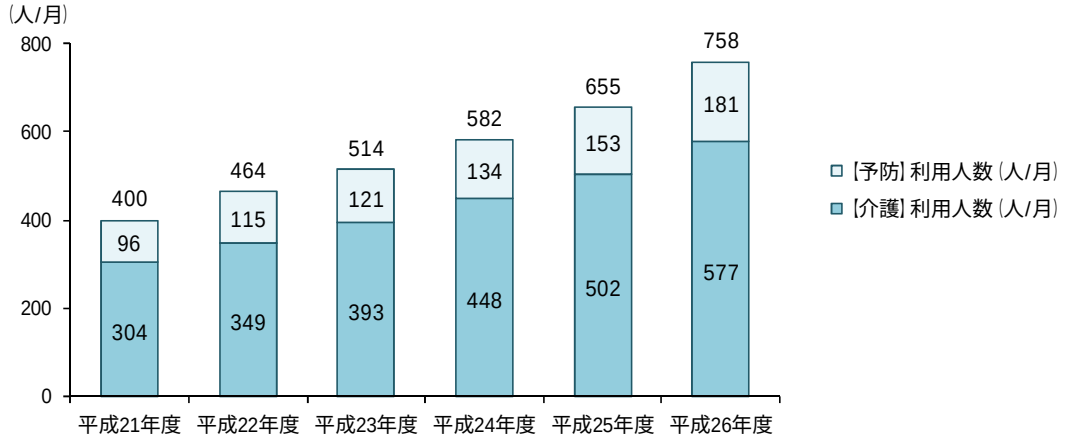

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-22　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	453	469	479	448	502	577
予防	利用人数（人/月）	116	119	122	134	153	181

⑫特定福祉用具販売（予防給付・介護給付）

福祉用具のうち、入浴や排せつなど貸与になじまない用具の購入費を支給するものです。

図表3-2-23　利用人数の推移

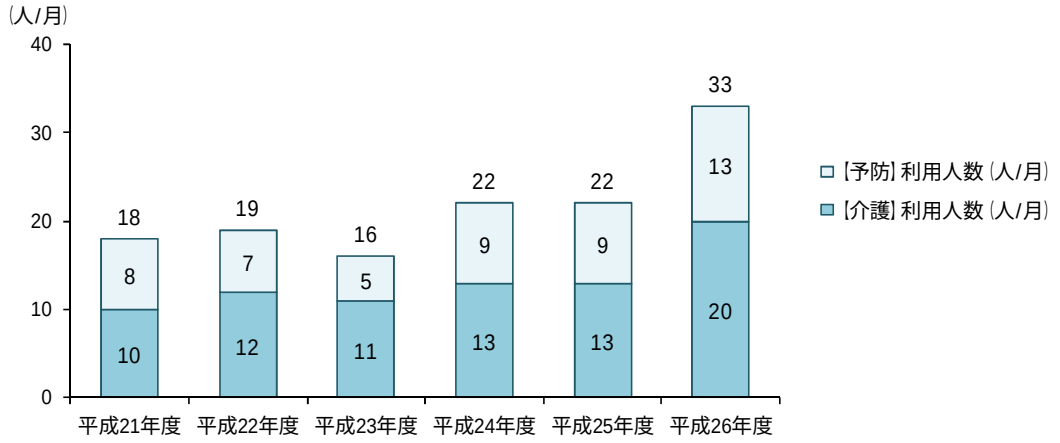

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-24　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
介護	利用人数(人/月)	11	11	11	13	13	20
予防	利用人数(人/月)	4	5	5	9	9	13

⑬住宅改修（予防給付・介護給付）

住宅設備の改修により、在宅での安全な生活を確保するとともに、移動しやすく、暮らしやすい居宅にすることを目的として、手すりなどを設置する費用の一部を支給しています。

図表3-2-25　利用人数の推移

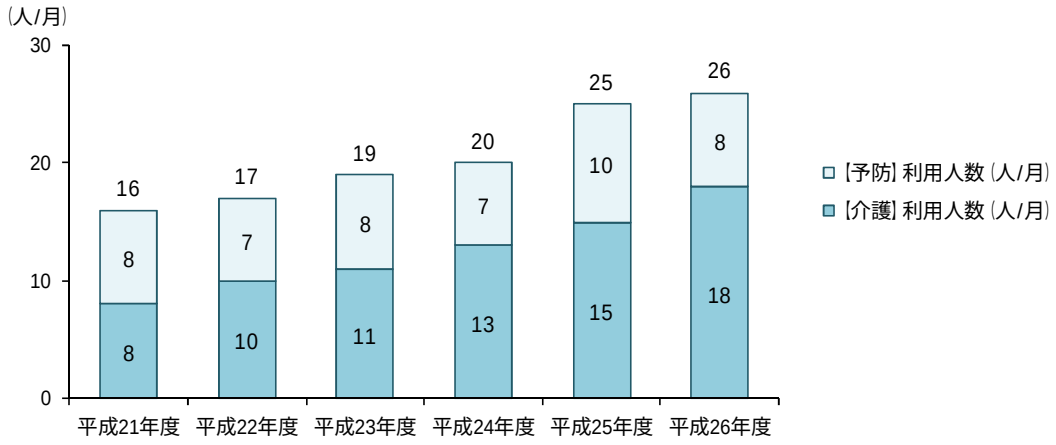

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-26　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
介護	利用人数(人/月)	5	5	5	13	15	18
予防	利用人数(人/月)	9	10	11	7	10	8

⑭介護予防支援・居宅介護支援

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うサービスです。要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、毎年利用人数が増加しています。

図表3-2-27　利用人数の推移

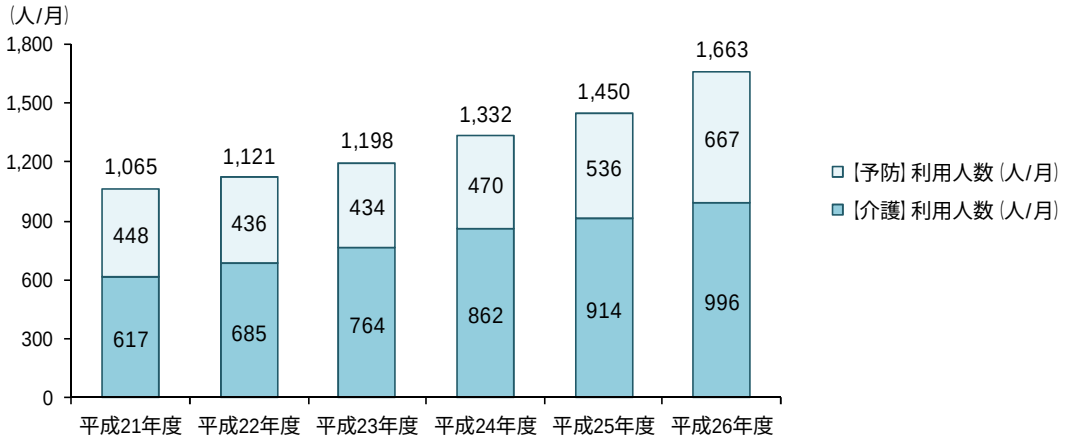

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-28　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	943	965	999	862	914	996
予防	利用人数（人/月）	492	496	501	470	536	667

（２）介護保険施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、身体や精神上に著しい障がいがあるため、自宅での生活が困難な方が入所し、常時介護を受けることができる施設です。

市内には、２か所の介護老人福祉施設(定員総数 150 人)があります。

図表3-2-39　利用人数の推移

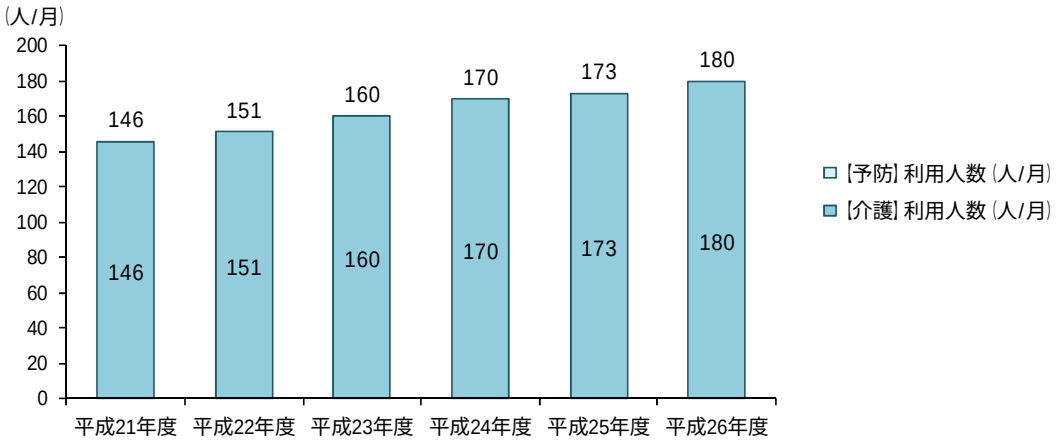

※利用人数に市外施設の利用者を含む

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-40　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用平均人数（人/月）	168	168	168	170	173	180

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、入院治療を必要としない要介護に対し、医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリテーションなど医療ケアと生活サービスを一体的に受けながら在宅復帰を目指す施設です。

市内に２か所の介護老人保健施設(定員総数 200 人)があります。

図表3-2-41　利用人数の推移

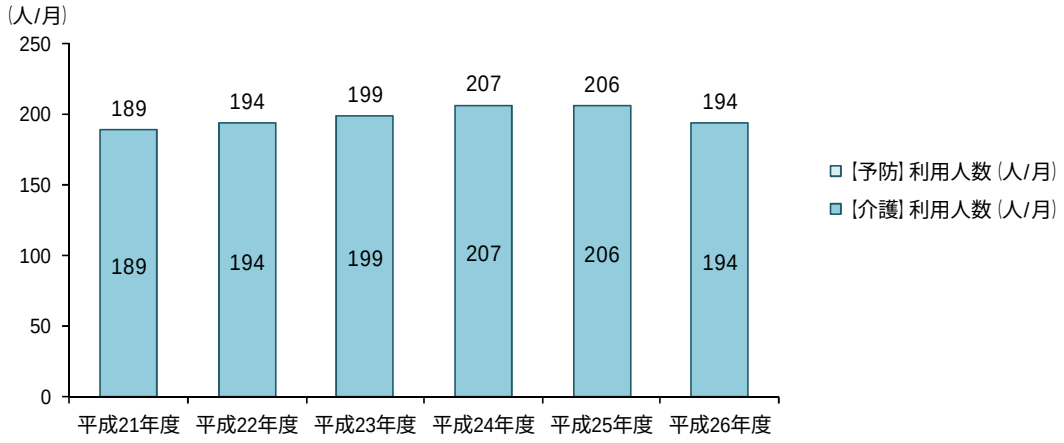

※利用人数に市外施設の利用者を含む

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-42　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
介護	利用人数(人/月)	208	224	244	207	206	194

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期療養が必要な要介護者が医学的な管理のもとに、介護や医療が受けられる施設です。介護療養型施設は、平成 29 年度末をもって廃止されます。

図表3-2-43　利用人数の推移

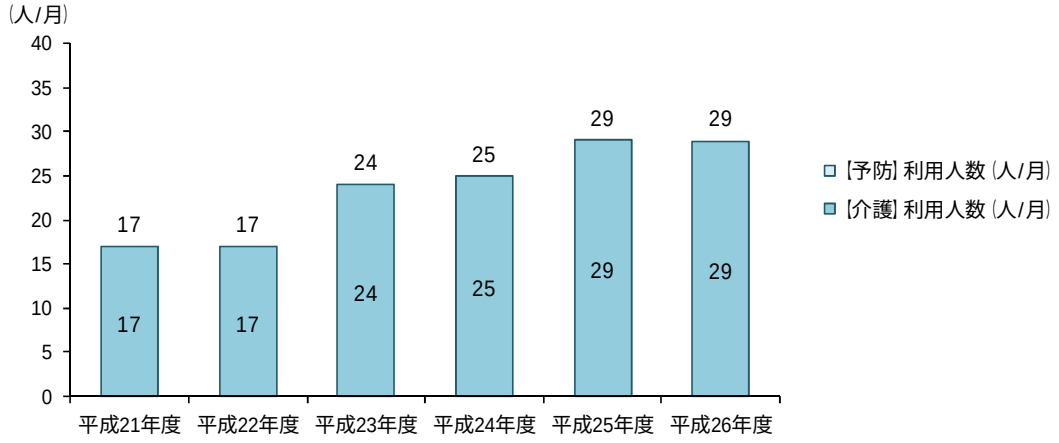

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-44　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
介護	利用人数(人/月)	28	28	28	25	29	29

(３)地域密着型サービスの現状等

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、身近な市町村で提供されるサービスとして平成 18 年度から設けられています。

地域密着型サービスの考え方は、次の図のとおりです。

図表 3-2-29　地域密着型サービスの考え方

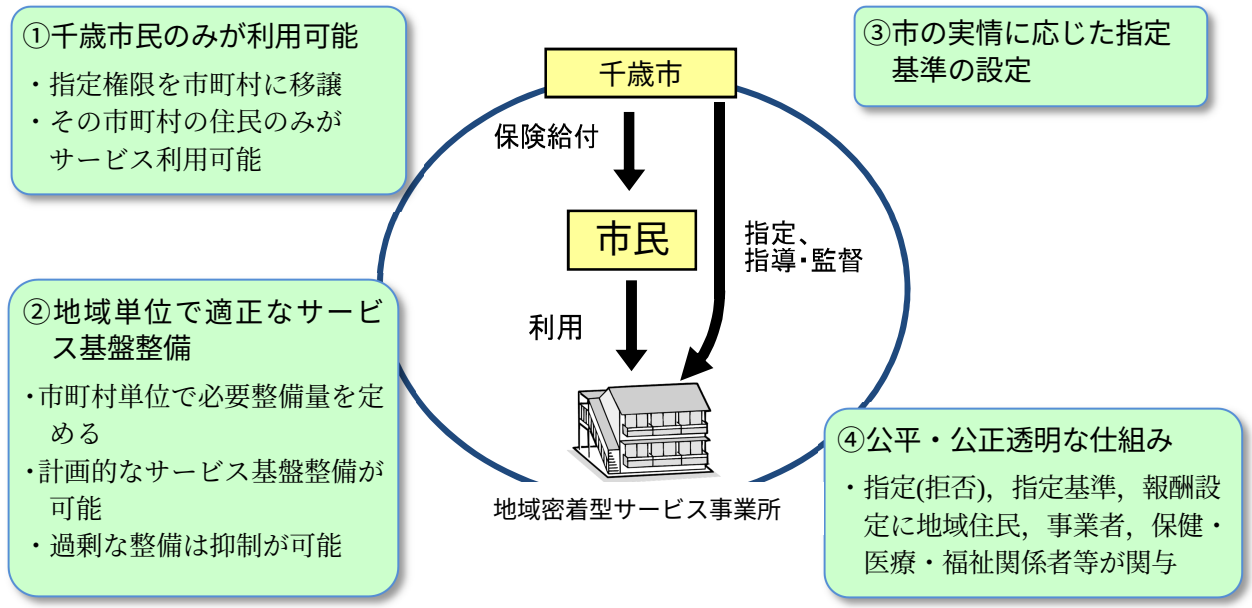

地域密着型サービスには、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「(介護予防）認知症対応型通所介護」、「(介護予防）小規模多機能型居宅介護」、「(介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム)」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム)」、「複合型サービス」があります。

第５期計画期間中においては、居宅サービスとして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「(介護予防)認知症対応型通所介護」、「複合型サービス」、「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」がそれぞれ１か所新設され、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護」が既設２か所に加えて、２か所開設しています。

また、施設サービスでは、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」が１か所開設しています。

千歳市においては、日常生活圏域のバランスなどに配慮しながら、地域密着型サービスの整備を進めています。

図表 3-2-30　地域密着型サービスの指定状況

＜居宅サービス＞

サービス名	内容	事業所名	開設年月	日常生活圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護や訪問看護を行うサービス	24 時間ゆうしんかん訪問介護・看護ステーション	平成 25 年 12 月	北区
（介護予防）認知症対応型通所介護	認知症の利用者を対象にした入浴・食事・機能訓練などを行うサービス	デイサービス北陽	平成 26 年２月	北区
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	通所介護を中心にして訪問介護や短期入所を行うサービス	小規模多機能ホーム えみな　ままちの家	平成 19 年４月	南区
		小規模多機能ホーム アイケア千歳	平成 21 年９月	南区
		小規模多機能ホーム えみな　エルムの家	平成 25 年７月	北区
		ゆうしんかん桜木の家	平成 25 年７月	西区
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者が共同で生活し、食事、入浴などの介護を行うサービス	グループホーム里の家千歳	平成 15 年４月	向陽台区
		満快のふる郷さくら千歳	平成 16 年１月	北区
		グループホームせせらぎの家	平成 16 年３月	南区
		グループホームぬくもりの里	平成 16 年６月	東区
		グループホームひまわりの家	平成 16 年 11 月	西区
		グループホーム向陽台	平成 16 年 11 月	向陽台区
		グループホームほくとの家	平成 17 年６月	西区
		グループホーム笑顔の郷	平成 18 年３月	西区
		グループホームかつらぎ	平成 18 年３月	南区
		ニチイケアセンター千歳北陽	平成 21 年 10 月	北区
		グループホームゆうび	平成 25 年４月	東区
複合型サービス	通所介護を中心として訪問介護や短期入所に加えて訪問看護を行うサービス	複合型サービス「豊里」	平成 26 年５月	東区

＜施設サービス＞

サービス名	内容	事業所名	開設年月	日常生活圏域
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の特別養護老人ホーム	千歳ふくろうの園Ⅰ	平成 26 年５月	南区

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中･夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。平成26年度に１か所の事業所が開設しています。

図表 3-2-31　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	-	-	-	-	-	9

②認知症対応型通所介護（予防給付・介護給付）

認知症高齢者を対象に、通所により入浴、食事等の提供、機能訓練を行うサービスです。平成26年度に１か所の事業所が開設しています。

図表 3-2-32　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	48	50	51	-	-	13
予防	利用人数（人/月）	0	0	0	-	-	3

③小規模多機能型居宅介護（予防給付・介護給付）

「通い」を中心として、利用者の態様や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供するものですが、１事業所の登録定員は25名以下となっています。平成26年度までに、４か所の事業所が開設しています。

図表3-2-33　利用人数の推移

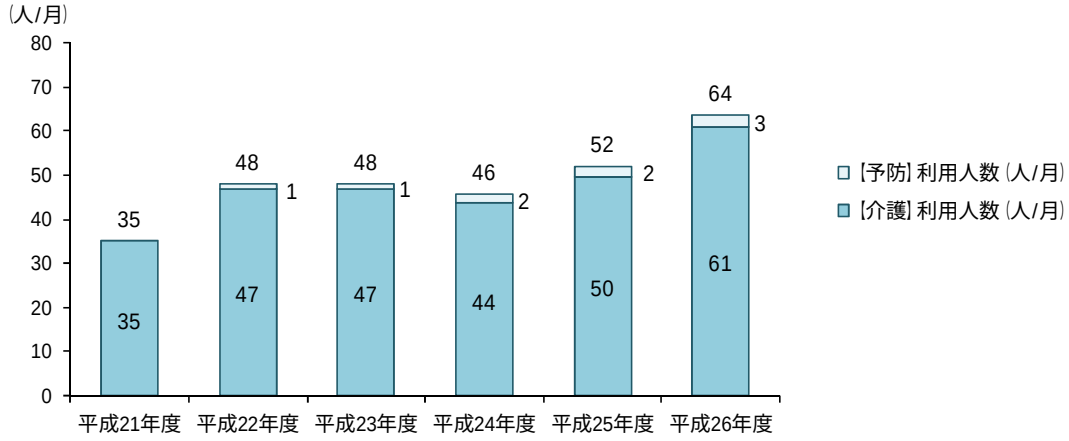

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-34　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
介護	利用人数(人/月)	46	47	48	44	50	61
予防	利用人数(人/月)	1	1	1	2	2	3

④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（予防給付・介護給付）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。平成26年度までに11か所の事業所が開設しています。

図表3-2-35　利用人数の推移

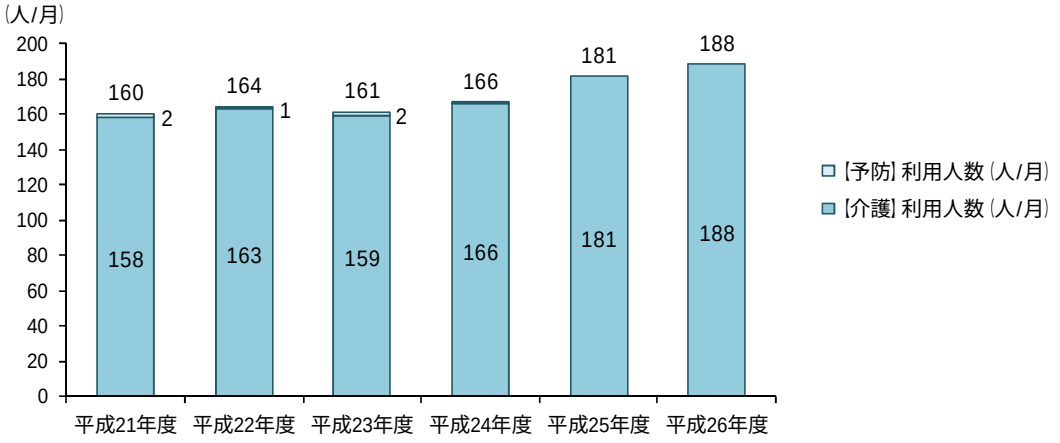

※平成21～25年度国保連合会給付実績情報をもとに積算。26年度は3か月分をもとにした見込み。

図表 3-2-36　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	163	183	183	166	181	188
予防	利用人数（人/月）	2	2	2	0	0	0

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設は、定員が29人以下の特別養護老人ホームです。平成26年度に１か所の事業所が開設しています。

図表 3-2-38　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	-	-	29	-	-	29

⑥複合型サービス

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組合せて提供されるサービスです。平成26年度に１か所の事業所が開設しています。

図表 3-2-37　第５期事業計画の利用人数の計画値と実績値

		第 5 期事業計画　計画値			第 5 期事業計画　実績値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
介護	利用人数（人/月）	-	-	25	-	-	5

（４）介護保険サービスの低所得者対策

介護保険サービス利用者の負担軽減のため、次の軽減対策を実施しています。

①障がい者訪問介護支援措置

障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定によるホームヘルプサービスの提供から介護保険法の規定による訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護の利用への円滑な移行を図るため、訪問介護等に係る費用の負担軽減を図る制度です。第５期計画期間中は、対象者となる方はありませんでした。

②社会福祉法人等による利用者負担軽減の補助

低所得者で生計が困難である方について、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が、特別養護老人ホーム、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）等の利用者負担を軽減するものであり、市が社会福祉法人等に対し、その一部を助成(補助)します。第５期計画期間中の対象者は、延べ 251 名でした。

③生活福祉資金貸付制度(千歳市社会福祉協議会が実施)

日常生活上、介護を必要とする 65 歳以上の高齢者の属する世帯及び低所得世帯を対象に、サービス利用料、介護保険料、食事標準負担等に必要な資金を貸付します。第５期計画期間中、対象者となる方はありませんでした。

④受領委任払い

高額介護(介護予防)サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費は、償還払い（サービス利用者が一旦事業者に全額支払い、後日市から自己負担額をのぞいた金額を払い戻される仕組みが原則ですが、利用者は自己負担額のみ支払い、残額については事業者が直接市から支払を受けることにより、サービス利用者の一時的な経済負担の軽減を図る制度です。

⑤高額介護(介護予防)サービス費

介護サービスの利用者が１か月に支払った１割負担分（住宅改修費等を除く）が一定の上限（負担限度額）を超えた分を支給(払い戻し)する制度です。

⑥高額医療介護合算サービス費

平成 20 年４月からの後期高齢者医療制度創設に伴い、医療費と介護保険サービスの自己負担額が著しく高額となった場合、利用者の申請に基づき、一定の自己負担額を超える額を払い戻しする制度です。

⑦特定入所者介護サービス費

介護保険施設の入所者や短期入所の利用者のうち、住民税非課税世帯の利用者について、申請に基づき、食費・居住費（滞在費）を補助します。

（５）介護保険サービスの質的向上

①介護給付適正化事業

介護給付適正化事業は、「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適正化」、「サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」を要とし、適切な介護サービスの提供がされるよう介護サービス事業者の質の向上を図るとともに、保険給付の不正や無駄を削減し、要介護認定の適正化を図っています。

②保健福祉オンブズマン

保健福祉サービスに関する市民の苦情を、公正・中立な立場で調査し、必要な場合は、市並びに民間事業者のサービス内容を是正するよう勧告するほか、制度を改善するよう意見表明するなど、保健福祉サービスの公正な実施及び市民の権利利益の保護と福祉サービスの質の向上を図ることを目的に「保健福祉オンブズマン」を設置しています。第５期計画中の勧告等の実績はありませんでした。

③情報提供体制

市民が必要とする介護情報について、広報ちとせやホームページのほか、「千歳の介護保険･保健福祉サービスガイド等を作成し、市役所窓口のほか地域包括支援センター、介護サービス事業者などを通じ市民へ配布し、情報提供に努めています。

④外部評価及び自己評価

地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）については、自ら提供するサービスの自己評価及び外部評価が義務付けられており、外部評価の結果は、WAMNET（ワムネット）で「評価結果概要表」「評価結果（詳細）」及び「自己評価票」として情報公開されていることから、サービス提供状況の把握と活用に努めています。

⑤地域密着型サービス事業者の指定・指導・監査

地域密着型サービスは、市がサービス事業者の指定・指導・監査の権限を有しており、適正な運営やサービスの質を確保するため、実地指導や指導監査を実施しています。

⑥介護サービス事業者情報の公表制度

利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、すべての介護サービス事業者に対して、介護サービスの内容や運営状況に関する「介護サービス情報」を公表することが義務付けられており、北海道知事が設置し、運営する指定情報公表センターのホームページにより公表されています。

２．福祉サービス

（１）在宅福祉サービス

介護保険サービス以外につぎのサービスを実施し、高齢者の在宅生活の支援を行っています。

①緊急通報システム

一人暮らしで身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することができない高齢者の方などを対象に、緊急時に電話をかけなくても緊急ボタンを押すことにより、消防署に通報する緊急通報装置を貸与しています。緊急時のほか、相談の場合は、西区地域包括支援センターにつながり、相談対応を行っています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
設置数（台/年度末）	429	412	417

②福祉電話の貸与

市民税が非課税で、一人暮らしの高齢者世帯、高齢者夫婦世帯などで緊急通報システムの利用などが必要となる場合に電話機の使用に必要な回線および配線を貸与する制度ですが、電話設置時の経費的負担が軽減していることや携帯電話の普及などにより、緊急通報システムなどを使用する緊急性の高い高齢者を対象としています。

③福祉機器リサイクル貸出事業（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

在宅の身体障がい者及び要介護認定者以外の方で介護を必要とする高齢者を対象に、車いす、特殊寝台などの福祉機器の貸し出しを行っています。

人／年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
車いす	164	162	126
特殊寝台	12	9	11
特殊寝台用マットレス	12	9	11
エアーマット	1	1	1
ポータブルトイレ	2	6	11
歩行支援用具	14	6	9

④福祉理容・美容サービス事業（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

在宅で寝たきりなどの理由で理美容店に出向くことができない市民税非課税の高齢者等を対象に、北海道理容環境衛生同業組合千歳支部（千歳理容組合）と千歳美容協会の協力により年間２回の無料で自宅へ訪問して調髪を行うサービスを提供しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数（人/年度）	25	36	23

⑤除雪作業支援事業（市委託により千歳市社会福祉協議会が実施）

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯等を対象に、ボランティア等が除雪を支援しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支援世帯数（世帯/年度）	5,643	6,794	6,847
延べ支援回数（回/年度）	474	470	509

⑥ホームヘルプサービス（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

日常生活に不便のある高齢者を対象に家事援助を中心としたサービスを提供しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数（人/年）	46	54	41
利用回数（回/年）	474	470	533
協力会員数（人/年）	30	30	25

⑦掃除サービス（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

日常生活に不便のある高齢者等を対象に、日常できない部分の大掃除を行うサービスを提供しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数（人/年）	18	18	20
利用回数（回/年）	25	20	21

⑧ふとん丸洗いサービス（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

おおむね 60 歳以上で日常生活に不便のある高齢者を対象に、掛け布団、敷き布団、毛布の３枚１組を洗濯・乾燥するサービスを提供しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数（人/年）	14	11	13
利用回数（回/年）	19	12	18

⑨健康増進サービス（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

介護者なしでは旅行することが困難な外出の機会が少ない高齢者を対象に、健康づくり、友達づくりを目的として、施設見学、温泉などの日帰り旅行を行います。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加者数（人/年）	33	11	0
実施回数（回/年）	2	1	0

⑩料理教室（千歳市社会福祉協議会の自主事業）

高齢男性等を対象に、自分で作ることの喜びや食事の栄養バランスについて学んでもらうことを目的に実施しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加者数（人/年）	18	13	14
実施回数（回/年）	2	2	2

（2）施設サービス

介護保険施設以外に、高齢者が入所する施設として市内には次の施設があります。

①養護老人ホーム(千歳千寿園)

家庭環境などの環境上の理由や経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者の方が入所する施設です。

入所にあたっては、その要否を判定するため、医師などで構成する千歳市入所判定委員会が審議を行い、決定します。

養護老人ホーム千歳千寿園（定員 50 人）は、平成 26 年度の大和地区への新築移転に併せて、入所者の高齢化により介護を必要とする入所者の増加に対応するため、特定施設入居者生活介護の指定を受けています。

②介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス千歳ふくろうの園）

60 歳以上の一人で生活することに不安を抱いている高齢者の単独世帯、高齢者夫婦世帯が生活できる施設です。個人の自立を尊重した在宅型の生活環境を目指した施設で、有料老人ホームと比較して低廉な費用で入所することができます。

大和地区いきいき保健・福祉プラン（平成 14 年３月）に基づき、平成 18 年５月より、全室個室定員 50 人で開設しています。

ケアハウス千歳ふくろうの園についても特定施設入居者生活介護の指定を受けています。

(４)住宅支援サービス

①高齢者世帯向け特定目的住宅（市営住宅）

住宅に困窮する低額所得者の中でも高齢者世帯に限定し、居住の安定化を図るため、住戸を指定又は整備し、入居対象を高齢者に限定して入居者を募集しています。

市営住宅の建て替えにあたっては、高齢者に配慮した設備や構造等を取り入れ、加齢に伴う身体の衰えに対応した住宅のバリアフリー化を進め、在宅生活の質の向上を図っており、本市ではこれまでに 127 戸（車椅子住宅含む。）を整備しています。

②シルバーハウジング

高齢者（公営住宅では 60 歳以上を高齢者としています）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう段差解消、24 時間緊急通報システム及び手すり等の設置により、高齢者の身体状況や安全面に配慮した構造等とし、生活援助員が生活指導・相談、安否の確認等の見守りを行う公的賃貸住宅（公営住宅等）です。

道営住宅やまとの杜団地では、平成 19 年から 20 年までに 35 戸を整備し、市営住宅北栄Ｃ団地においても、平成 20 年に 24 戸、平成 21 年に６戸整備しています。

③サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して生活できるよう、床面積を原則 25 ㎡以上とし、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー構造とするほか、安否確認、生活相談サービスなどの各種サービスの提供を行う住宅です。

入居者が介護保険サービスを利用する際は、外部の介護保険サービス事業者と契約しサービスを利用しています。本市内には、平成 25 年度中に、４棟、94 戸が整備されています。

④低所得者の高齢者の住まい支援

市内に所在する高齢者向け優良賃貸住宅(定員 36 人)では、入居者の所得に応じて家賃を減額する制度があり、市はその減額相当分を家主に対して助成しています。

また、市営住宅では、世帯の収入月額（継続して得ている非課税収入を含む。）が生活保護法による基準生活費に達しない等の場合で、家賃を収めることができない世帯から相談があった場合、生活状況等を把握のうえ、許可制により家賃の減免を行っており、70 歳以上の高齢者のみで構成される世帯や 70 歳以上の高齢者と 18 歳未満の者で構成される世帯については、減免の期間や金額を優遇しています。

第３節　地域支援事業

１．介護予防事業

介護予防事業は、元気な方が介護の必要な状態にならないように、また、介護が必要な方でも、できるだけ心身機能等を維持・改善するための取組です。

これまでの介護予防は、体操やトレーニングにより機能回復訓練を中心として実施してきましたが、介護予防教室に参加している期間は運動機能が改善しても、教室が終了すると改善した機能が元の状態に戻ってしまうなどの課題があったことから、平成 26 年度より機能訓練など、本人へのアプローチだけでなく、地域の中に生きがいや役割を持って生活できるような居場所づくりや出番づくりなど、住民運営の活動の場を充実させ、それぞれの地域で介護予防を継続して実践できる仕組みづくりを進めることを目指して、平成 26 年４月に千歳市介護予防センターを新設し、コミュニティ単位で効果的な介護予防教室を開催するとともに、高齢者が地域活動の担い手となるよう介護予防リーダーの養成を行っています。

【平成 24～25 年度】

事業名		事業内容の概要	年度実績	
			H24 年度	H25 年度
二次予防事業	二次予防対象者把握事業	厚生労働省配布の基本チェックリストによる二次予防事業対象者の把握	2,400 人	2,197 人
	口腔機能向上教室（すっきり健口教室）	歯科衛生士の指導により口腔機能の向上プログラムを実施	12 回 85 人	24 回 98 人
	二次予防事業評価	二次予防事業の事業評価を実施	1 回	1 回
一次予防事業	すこやかトレーニング教室	理学療法士の指導により運動器の機能向上プログラムを実施	131 回 2,359 人	104 回 2,040 人
	転倒予防 （実人数）	理学療法士の指導により、転倒予防教室を実施	7 回 113 人	6 回 66 人
	ロコモティブシンドローム予防教室	理学療法士の指導によりロコモティブシンドローム予防教室を実施	3 回 21 人	4 回 58 人
	はつらつトレーニング教室	理学療法士の指導により虚弱者を対象に運動器の機能向上プログラムを実施	24 回 186 人	0 回 0 人
	リズム体操	運動指導士の指導によりリズム運動の実技を実施	65 回 1,079 人	65 回 1,131 人
	認知症予防教室	保健師による認知症予防講話と実技指導を実施	10 回 262 人	11 回 249 人
	尿失禁予防教室	保健師による尿失禁予防講話と尿失禁ケア用品の紹介など	2 回 33 人	0 回 0 人
	口腔機能向上教室（お口の健口教室）	歯科衛生士の指導により口腔機能向上のための講話と実技を実施	9 回 79 人	11 回 112 人

事業名		事業内容の概要	年度実績	
			H24 年度	H25 年度
一次予防事業	栄養改善 (いきいき栄養教室) (実人数)	栄養士の指導により栄養改善のための講話と調理実習を実施	2 回 35 人	2 回 17 人
	生活習慣病予防講話事業	保健師による生活習慣病予防講話を実施	3 回 40 人	9 回 174 人
	介護予防のパンフレット作成 (部数)	健康維持に役立つ介護予防パンフレットを作成	2,000 部	400 部
	介護予防ボランティア育成登録 (実人数)	介護予防事業普及、地域住民の参加勧奨、事業参加時の様々なサポートを実施する介護予防ボランティアを育成	26 人	31 人
	介護予防講演会 (実人数)	介護予防の知識普及･啓蒙活動のための講演会の実施	1 回 27 人	1 回 36 人
	いきいきクラブ	理学療法士などの指導により運動器の機能向上など介護予防に役立つプログラムを実施	38 回 586 人	75 回 1,100 人
	介護予防普及啓発	一次予防事業の周知を行うため広報ちとせ号外を発行	2 回	2 回
	地域介護予防活動支援事業	外出の機会が少なく、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等について、地域において自主的な介護予防活動を実施する団体に対し、当該事業の実施に必要な経費を補助	44 団体	48 団体
	一次予防事業評価	一次予防事業の事業評価を実施	1 回	1 回

【平成 26 年度】

事業名		事業内容の概要	年度実績
			H26 年度(見込)
二次予防教室	日常生活圏域高齢者把握調査	75 歳の高齢者で介護保険未利用者の自宅を訪問し、生活や心身状況等を把握	725 件
	二次予防対象者把握事業	厚生労働省配布の基本チェックリストによる二次予防事業対象者の把握	30 人 220 件
	二次予防事業評価	二次予防事業の事業評価を実施	1 回
一次予防教室	介護予防複合プログラム	社会福祉士、保健師、理学療法士の指導により実施。①～⑤の教室を複合プログラムとして実施。二次予防事業対象者も実施する。	110 回 延べ 3,300 人
	①いきいき百歳体操	ＤＶＤを見ながら行う身体機能を向上させる体操	110 回 延べ 3,300 人
	②かみかみ百歳体操	ＤＶＤを見ながら行う口腔機能を向上させる体操	80 回 延べ 2,400 人
	③ノルディックウォーキング	ポールを使うことで歩行の安定と、持久力を向上させる。	60 回 延べ 1,800 人
	④口腔機能向上教室	歯科衛生士による実習を伴う口腔機能向上教室	10 回 延べ 200 人
	⑤いきいき栄養教室	栄養士による健康を向上させるための講和と試食	10 回 延べ 150 人

事業名		事業内容の概要	年度実績 H26 年度(見込)
一次予防教室	介護予防講演会	介護予防の知識普及･啓蒙活動のための講演会の実施。「尿漏れ尿失禁予防体操＆ノルディックウォーキング」を実施（市内5会場）	5 回 150 人
	介護予防リーダー養成講座	百歳体操を中心に指導方法を学びリーダーを養成する講座	修了者 60 人
	介護の日のイベント	介護予防に関する講演会	1 回 210 人
	傾聴ボランティア養成講座	基礎コース（2日間）、応用コース（6日間）で傾聴ボランティアを養成する講座	修了者 30 人
	認知症サポーター養成講座	認知症に対する理解を深め、認知症サポーターを養成する講座	10 回 500 人
	転倒･ロコモティブシンドローム	理学療法士の指導により、転倒･ロコモティブシンドローム予防教室を実施	10 回 150 人
	認知症予防教室	保健師による認知症予防講話と実技指導を実施	10 回 150 人
	尿失禁予防教室	保健師による尿失禁予防講話と尿失禁ケア用品の紹介など	5 回 100 人
	いきいき百歳体操	出前として普及啓発	15 回 200 人
	介護予防ボランティア育成登録 （実人数）	介護予防事業普及、地域住民の参加勧奨、事業参加時の様々なサポートを実施する介護予防ボランティアを育成	27 人
	介護予防普及啓発	一次予防事業の周知を行うため広報ちとせ号外を発行	5 回
	一次予防事業評価	一次予防事業の事業評価を実施	1 回
	地域介護予防活動支援事業	外出の機会が少なく、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等について、地域において自主的な介護予防活動を実施する団体に対し、当該事業の実施に必要な経費を補助	40 団体

２．包括的支援事業

包括的支援事業は、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、地域包括支援センターの保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネージャー）などの専門職が、連携・協働して地域住民の心身の健康保持、及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として次の業務を実施しています。

① 支援者に対するケアプランの作成､及び介護予防サービス事業者等との連絡調整（介護予防ケアマネジメント業務）
② 総合相談・支援業務
③ 虐待や成年後見等への対応（権利擁護業務）
④ 介護支援専門員への支援、地域ネットワークの構築（包括的・継続的ケアマネジメント業務）

第５期計画期間中に相談体制の強化を図るため、地域包括支援センターを市内５か所の日常生活圏域すべてに設置しています。

地域包括支援センターの設置状況

名　　称	場　　所	日常生活圏域	開設年月日
千歳市西区地域包括支援センターきずな	千歳市新富１丁目３番５号 新富ほっとす内	西　区	平成18年4月1日
千歳市東区地域包括支援センターきずな	千歳市流通３丁目３番16号 祝梅ほっとす内	東　区	平成24年4月1日
千歳市北区地域包括支援センターきずな	千歳市北光２丁目１番１号 市立千歳市民病院内	北　区	平成25年4月1日
千歳市南区地域包括支援センターきずな	千歳市大和４丁目２番１号 特別養護老人ホームやまとの里内	南　区	平成26年4月1日
千歳市向陽台区地域包括支援センターきずな	千歳市若草４丁目13番地の１ 向陽台支所内	向陽台区	平成26年4月1日

３．任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、要介護者等を現に介護する方等に対し、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的に実施しています。

①家族介護支援事業

ア．家族介護継続支援事業

（ａ）家族介護用品支給助成事業

要介護４又は５の状態にある方を在宅で介護している同居の親族に対し、その経済的負担の軽減を図るため、紙おむつなどの介護用品の購入助成をしています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実利用者数（人/年）	30 人	27 人	23 人

②その他の事業

ア．成年後見制度利用支援事業

（ａ）成年後見制度普及事業

成年後見制度普及のための講演会を開催しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加者数（人/年）	176 人	74 人	72 人
実施回数（回/年）	4 回	2 回	2 回

（ｂ）成年後見制度利用支援助成事業

４親等以内の親族による申請ができない場合、市長申立てにより成年後見制度を利用する際の費用を負担しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実利用者数（人/年）	１件	－	１件

（ｃ）成年後見人等報酬助成事業

条件により成年後見人等の報酬を助成しています。

イ．福祉用具・住宅改修支援事業

（ａ）住宅改修理由書作成経費助成事業

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等の住宅改修理由書を作成した居宅介護支援事業所に対して経費の一部を助成しています。

ウ．地域自立生活支援事業

（ａ）生活援助員派遣事業

やまとの杜道営住宅及び市営住宅北栄団地Ｃ地区のシルバーハウジングに居住する高齢者に対し、安否の確認等のサービスを提供するため、生活援助員(LSA)を派遣しています。

	戸数
やまとの杜道営住宅	35 戸
北栄団地Ｃ地区	30 戸

（ｂ）訪問給食サービス事業

身体機能の低下、傷病等により食事を調理できない一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯などに安否確認を目的として年末年始を除く毎日、昼食および夕食を配達するサービスを行うとともに安否確認を行っています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用人数（人/年）	1,311 人	1,215 人	941 人
延べ配食数（食/年）	36,027 食	33,293 食	25,353 食

※月の実利用人数の 12 ヶ月合計

第４章　計画の基本的方向（地域包括ケアシステムの構築）

第１節　基本理念

団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向け、ひとり暮らし高齢者や、夫婦のみの高齢者世帯、介護を必要とする高齢者や、認知症高齢者等の増加が見込まれています。

高齢化が進展する中で、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されます。介護サービスなどの公的なサービスの充実だけでなく、高齢者の豊富な経験や知識、特技等を活かすことができる地域社会の実現や、互いに助けあい支えあうことができる地域づくりを推進していく必要があります。

本計画については、千歳市高齢者保健福祉計画・第５期千歳市介護保険事業計画における地域ケア体制の実現に向けた取組を継承・発展させ、進めるための計画とします。

また、「千歳市第６期総合計画」においては、「あったかみのある地域福祉のまち」づくりを基本目標のひとつと掲げ、思いやりや助け合いの心を忘れずに、市民一人ひとりが幸せを感じることができるまちづくりを目指し、他の関係する計画と連携しながら医療や介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向け、基本理念、政策目標、重点課題を定め、高齢者支援の施策の強化・推進を図ります。

【基本理念】

いくつになっても自分らしく、元気で住み慣れた地域で支え合い、
安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

第２節　政策目標

基本理念の考え方に基づき、基本理念を支える具体的な柱として、３つの政策目標を設定します。

これらの政策目標の具体化を通し、基本理念の実現を図ります。

【基本的な政策目標】

１　生きがいを持って生活できるまちづくり
２　いきいきと元気に生活できるまちづくり
３　安心して暮らせるまちづくり

１　生きがいを持って生活できるまちづくり

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向け、地域の高齢者が地域活動の担い手となり、これまで培ってきた豊富な知識や経験を生かして社会参加や社会貢献を行うことにより、地域を支える一員としての役割を感じながら、活躍することができる地域の実現を進めます。

２　いきいきと元気に生活できるまちづくり

健康で活力に満ちた長寿社会を実現するためには、高齢者ができる限り健康でいきいきと生活を送ることができるよう、介護予防を推進することが必要です。

高齢者がますます増加することが見込まれる中、健康寿命を延ばし、元気な高齢者を増やすため、高齢者一人ひとりが日常生活の中で自主的に取り組みが行われるよう、介護予防事業を積極的に展開し、長寿で健康な地域づくり進めます。

３　安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らすためには、高齢者やその家族のニーズに応じたサービスの充実が必要となっています。

そのため、介護サービス等の基盤整備の充実や認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携を進めるとともに、地域の実情に応じて地域住民やボランティアなどによる生活支援サービスを充実し、住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を継続できる体制づくりを進めます。

第３節　計画目標

基本的な政策目標の実現に向けて取り組むべき計画目標は、次のとおりです。

【計画目標（重点取り組み事項)】

１．地域支援体制の推進
２．介護予防の推進
３．認知症施策の推進
４．高齢者の社会参加の促進
５．権利擁護の推進

１．地域支援体制の推進

介護等が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護保険サービスや福祉サービスを包括的に提供するとともに地域全体で高齢者を支えあう体制が重要となります。

また、今後、医療と介護の両方を必要とする慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから在宅医療と介護の連携が重要となります。

そのため、地域の総合相談窓口の役割を担う地域包括支援センターを中心として、高齢者に関わる多様な機関・団体・専門職のほか、地域住民や民生委員、ボランティアなどが連携しながら、地域ケア会議など様々な機会を通して、総合的に支援するネットワークの構築を推進します。

２．介護予防の推進

健康で生きがいのある生活を送り、介護を必要としない状態を続けるためには、疾病予防、身体機能の維持、老いの進行に対する不安解消や閉じこもり防止などの取組が必要です。

このため、要介護状態になること、あるいは要介護状態が重度化することを予防する「地域支援事業（介護予防事業)」の取組を推進します。

なお、介護保険の制度改正により平成 29 年４月までに予防給付のうち訪問介護及び通所介護を新たな介護予防・日常生活支援総合事業として円滑に市町村事業に移行します。

今後、高齢者のニーズあったサービスを創設し、地域の実情に応じた新たなサービスの提供体制を構築します。

３．認知症施策の推進

高齢者の増加とともに、増加することが予想されている認知症高齢者への対応は重要な課題です。認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいのかを理解するための「認知症ケアパス」(状態に応じた適切なサービスの流れ)の作成と普及を行うとともに、認知症の早期診断・早期対応に向けた対策を検討します。

また、今後も認知症に対する正しい理解を深め、地域で支え合うことができるよう「認知症サポーター養成」や認知症に関する普及啓発を積極的に図り、認知症にやさしい地域づくりに取組みます。

４．高齢者の社会参加の促進

高齢者がいきいきと元気に生活を送るためには、明るく活力に満ちた地域社会を実現することが重要です。

そのため、高齢者自身が地域の中で積極的に活動の機会が得られるよう、地域活動の担い手の育成や、地域住民が自主的に行う介護予防活動への支援、高齢者の地域貢献活動を積極的に奨励・支援する取組を行うことにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを推進します。

５．権利擁護の推進

認知症などによって、判断能力が十分でない高齢者に対して行われる虐待や詐欺行為が社会問題になっています。このような状況の下、高齢者が地域の中で安心して暮らせるような支援が求められています。

今後も高齢者虐待防止への取組を進めるとともに、成年後見制度の普及啓発や活用支援、市民後見人の養成を行い支援を必要とする高齢者が円滑に制度を活用できるよう体制整備を進めます。

第４節　日常生活圏域の設定

１．日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、介護保険法第 117 条第２項第１号の規定により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービス事業所の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定めることとなっています。

本市における「日常生活圏域」は、北区・南区・東区・西区・向陽台区の５圏域に区分しています。

第６期計画より人口と高齢化率の均衡を図るため、稲穂、幸福、清流を北区から隣接する東区に変更します。また、住居表示の変更により、北区の上長都の一部がみどり台北とみどり台南となります。

図表 4-4-1　日常生活圏域

圏 域 名	町　　名	総人口	高齢者人口	高齢化率
北　区	あずさ、北陽、長都駅前、北光、富丘、末広、花園、高台、勇舞、みどり台北、みどり台南、北信濃、上長都、都、長都、釜加	26,103 人	4,483 人	17.2%
南　区	本町、東雲町、朝日町、清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町、春日町、緑町、真々地、大和、桂木、新星、真町、平和、蘭越、藤の沢、美笛、支笏湖温泉、幌美内、モラップ、支寒内、奥潭、水明郷、西森、紋別	14,508 人	2,995 人	20.6%
東　区	流通、旭ヶ丘、日の出、青葉、住吉、東郊、稲穂、幸福、柏台南、梅ヶ丘、弥生、寿、豊里、清流、青葉丘、日の出丘、柏台、駒里、祝梅、美々、中央、泉郷、幌加、協和、新川、東丘、根志越	25,365 人	4,906 人	19.3%
西　区	北栄、新富、信濃、北斗、富士、北信濃、自由ヶ丘、桜木、上長都	19,619 人	4,539 人	23.1%
向陽台区	若草、白樺、里美、文京、柏陽、福住、泉沢	9,831 人	2,156 人	21.9%
千歳市全体		95,426 人	19,079 人	20.0%

住民基本台帳（平成 26 年 10 月 1 日）

図表 4-4-2　千歳市日常生活圏域の高齢者数

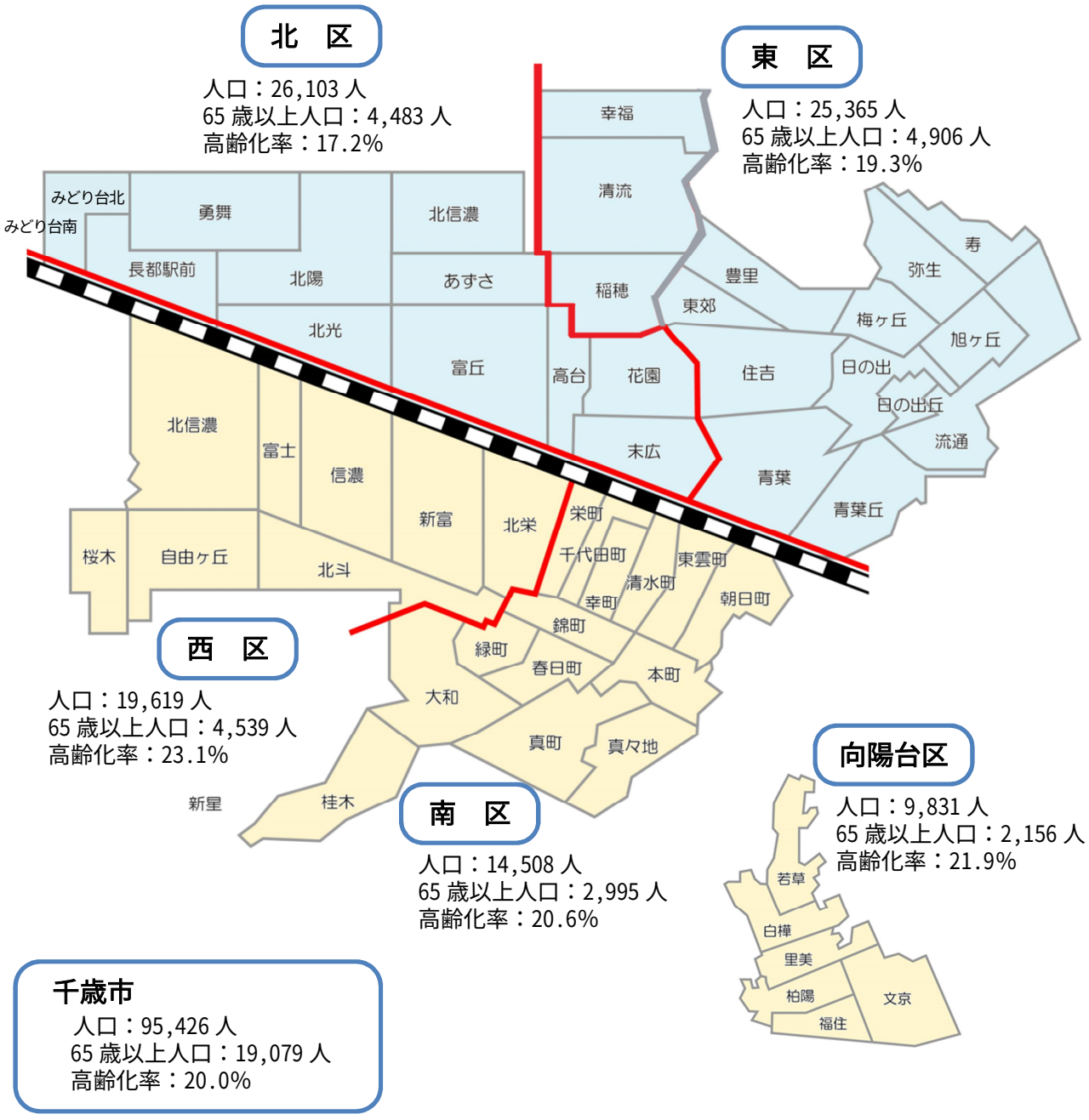

住民基本台帳人口（平成 26 年 10 月 1 日）

２．日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数

日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数は、下表のとおりとなっています。

事業所の設置は介護保険法の規定に基づき、原則として事業者の申請により訪問介護から介護療養型医療施設までの事業所（施設）は北海道が、地域密着型サービスとなる定期巡回・随時対応型訪問介護看護から複合型サービスの事業所は本市が指定（許可）することとなっています。

今後、介護保険制度の改正により、平成 28 年度からは小規模通所介護事業所を、平成 30 年度からは居宅介護支援事業所についても本市が指定（許可)することとなります。

図表 4-4-3　日常生活圏域ごとの介護保険サービス事業所数

事業所の種類	北区	南区	東区	西区	向陽台区	計
居宅介護支援	7	5	3	3	2	20
介護予防支援	1	1	1	1	1	5
訪問介護	3	6	4	4	1	18
訪問入浴介護	-	1	-	-	-	1
訪問看護	3	2	2	-	-	7
訪問リハビリテーション	3	1	-	-	-	4
通所介護（デイサービス）	5	5	3	4	3	20
訪問リハビリテーション（デイケア）	3	-	-	-	-	3
短期入所生活介護（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	1	2	-	-	-	3
短期入所療養介護（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	2	-	-	-	-	2
特定施設入居者生活介護	-	1	-	-	-	1
居宅療養管理指導	1	-	-	-	-	1
予防居宅療養管理指導	-	-	1	-	-	1
福祉用具貸与	1	1	2	3	-	7
特定福祉用具販売	1	1	2	3	-	7
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	1	-	-	-	-	1
認知症対応型通所介護	1	-	-	-	-	1
小規模多機能型居宅介護	1	2	-	1	-	4
認知症対応型共同生活介護	2	2	2	3	2	11
地域密着型介護老人福祉施設	-	1	-	-	-	1
複合型サービス	-	-	1	-	-	1
指定介護老人福祉施設	1	1	-	-	-	2
介護老人保健施設	2	-	-	-	-	2
圏域別事業者総計	39	31	21	22	9	123

第５節　施策の体系

本計画では、介護保険給付対象者を含む全ての高齢者を対象とした施策の位置づけと関係を明らかにし、施策全体の体系化を図ることで、保健・医療・福祉分野を中心とした労働、教育、住宅、生活環境など幅広い分野の施策の効率的な実施を目指します。

施策体系では、基本的な政策目標の実現に向かって、取り組むべき重点課題（重点取り組み事項）に対応した推進施策と具体的施策（具体的取組）を示します。

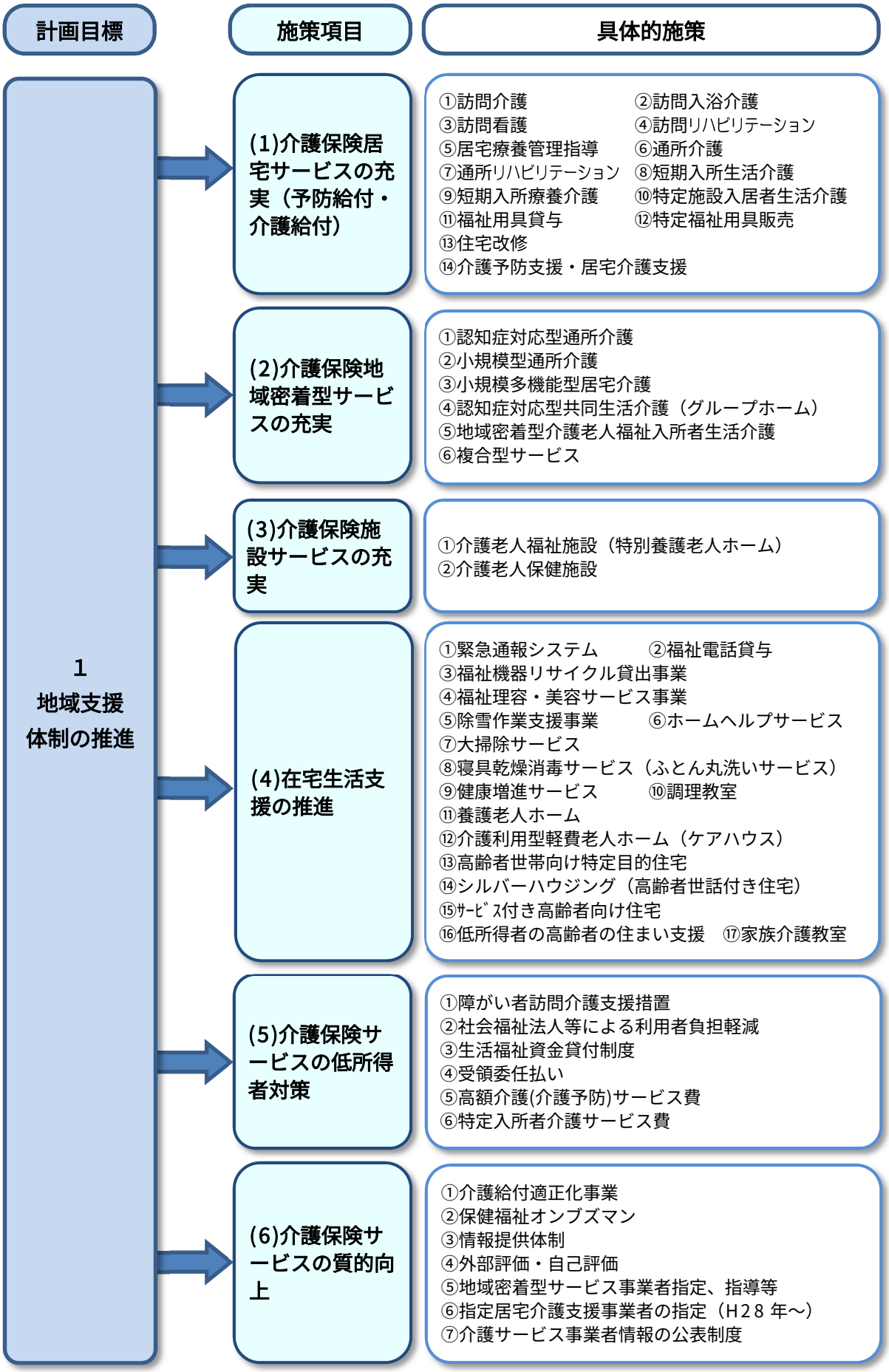
計画目標
施策項目
具体的施策
1
地域支援
体制の推進
(1)介護保険居宅サービスの充実（予防給付・介護給付）
①訪問介護
②訪問入浴介護
③訪問看護
④訪問リハビリテーション
⑤居宅療養管理指導
⑥通所介護
⑦通所リハビリテーション
⑧短期入所生活介護
⑨短期入所療養介護
⑩特定施設入居者生活介護
⑪福祉用具貸与
⑫特定福祉用具販売
⑬住宅改修
⑭介護予防支援・居宅介護支援
(2)介護保険地域密着型サービスの充実
①認知症対応型通所介護
②小規模型通所介護
③小規模多機能型居宅介護
④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
⑤地域密着型介護老人福祉入所者生活介護
⑥複合型サービス
(3)介護保険施設サービスの充実
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
②介護老人保健施設
(4)在宅生活支援の推進
①緊急通報システム
②福祉電話貸与
③福祉機器リサイクル貸出事業
④福祉理容・美容サービス事業
⑤除雪作業支援事業
⑥ホームヘルプサービス
⑦大掃除サービス
⑧寝具乾燥消毒サービス（ふとん丸洗いサービス）
⑨健康増進サービス
⑩調理教室
⑪養護老人ホーム
⑫介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）
⑬高齢者世帯向け特定目的住宅
⑭シルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）
⑮ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅
⑯低所得者の高齢者の住まい支援
⑰家族介護教室
(5)介護保険サービスの低所得者対策
①障がい者訪問介護支援措置
②社会福祉法人等による利用者負担軽減
③生活福祉資金貸付制度
④受領委任払い
⑤高額介護(介護予防)サービス費
⑥特定入所者介護サービス費
(6)介護保険サービスの質的向上
①介護給付適正化事業
②保健福祉オンブズマン
③情報提供体制
④外部評価・自己評価
⑤地域密着型サービス事業者指定、指導等
⑥指定居宅介護支援事業者の指定（H28 年～）
⑦介護サービス事業者情報の公表制度

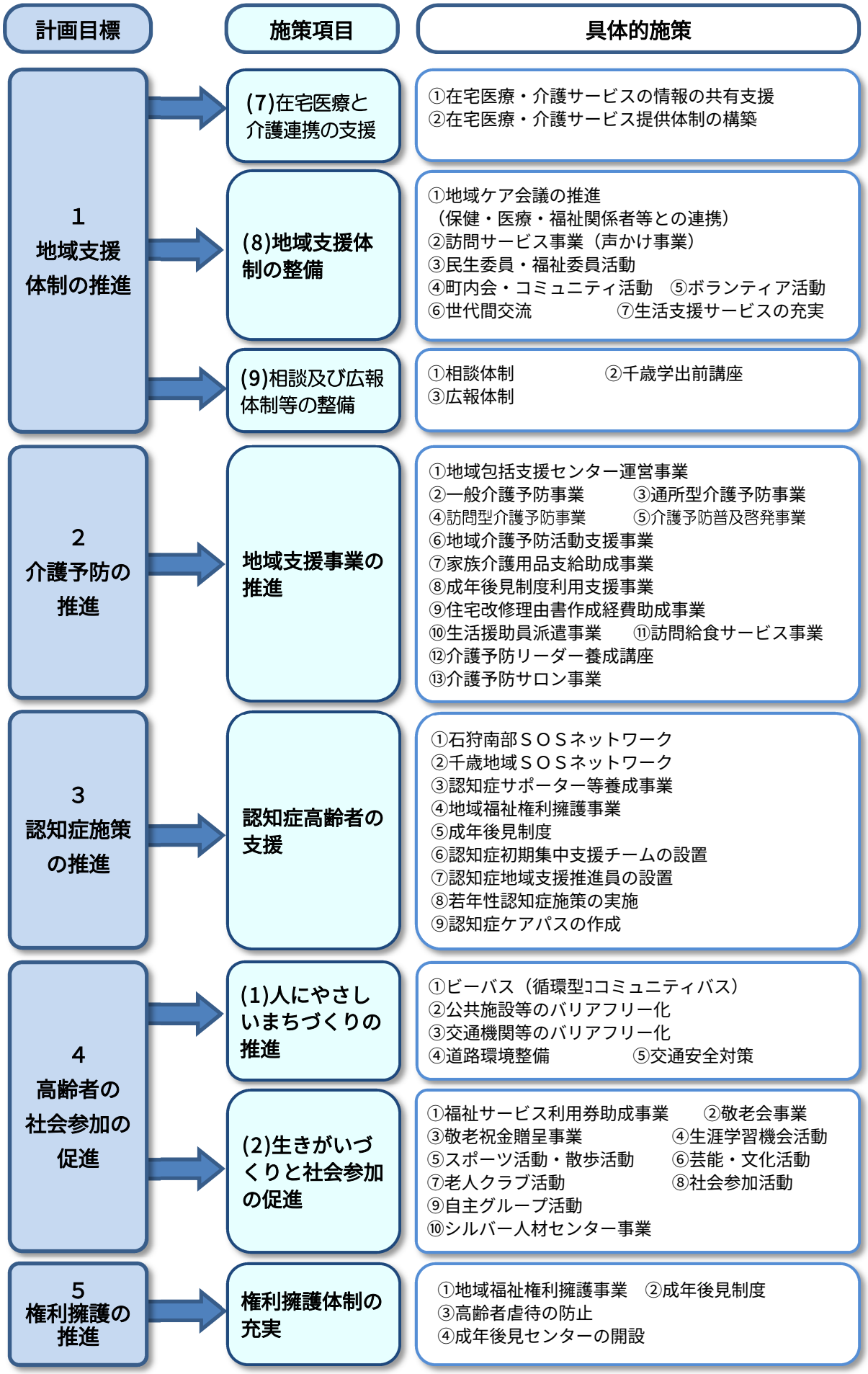
計画目標
施策項目
具体的施策
1 地域支援体制の推進
(7)在宅医療と介護連携の支援
①在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
②在宅医療・介護サービス提供体制の構築
(8)地域支援体制の整備
①地域ケア会議の推進
（保健・医療・福祉関係者等との連携）
②訪問サービス事業（声かけ事業）
③民生委員・福祉委員活動
④町内会・コミュニティ活動 ⑤ボランティア活動
⑥世代間交流 ⑦生活支援サービスの充実
(9)相談及び広報体制等の整備
①相談体制 ②千歳学出前講座
③広報体制
2 介護予防の推進
地域支援事業の推進
①地域包括支援センター運営事業
②一般介護予防事業 ③通所型介護予防事業
④訪問型介護予防事業 ⑤介護予防普及啓発事業
⑥地域介護予防活動支援事業
⑦家族介護用品支給助成事業
⑧成年後見制度利用支援事業
⑨住宅改修理由書作成経費助成事業
⑩生活援助員派遣事業 ⑪訪問給食サービス事業
⑫介護予防リーダー養成講座
⑬介護予防サロン事業
3 認知症施策の推進
認知症高齢者の支援
①石狩南部ＳＯＳネットワーク
②千歳地域ＳＯＳネットワーク
③認知症サポーター等養成事業
④地域福祉権利擁護事業
⑤成年後見制度
⑥認知症初期集中支援チームの設置
⑦認知症地域支援推進員の設置
⑧若年性認知症施策の実施
⑨認知症ケアパスの作成
4 高齢者の社会参加の促進
(1)人にやさしいまちづくりの推進
①ビーバス（循環型コミュニティバス）
②公共施設等のバリアフリー化
③交通機関等のバリアフリー化
④道路環境整備 ⑤交通安全対策
(2)生きがいづくりと社会参加の促進
①福祉サービス利用券助成事業 ②敬老会事業
③敬老祝金贈呈事業 ④生涯学習機会活動
⑤スポーツ活動・散歩活動 ⑥芸能・文化活動
⑦老人クラブ活動 ⑧社会参加活動
⑨自主グループ活動
⑩シルバー人材センター事業
5 権利擁護の推進
権利擁護体制の充実
①地域福祉権利擁護事業 ②成年後見制度
③高齢者虐待の防止
④成年後見センターの開設

第５章　施策の展開

第１節　地域支援体制の推進

高齢者が介護等が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、適切な介護保険サービスや福祉サービスの提供、医療と介護の連携を推進するとともに、地域の総合相談窓口を担う地域包括支援センターを中心として高齢者を総合的に支援するネットワークの構築を推進します。

１．介護保険サービス（予防給付・介護給付）

（１）居宅サービス

居宅介護支援サービス、地域密着型サービスの提供体制の整備、充実等を図るとともに、医療と介護の連携強化に努めます。

①訪問介護（予防給付・介護給付）(新規)

在宅での日常生活に支障のある要介護者等が、身体の介助や日常生活の援助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

なお、介護保険法の改正により、平成 29 年４月までに要支援者に対する訪問介護（予防給付）が市の独自事業に位置付けられ、地域支援事業に移行されることから地域の実情に応じて、地域住民やボランティア、社会福祉法人や民間法人など、多様な主体による新たなサービスの提供体制を構築し円滑に移行を進めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第６期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

②訪問入浴介護（予防給付・介護給付）

在宅での入浴が困難な要介護者等が、巡回入浴車を利用した入浴介護を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

③訪問看護（予防給付・介護給付）

通院が困難な要介護者等が在宅で療養上の手当てなどを受けることにより、健やかで安心した生活を送ることができるよう、必要なサービスの提供体制の充実に努めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

④訪問リハビリテーション

通院等の困難な要介護者等が在宅で機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制に努めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑤居宅療養管理指導

通院等が困難な要介護認定者等が在宅で医師等から心身の状況に応じた療養上の管理指導を受けることにより、質の高い療養生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑥通所介護（予防給付・介護給付）(新規)

在宅の要介護認定者等がデイサービスセンター等で心身機能の維持向上のため日常生活訓練などを受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

なお、介護保険法の改正により、平成 29 年４月までに要支援者に対する通所介護（予防給付）が市の独自事業に位置付けられ、地域支援事業に移行されることから地域の実情に応じて町内会等の団体や社会福祉法人、民間法人など、多様な主体による新たなサービスの提供体制を構築し,円滑に移行を進めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑦通所リハビリテーション（予防給付・介護給付）

在宅の要介護者等が介護老人保健施設等で心身機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑧短期入所生活介護（予防給付・介護給付）

要介護者等が心身機能を維持し、住み慣れた在宅での生活を継続するために、また、家族の介護負担軽減を図るレスパイとケアを推進するために短期的に介護老人福祉施設等に入所できるショートステイのサービス提供体制の充実に努めます。

また、家族の突然の怪我や病気、冠婚葬祭等の緊急時に利用できるサービス提供体制に努めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑨短期入所療養介護（予防給付・介護給付）

看護、医学的管理のもと要介護者等が心身機能を維持し、住み慣れた在宅での生活を継続するために、また、家族の介護負担軽減を図るレスパイとケアを推進するために短期的に介護老人保健施設等に入所できるショートステイのサービス提供体制の充実に努めます。

また、家族の突然の怪我や病気、冠婚葬祭等の緊急時に利用できるサービス提供体制に努めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑩特定施設入居者生活介護（予防給付・介護給付）

特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど厚生労働省令で定める施設）に入居している要介護者が、自宅にいるのと同じように介護保険を使って、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けられるよう体制を整備します。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑪福祉用具貸与（予防給付・介護給付）

要介護者等が心身の状況に応じた福祉用具の貸与を受けることにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑫特定福祉用具販売（予防給付・介護給付）

要介護者等が心身の状況に応じた福祉用具を購入することにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑬住宅改修

要介護者等の心身の状態に応じた住宅改修が行われることにより、きる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑭介護予防支援・居宅介護支援

要介護者等が日常生活を送るために必要となる保健・医療・福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、利用するサービスの種類や内容等、計画を立案し、その計画に基づいて適切にサービスが提供される体制づくりに努めます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

（2）介護保険地域密着型サービス

地域密着型サービスの整備

「地域密着型サービスは」は、高齢者が要支援又は要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活が送ることができるよう、サービス提供を行います。

今後、高齢者保健福祉計画・第６期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果や市内の特別養護老人ホーム待機者実態調査の結果等をもとに、地域密着型サービスの必要量について、今計画に定めていきます。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中･夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

②夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回または随時の通報により、訪問介護員が居宅を訪問し入浴・排せつ・食事等の介護及び緊急時の対応などを行います。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

③認知症対応型通所介護（予防給付・介護給付）

認知症高齢者を対象に、通所により入浴、食事等の提供、機能訓練を行うサービスです。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

④小規模多機能型居宅介護（予防給付・介護給付）

「通い」を中心として、利用者の態様や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供するものです。１事業所の登録定員は25名以下となっています。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（予防給付・介護給付）

要介護者であって認知症である方について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと）が、平成18年度より地域密着型サービスとして位置づけられました。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）			

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームで入居定員が 29 人以下です。

要介護者である入居者に、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談、機能訓練などを行います。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設は、定員が29人以下の特別養護老人ホームです。

できるだけ居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助を行います。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

⑧複合型サービス

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組合せて提供されるサービスです。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

（3）介護保険施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、身体上・精神上に著しい障がいがあるために、自宅での生活が困難な方が入所し、常時介護を受けることができる施設です。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、入院治療をする必要はない要介護認定者に対し、医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリテーションなど医療ケアと生活サービスを一体的に受けながら在宅復帰を目指す施設です。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期療養が必要な要介護認定者が医学的な管理のもとに、介護や医療が受けられる施設です。介護・医療の職員が配置された病院などが該当します。介護療養型施設は、平成 29 年度末をもって廃止されます。

第６期事業計画の利用人数の計画値

		第 6 期事業計画　計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護	利用人数（人/月）			
予防	利用人数（人/月）	-	-	-

（４）介護保険サービスの低所得者対策

①障がい者訪問介護支援措置

障害者総合支援法の規定によるホームヘルプサービスの提供から介護保険法の規定による訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護の利用への円滑な移行を図るため、継続して、訪問介護等に係る費用の負担軽減を図ります。

②社会福祉法人等による利用者負担軽減の補助

低所得者で生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、特別養護老人ホーム、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）等の利用者負担を軽減に対する一部助成を継続して実施します。

③生活福祉資金貸付制度(千歳市社会福祉協議会が実施)

介護保険サービスを必要とする高齢者等が適切に利用できるよう、日常生活上介護を必要とする 65 歳以上の高齢者の属する世帯及び低所得世帯を対象に、サービス利用料、介護保険料、食事標準負担等に相当する額の貸付を継続して実施します。

④受領委任払い

高額介護(介護予防)サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費について、サービス利用者の経済負担の軽減を図るため、利用者は自己負担額のみ支払い、残額については事業者が直接市から支払を受ける受領委任払いを継続して実施します。

⑤高額介護(介護予防)サービス費

介護サービスの利用者が１か月に支払った１割負担分（住宅改修費等を除く）が一定の上限（負担限度額）を超えたとき、利用者の申請により高額介護サービス費として超えた分が払い戻される高額介護サービス費の支給を継続して実施します。

⑥高額医療介護合算サービス費

平成 20 年４月からの後期高齢者医療制度創設に伴い、医療費と介護保険サービスの自己負担額が著しく高額となった場合、利用者の申請に基づき、一定の自己負担額を超える部分について払い戻されます。後期高齢者医療担当課と連携し、継続していきます。

⑦特定入所者介護サービス費

介護保険施設に入所者や短期入所サービスを利用者のうち住民税非課税世帯の利用者について、申請に基づき、食費・居住費（滞在費）を補助するサービスです。

介護保険法の改正により、平成 27 年８月からは資産を勘案する等の見直しを行います。（①預貯金等の勘案、②配偶者の所得の勘案、③非課税年金収入の勘案）

（5）介護保険サービスの質的向上

①介護給付適正化事業

介護保険制度の持続可能性を高める観点から、北海道介護給付適正化事業推進要綱の内容を踏まえ、ケアプランチェックの推進や国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの活用等による介護給付等に要する費用の適正化事業の一層の推進を図ります。

②保健福祉オンブズマン

福祉オンブズマンの活用により、保健福祉サービスの公正な実施及び市民の権利利益の保護と福祉サービスの質の向上を図ります。

③情報提供体制

市民が必要とする介護情報について、広報ちとせやホームページのほか、「千歳の介護保険･保健福祉サービスガイド等を作成し、市役所窓口のほか地域包括支援センター、介護サービス事業者などの身近な機関で情報入手ができるよう体制整備を図ります。

④外部評価及び自己評価

サービス利用者が適正な情報を得ることができるよう WAMNET（ワムネット）で、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）について、「評価結果概要表」「評価結果（詳細）」及び「自己評価票」が公開されていることから、介護保険サービス事業者の運営状況の把握と的確な情報提供に努めていきます。

⑤地域密着型サービス事業者の指定・指導・監査

地域密着型サービスについて、サービスの質を確保するため、市は、事業者に対して実地指導や指導監査を実施し、給付の内容及び請求の内容など事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう指導するとともに、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、ケアの質の向上及び保険給付費の適正化に努めます。

⑥介護サービス事業者情報の公表制度

利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、すべての介護サービス事業者に対して公表が義務付けられている「介護サービス情報」について、北海道の指定情報公表センターホームページにより公表されており、利用者に対して積極的に周知していきます。

⑦苦情申立に対する対応

サービス利用者からの苦情申し立てなどの相談体制については、本市の窓口で対応するほか、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を取りながら利用者の支援を行い、問題の早期解決に努めます。

２．福祉サービス

（１）福祉サービス

①緊急通報システム

日常生活上、注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に等に対し、急病や事故などの緊急時の対応を図るため、緊急通報システム設置及び更新を進めます。

②福祉電話の貸与

市民税が非課税で、一人暮らしの高齢者世帯、高齢者夫婦世帯などで緊急通報システムの利用などが必要となる世帯に対し、電話機の使用に必要な回線および配線を貸与します。

③福祉機器リサイクル貸出事業（千歳市社会福祉協議会が実施）

在宅の身体障がい者および要介護認定者以外の方で介護を必要とする高齢者を対象に車いす、特殊寝台などの福祉機器の貸し出しを行います。

④福祉理容・美容サービス事業（千歳市社会福祉協議会が実施）

在宅で寝たきりなどの理由で理美容店に出向くことができない高齢者等を対象に、北海道理容環境衛生同業組合千歳支部（千歳理容組合）と千歳美容協会の協力により自宅へ訪問して調髪を行うサービスを継続するとともに、市民税非課税の方には、年間２回の無料サービスを発行します。

⑤除雪作業支援事業(本市の委託により千歳市社会福祉協議会が実施)

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、身体障害者のみの世帯等を対象に、ボランティアが除雪を支援します。

⑥ホームヘルプサービス（千歳市社会福祉協議会が実施）

千歳市社会福祉協議会協力会員による家事援助を中心としたサービスを提供します。

⑦大掃除サービス（千歳市社会福祉協議会が実施）

65 歳以上で日常生活に不便のある高齢者等を対象に、日常できない部分の大掃除を行うサービスを提供します。

⑧ふとん丸洗いサービス（千歳市社会福祉協議会が実施）

おおむね 60 歳以上で日常生活に不便のある高齢者を対象に、掛け布団、敷き布団、毛布の３枚１組を洗濯・乾燥するサービスを提供します。

⑨健康増進サービス（千歳市社会福祉協議会が実施）

介護者なしでは旅行することが困難な外出の機会が少ない高齢者を対象に、健康づくり、友達づくりを目的として、施設見学、温泉などの日帰り旅行を行います。

⑩調理教室（千歳市社会福祉協議会が実施）

高齢男性等を対象に、自分で作ることの喜びや食事の栄養バランスについて学んでもらうことを目的に、手軽に作れる調理を体験してもらう調理教室を実施します。

⑪家族介護支援事業　(千歳市社会福祉協議会が実施)

家族介護教室を開催し、高齢者を介護している援助者、地域の団体等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得すための講習会を実施します。

（2） 施設サービス

①養護老人ホーム(千歳千寿園)

養護老人ホーム千歳千寿園は、家庭環境などの環境上の理由や経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者の方が入所する措置施設ですが、大和地区への新築移転に伴い、特定施設入居者生活介護の指定を受けており、入所している要介護者が、介護保険を利用して、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などサービスを受けることができます。

②介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス千歳ふくろうの園）

ケアハウス千歳ふくろうの園は、60 歳以上の一人で生活することに不安を抱いている高齢者の単独世帯、高齢者夫婦世帯が低廉な費用で、個人の自立を尊重した在宅型の生活環境を目指した施設で、介護保険居宅サービスの特定施設入居者生活介護の指定を受けており、入所している要介護者が、介護保険を利用して、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などサービスを受けることができます。

３．住宅支援サービス

①高齢者世帯向け特定目的住宅（市営住宅）

住宅に困窮する低額所得者の中でも高齢者世帯に限定し居住の安定化を図るため、住戸を指定又は整備し、入居対象を高齢者に限定して入居者を募集しています。

市営住宅の建て替えにあたっては、高齢者に配慮した設備や構造等を取り入れ、加齢に伴う身体の衰えに対応した住宅のバリアフリー化を進め、在宅生活の質の向上を図ります。

②シルバーハウジング

高齢者（公営住宅では 60 歳以上を高齢者としています）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう段差解消、24 時間緊急通報システム及び手すり等の設置により、高齢者の身体状況や安全面に配慮した構造等とし、生活援助員が生活指導・相談、安否の確認等の見守りを行う公的賃貸住宅（公営住宅等）です。

入居者が安心して生活できるよう、市営住宅担当課や北海道、生活援助員と連携を図っていきます。

③サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して生活できるよう、床面積を原則 25 ㎡以上とし、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー構造とするほか、安否確認、生活相談サービスなどの各種サービスの提供を行う住宅です。

入居者が介護保険サービスを利用する際は、外部の介護保険サービス事業者と契約しサービスを利用することとなります。

介護保険法の改正により平成 27 年 4 月から有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者住宅は、住所地特例の対象となります。

さらに住所地特例の対象者については、居住地の市町村が指定した地域密着型サービス及び地域支援事業を利用できるようになります。市内に整備されたサービス付き高齢者向け住宅の把握に努め、必要に応じて情報提供を行っていきます。

④低所得者の高齢者の住まい支援

市内に所在する「高齢者向け優良賃貸住宅」では、入居者の所得に応じて家賃を減額する制度があり、市はその減額相当分を家主に対して助成しています。

また、市営住宅では、世帯の収入月額（継続して得ている非課税収入を含む。）が生活保護法による基準生活費に達しない等の場合で、家賃を収めることが困難な世帯から相談があった場合、生活状況等を把握のうえ、許可制により家賃の減免を行っており、70 歳以上の高齢者のみで構成される世帯や 70 歳以上の高齢者と 18 歳未満の者で構成される世帯については、減免の期間や金額を優遇しています。

４．医療と介護の連携

医療と介護の両方のニーズを併せ持つ高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で継続して日常生活を営むためには、退院後の支援や急変時の対応、在宅での看取りなど、必要な支援が在宅医療と介護の連携により円滑に受けられるよう体制の整備が必要となります。

在宅医療・介護の連携については、平成 30 年度までに地域支援事業として、市が主体となり、医師会や介護事業者等の関係機関とも連携を進めなければならないことから、今後、地域の医療・福祉資源等の把握や課題の抽出等を行いながら、医療と介護サービスの提供体制の整備について検討します。

①在宅医療・介護サービスの情報の共有支援(新規)

在宅医療・介護サービスの連携において、共有すべき情報の検討を行い、必要な情報を必要な時に共有することができる仕組みの構築を図ります。

市内では、医療機関と介護事業所が自主的に組織した「ちとせ介護医療連携の会」が医療と介護の情報の共有化について検討を行っています。

今後市民協働により医療と介護の連携体制を検討するとともに「ちとせの介護医療連携の会」を軸に医療と介護が協力できる体制づくりを検討します。

②在宅医療・介護サービス提供体制の構築(新規)

地域の医療・福祉資源等の把握や課題の抽出を行いながら、医療・介護サービスの提供体制の強化を図ります。

第２節　介護予防の推進

１．地域支援事業の推進

地域支援事業は、高齢者等が要介護状態または要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として平成 18 年度から介護保険制度に設けられたものです。

（１）介護予防事業

①千歳市介護予防センター

市では介護予防を推進するため、平成 26 年４月に千歳市しあわせサポートセンター内に千歳市介護予防センターを設置し、介護予防の基本的な知識等の普及啓発を行うことで、介護予防の大切さを広めるとともに、高齢者が日常生活の中で自主的に取り組むことが可能な「いきいき百歳体操」、「かみかみ百歳体操」、「ノルディックウォーキング」などの運動の普及を積極的に進めています。

また、介護予防における地域活動の担い手として、介護予防リーダーの養成を行うとともに、各地域で行われる自主的な介護予防活動を支援し、「いきいきと百歳まで暮らしたくなる地域づくり」を目指します。

②新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新規)

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来、予防給付として提供されていた全国一律の訪問介護及び通所介護を、平成 29 年 4 月までに市町村が実施する地域支援事業に移行しなければならないことから、既存の介護サービス事業者や住民等による多様なサービスを総合的に提供する体制を構築します。

図表 5-2-1　法改正による新しい介護予防・日常生活支援総合事業

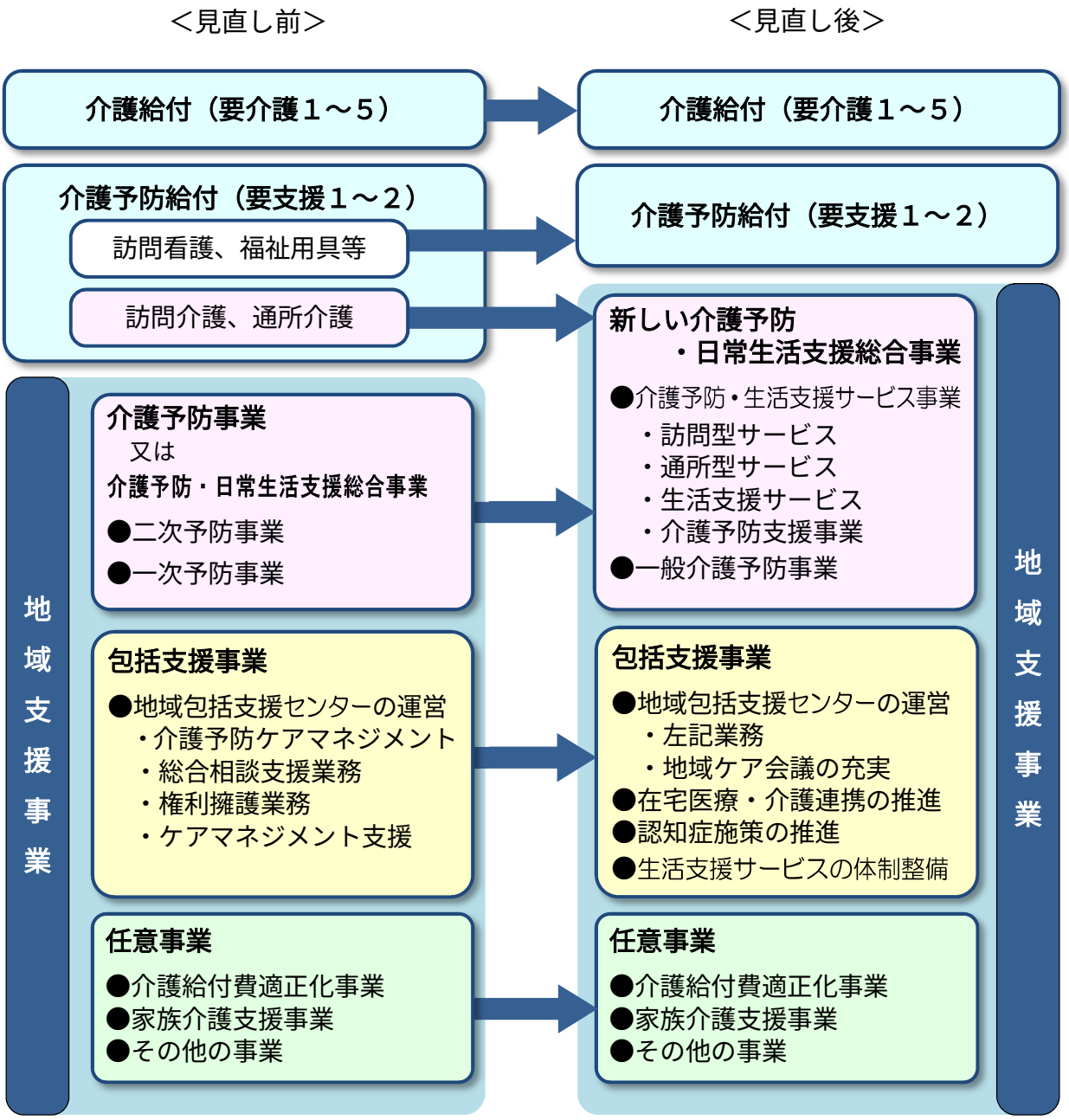

③一次予防事業(一般介護予防事業)

ア　介護予防把握事業

高齢者把握調査や地域住民等の情報から支援を必要とする対象を介護予防活動につなげます。

イ　介護予防普及啓発事業

各種教室、出前講座、介護予防リーダー養成事業（新規)、介護予防ボランティアポイント制度（新規)、介護予防サロン事業（新規）等を実施します。これらをとおし高齢者の心身機能の向上、活動、社会参加等にバランスよく働きかけます。高齢者の主体的な活動を促し、人々との交流の場や通い場づくりなどで、共生する地域づくりの一環とします。

(ａ)　介護予防リーダー養成講座

各地域で自主的に介護予防活動を継続実施できる仕組みを構築するため、ボランティア活動に関心があり、介護予防教室のサポートや町内会・老人クラブなどで、介護予防活動を実施できる方を対象に、介護予防リーダー養成講座を実施します。

また、高齢者自身が養成講座に参加することで、「サービスの受け手」から「サービスの担い手」になることから、介護予防活動を通して、やりがいや生きがいを実感するような地域づくり目指します。

(ｂ)　介護予防サロン事業(新規)

市が実施する介護予防リーダー養成講座を修了した介護予防リーダーが、地域に住む高齢者に対して、市が指定する介護予防活動を行った場合に助成を行います。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすことのできるよう、町内会等の地域単位で自主的に行う介護予防活動を支援し、元気な高齢者を増やすための仕組みづくりを目指します。

また、この事業を平成 29 年 4 月までに市町村が実施する地域支援事業の新しい介護予防･日常生活支援総合事業の住民主体による支援として通所型サービスに位置付けることを検討します。

(Ｃ)　介護予防ボランティアポイント制度(新規)

高齢者がボランティアとして介護支援を行った場合にポイントを付与し、そのポイント数に応じて還元することにより、高齢者の地域貢献を積極的に奨励・支援し、本人の健康増進や社会参加活動を通して介護予防の効果が期待できるものです。

元気な高齢者の知識や経験を生かしながら、生きがいづくりを促進する仕組みを構築するとともに、高齢者がボランティア活動を始めるきっかけづくりとして「介護予防ボランティア制度」を導入します。

（2）包括的支援事業

①地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、地域住民や町内会、医療機関や介護サービス事業者等とのつながりを最大限に生かしながら、総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを実施し、地域包括ケアシステムを構築するための中核的機関です。市は、平成 24 年度に東区地域包括支援センター、平成 25 年度に北区地域包括支援センター、平成 26 年度に南区地域包括支援センター及び向陽台区地域包括支援センターを設置し、市内５か所の日常生活圏域にセンターを配置しています。今後、高齢者人口が大幅に増加することが予測されており、適切な人員配置を行うとともに、新たな総合事業の実施に向けて時代の要請に合わせた役割分担など機能強化を進めます。

②地域ケア会議の充実

個人では解決できない課題に対し、地域包括支援センターが地域ケア会議を開催することにより、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職のほか、関係者が協働して解決に向け検討を行うことにより、そのノウハウの蓄積や課題を共有し、ネットワークづくりや地域づくり、地域資源の開発、政策形成等につなげるなど、地域包括ケアシステムの構築に向け地域ケア会議の充実に努めます。

③在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護が連携することは、退院時の支援や日常の療養支援、様態急変時の対応や看取りなど様々な場面で必要とされています。

今後増加することが見込まれている退院による在宅復帰の際に、円滑に介護等のサービスにつなげることや、できる限り在宅生活を継続できるよう医師会等と協働し在宅医療・介護連携の強化を図ります。

④認知症施策の推進

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の中で、暮らし続けることができる社会の実現が重要です。そのためには、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立し、どのように認知症の人を地域で支えていくかを地域住民に明示した上で、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制づくりについて検討していきます。

⑤生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、介護や医療等の制度によるサービスの充実のほか、多様な生活支援サービスの提供体制の構築が必要となります。

地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買物・調理・掃除などの家事支援など日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活用等を通じ、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体の支援・協働体制を検討します。

図表 5-2-2　地域包括支援センターの全体像

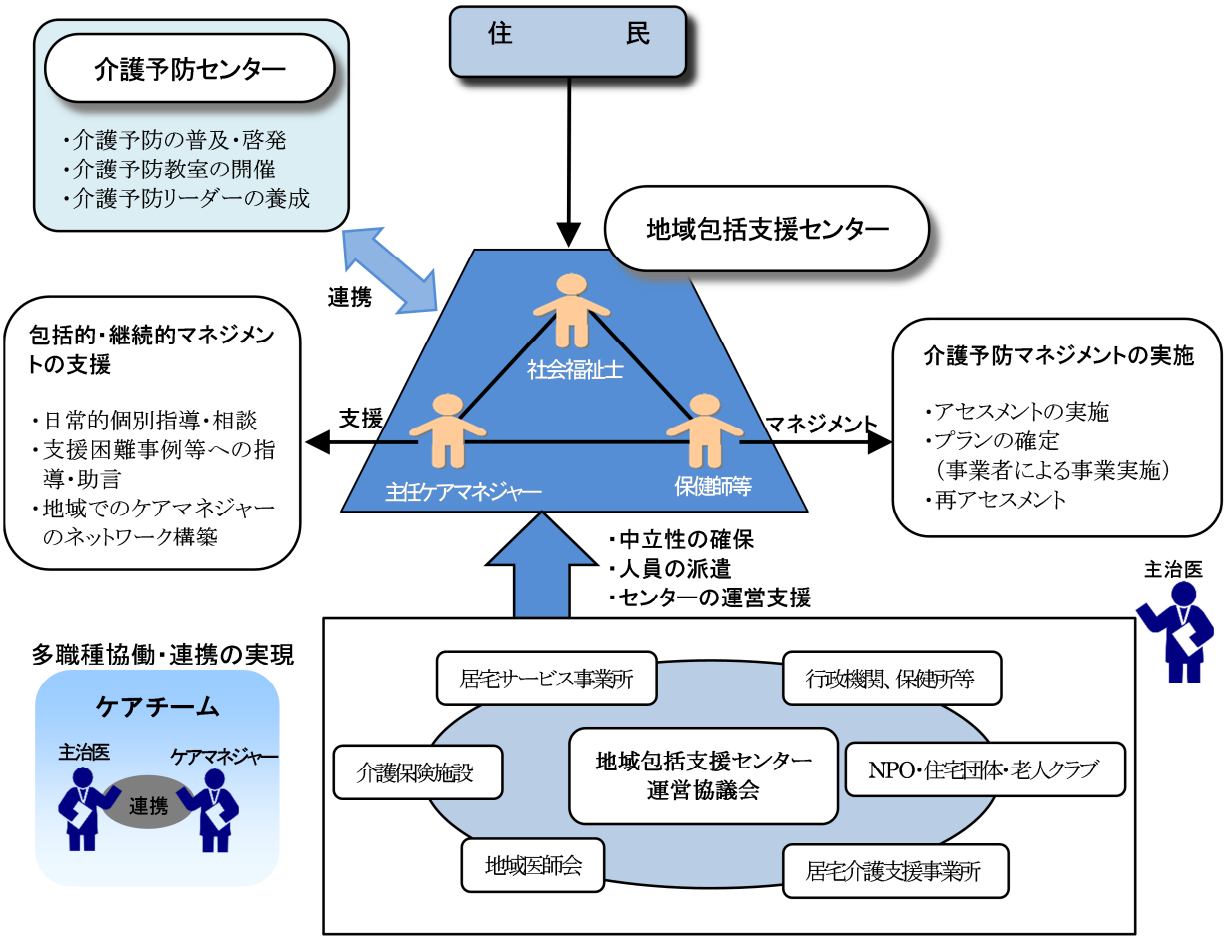

（3）任意事業

現在、家族介護用品支給助成事業や成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、生活援助員派遣事業、訪問給食サービス事業を実施しておりますが、高齢者が地域における自立した日常生活を支援するため、必要なサービスを地域の実情に応じて、創意工夫を生かしながら様々な取組を検討します。

２．相談及び広報体制等の整備

①相談体制

高齢者に対する相談は、地域包括支援センターが市内５か所の日常生活圏域すべてに設置されたことから、身近な地域で相談が受けられるようになり、相談体制の充実が図られています。

また、千歳市しあわせサポートセンター内に設置された千歳市介護予防センターにおいても、社会福祉士などの専門職が配置されており、介護予防教室の参加者に対して適切に保健、医療、介護、福祉サービスにつなげる等の相談支援を行います。

②千歳学出前講座

市民を対象に高齢者等に関する施策、介護方法や介護予防などの知識・技術などに係る講座を実施しています。

講座名	担当部署
介護保険サービスを利用するために	高齢者支援課介護認定係
介護保険に支払うお金のはなし	高齢者支援課介護保険係
介護保険計画のはなし	高齢者支援課高齢福祉係
いきいき高齢者講座	高齢者支援課介護相談・予防係
始めましょう！ロコモ予防 ～寝たきりにならない体づくり～	介護予防センター (高齢者支援課介護相談・予防係)
物忘れをしない方法 ～認知症予防と能力を上げる習慣～	
もう安心！尿モレ ～高齢者の尿失禁予防～	
気づいて！身近に潜む虐待 ～高齢者虐待を予防するために地域にできること～	地域包括支援センター (高齢者支援課介護相談・予防係)
ご存じですか？成年後見制度 ～悪徳商法、財産管理の不安や悩みを支援します～	

③広報体制

高齢者に関する保健・医療・福祉及び介護保険について、市民が必要とする情報を広報ちとせやホームページ、市民説明会などで積極的に提供します。

また、市役所窓口や地域包括支援センター及び各種相談窓口において、介護保険サービスや介護保険サービス事業者の情報をパンフレットなどにより提供に努めていきます。

第３節　認知症高齢者の支援

認知症高齢者対策は、早期発見・早期確定診断を出発点とし、症状に応じた適切な対応を促進し、認知症高齢者とその家族を地域で支えるための総合的な支え合いの仕組みの構築が重要となります。

このため、高齢者及びその家族等に対する認知症介護教室などの開催により、正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、認知症の疑いのある高齢者の早期の受診勧奨等を推進します。

医学的診断に基づき、症状に応じた適切なサービスが利用できるよう、地域包括支援センター等が中心的な役割を担うこと等により、かかりつけ医、専門医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者の協働体制を構築し、医療と介護の切れ目のない提供体制の構築に努めます。

さらに、認知症サポーターの養成と、その活用を含めた地域における見守りネットワーク、認知症高齢者の徘徊に対応するための千歳地域 SOS ネットワークや権利擁護体制の充実等、地域における支援体制の整備に努めます。

今後も認知症高齢者の増加が見込まれるなか、認知症高齢者を早期発見や早期受診につなげることや医療機関や介護サービス事業者など地域の支援機関との連携体制を構築するため、認知症ケアパスの作成、普及を進めるとともに認知症初期集中支援チームの設置に向け検討します。

①石狩南部ＳＯＳネットワーク

石狩南部 SOS ネットワークは、千歳警察署、千歳保健所、千歳市、恵庭市、北広島市などの関係機関が連携し、徘徊高齢者等を速やかに発見・保護することにより、本人の安全の確保と家族等の不安解消を図ることを目的とした広域的なネットワークです。

②千歳地域ＳＯＳネットワーク

少子高齢化が進展する社会環境にあって、認知症の高齢者が自宅等を出たまま行方不明となり、不幸な事態に陥る例が後を絶ちません。日頃から多くの目で見守り、行方不明となっても早期に発見・保護する地域の仕組みをつくり、安心して暮らせるやさしい地域づくりを目指したネットワークです。

③認知症サポーター等養成事業

認知症対策には、早期の段階から適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を通して、地域単位での総合的、継続的な支援体制を確立していくことが必要です。

このため、キャラバンメイトによる認知症の方や家族を支援する認知症サポーター等の養成講座を引き続き支援します。

④認知症ケアパスの作成（新規）

認知症高齢者とその家族ができる限り住み慣れた自宅で生活を続けることができるよう、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければ良いか理解するための、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成と普及を推進します。

⑤認知症初期集中支援チームの設置（新規）

早期対応の遅れから認知症の症状が悪化し、行動、心理症状等が生じてから、医療機関を受診している例が多く見られます。初期の段階から医療と介護の複数の専門職がチームとして認知症を疑われる高齢者やその家族を訪問し、その症状に沿った対応をアドバイスする認知症初期集中チームの設置を検討し、早期発見・早期対応の体制を推進します。

⑥認知症地域支援推進員の設置（新規）

認知症高齢者とその家族に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センターや専門医療機関、ケアマネージャーや認知症サポーターなど、地域おいて認知症高齢者を支援する認知症地域支援推進員の設置を検討します。

第４節　高齢者の社会参加の促進

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するため、高齢者が生きがいをもって暮らし、活躍できる地域社会の実現を目標として、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていくような社会づくりに努めます。

１．人にやさしいまちづくりの促進

①ビーバス（循環型コミュニティバス）

平成 14 年９月から高齢者をはじめとする市民の新しい交通手段として循環コミュニティバス(ビーバス)の運行をしています。JR 千歳駅を中心に公共施設、医療施設及び商業施設などを循環して高齢者等の社会参加の促進を図ります。

②公共施設等のバリアフリー化

公共施設の整備にあたっては、スロープ、手すり、車いすで利用できるトイレやエレベーターの設置、段差の解消など、高齢者や障がい者など全ての市民にやさしいバリアフリー化に努めています。また、民間施設についても、バリアフリー化に配慮するよう指導・啓発に努めます。

③交通機関等のバリアフリー化

車両買い替え時に低床バスやリフト付きタクシーの導入など、関係機関と協議しながら公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

④道路環境整備

高齢者や障がい者などが安心して歩行できる歩行者道路の段差解消など、安全性の高い道路整備に努めます。

⑤交通安全対策

高齢者の交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、交通安全教室等を開催するとともに、高齢者など交通弱者を交通事故から守るため、信号機、交通標識の設置など関係機関に要請し、交通安全施設の充実を図ります。

２．生きがいづくりと社会参加の促進

① 高齢者福祉サービス利用券助成事業

高齢者の方の積極的な社会参加を促進するとともに、閉じこもりや寝たきりなどの防止を図るため、１枚あたり 100 円の福祉サービス利用券を 100 枚支給します。

この利用券は、あらかじめ登録されたバス、タクシー（ハイヤー）、公衆浴場、温泉、理容、美容、マッサージ、はり・きゅうで使用することができるものです。

利用券の支給要件は、７月１日現在において市内に引き続き６か月以上居住し、市民税が非課税な満 75 歳以上の高齢者の方となっています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給者数（人）	3,507	3,755	4,057

②敬老会事業

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者の方を敬愛し、その長寿をお祝いするため、市長や関係団体の皆さんが臨席し、式典を開催します。

なお、東千歳地区と支笏湖地区にお住まいの高齢者の方は、距離的な事情などから、別に敬老会を開催します。

③敬老祝金贈呈事業

毎年９月 15 日において、６か月以上引き続き居住し、かつ、住所を有している満 77 歳（喜寿）、満 88 歳（米寿）、満 99 歳（白寿）および満 100 歳の方の長寿を祝福するとともに、社会に貢献した労をねぎらい、祝金を贈呈するものです。満 100 歳の方については、市長が自宅などを訪問し、祝金を贈呈します。

祝金の額は、満 77 歳の方が 10,000 円、満 88 歳の方が 30,000 円、満 99 歳の方が 50,000 円、満 100 歳の方が 70,000 円となっています。

人/年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
満 77 歳	690	722	739
満 88 歳	197	205	236
満 99 歳	10	11	13
満 100 歳	4	5	9

④老人クラブ活動

老人クラブは、高齢者の仲間同士がクラブ活動を通じ、暮らしを豊かなものにするとともに、知識と経験を生かして社会の一員としての役割を果たすことを目的とした自主的団体です。この活動を援助するため、千歳市老人クラブ連合会に補助金を交付しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
クラブ数（か所/年度）	74	73	72
加入者数（人/年度）	4,064	3,907	3,722

⑤シルバー人材センター事業

シルバー人材センターは、長年の経験や技能を生かしたいという高齢者が会員組織をつくり、共働・共助の精神をもって就業することにより、高齢者の健康維持と生きがい等の充実を図り、活力ある地域社会に寄与することを目的としています。

社団法人千歳市シルバー人材センターは、昭和 59 年 7 月に設立し、平成 13 年には社屋を一新し、労働環境の向上と事業運営の充実を図っています。

今後も、会員の確保、就業機会の開拓・提供、技能向上などの研修会の開催、就業情報の収集・提供などを図り、シルバー人材センターの活動を支援します。

第５節　権利擁護の推進

１．高齢者の権利擁護の推進

高齢者の尊厳を守る取り組みとして、高齢者に対する虐待の防止やその早期発見、施設における身体拘束の廃止に向けた取組の徹底、成年後見制度の活用促進、その他権利擁護のために必要な援助に努めます。

認知症の高齢者等、対象者の増加が見込まれる中、少子化や核家族化などにより親族の支援が困難な場合の増加や、専門職後見人の不足が懸念されていることから、地域における権利擁護の担い手として「市民後見人」の養成が求められており、市では、平成 26 年度から「市民後見人養成講座」を開催し、市民後見人の養成を開始しています。

（１）日常生活自立支援事業

認知症などで意思決定等が困難な高齢者に対して、福祉サービスの援助や手続きの代行、日常の金銭管理などの地域生活サービスを提供し、日常の生活が維持できるよう支援します。

この事業は、千歳市社会福祉協議会が実施し、サービスを提供する「生活支援員」が配置されています。

（２）成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分な高齢者は、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設入所の契約、または遺産分割の協議など、自分では出来ない場合があり、不当な契約や悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

このような高齢者の方々を保護・支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。さらに、法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選任された成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約など法律行為を行ったり、本人が自分で契約などの法律行為を行うときに同意を与えたり、後見人の同意を得ずに行った不利益な法律行為の取り消しを行うなど、本人の保護及び支援を行います。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活、療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契

約)を結んでおく制度です。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に任意後見人が任意契約で決めた事務について、本人を代理して契約などを行い、本人の意思にしたがった適切な保護・支援を可能とするものとなっています。

成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任しますが、後見人等は本人の親族以外に法律や福祉などの専門職、その他第三者や、福祉関係の公益法人やその他法人が選ばれる場合があります。

今後、認知症の高齢者等、対象者の増加が見込まれる中、少子化や核家族化などにより親族の支援が困難な場合の増加や、専門職後見人の不足が懸念されていることから、地域における権利擁護の担い手として「市民後見人」の養成が求められており、市では、平成26年度から「市民後見人養成講座」を開催し、市民後見人の養成を開始しています。

今後、成年後見制度の普及啓発のほか、市民後見人のサポート体制を構築するため、（仮称）成年後見支援センター設置の検討を進めます。

図表 5-6-1　後見制度の処理フロー

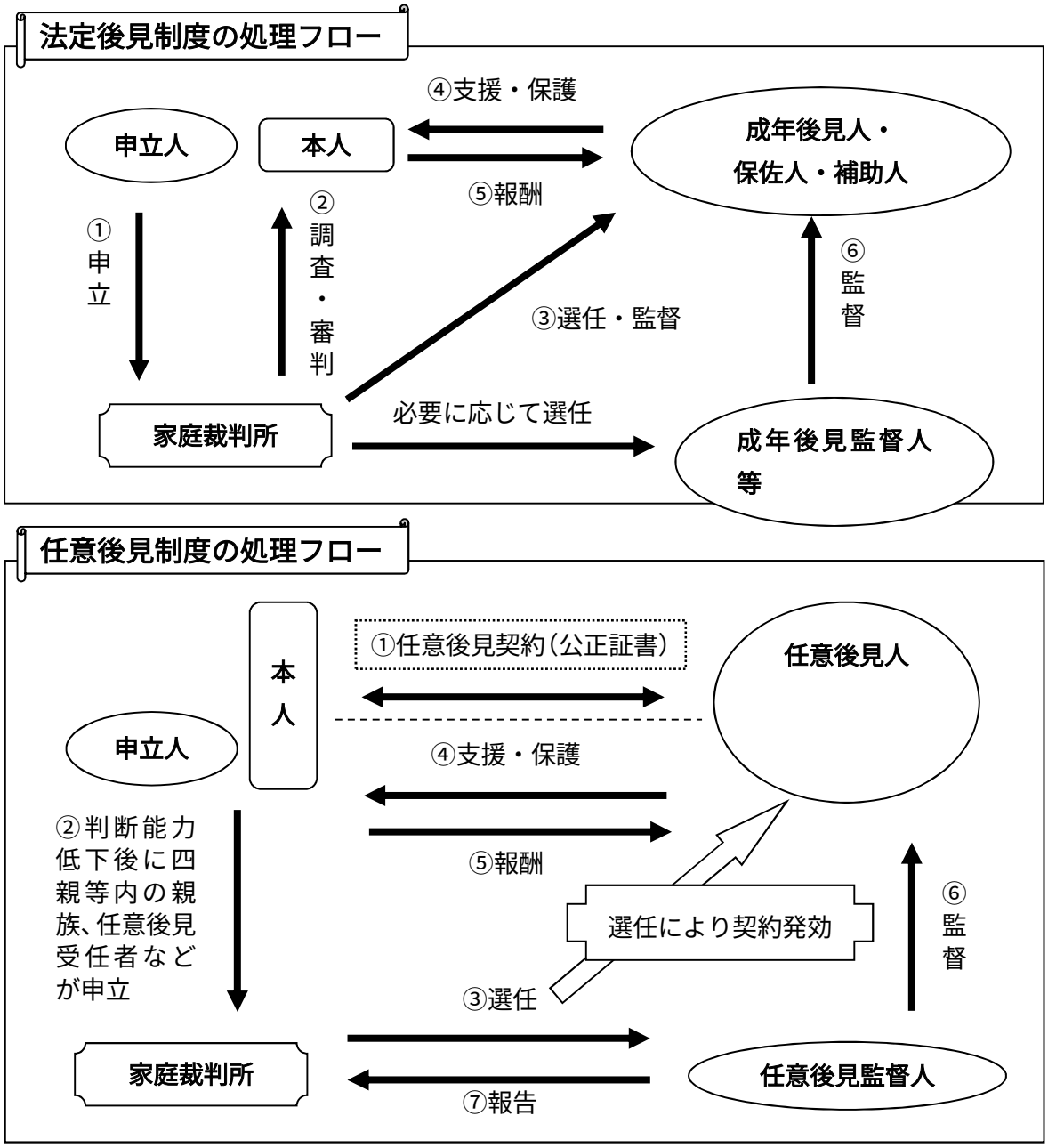

（3）高齢者を狙った犯罪の抑制

近年、「おれおれ詐欺」に代表されるように、高齢者を狙った詐欺や悪質商法による被害が社会問題になっています。不正な住宅改修の契約など、その被害も多額なケースが増えています。

特に、認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者を狙うケースが多く、また、被害にあっても、「被害にあった自覚がない。」、「被害にあったことを認めたくない。」など、被害の実態や全容を把握することが困難なケースが多くあります。

市では、高齢者や家族などから寄せられた相談に対しては、市の消費生活相談員や北海道立消費生活センターを通じて、解約(クーリング・オフ制度)などの措置を取るよう図るとともに、犯罪性があるものについては、警察と協議・連携し、その解決にあたるよう協力します。また、市民に対しては、広報やパンフレットの配布などにより啓蒙するとともに、介護保険事業者については、会議や研修などの機会を通じて知識や情報の提供を図ります。

高齢者に対する犯罪の抑制や早期の解決を図るためには、日常生活において高齢者と多くの時間接し、日頃の変化などに気付けている家族やホームヘルパーの方などに対して、知識や情報を提供することが重要です。

このため、市では、地域包括支援センターや介護保険サービス事業者を通じて、高齢者やその家族に犯罪に巻き込まれないためのパンフレットの配布や知識の普及を図ります。

図表 5-6-2　高齢者を狙った犯罪の抑制

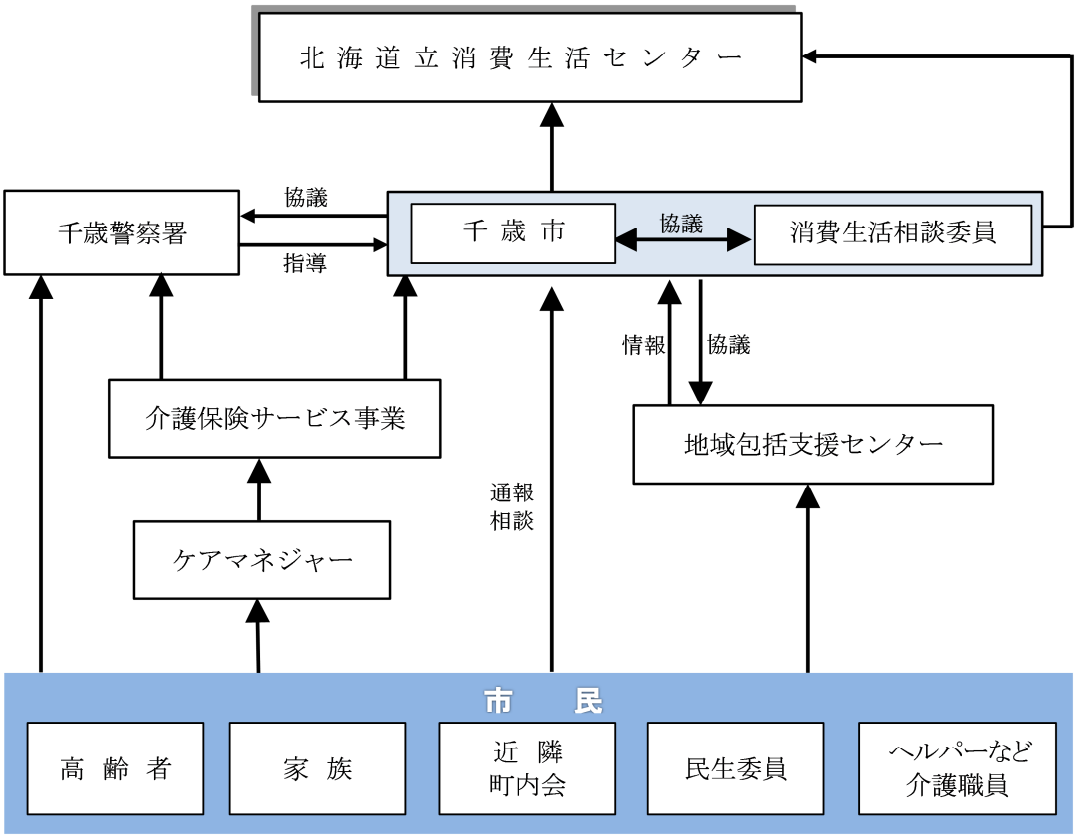

２．高齢者虐待の防止

平成 12 年度に介護保険制度が開始されて以来、第三者が介護に関わるようになったことで、家族間の問題としてあまり目立たなかった高齢者に対する虐待が表面化してきました。高齢者の生命の保全と尊厳を保持する対策として、平成 18 年度に「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる「高齢者虐待防止法」が施行され、市町村の対策として、各機関との連携を図るネットワークの構築が義務付けされました。

本市においても、平成 20 年 12 月に千歳市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置し、虐待が万が一発生した際には、地域包括支援センターを中心に、迅速で適正な対応を図っていくこととしています。

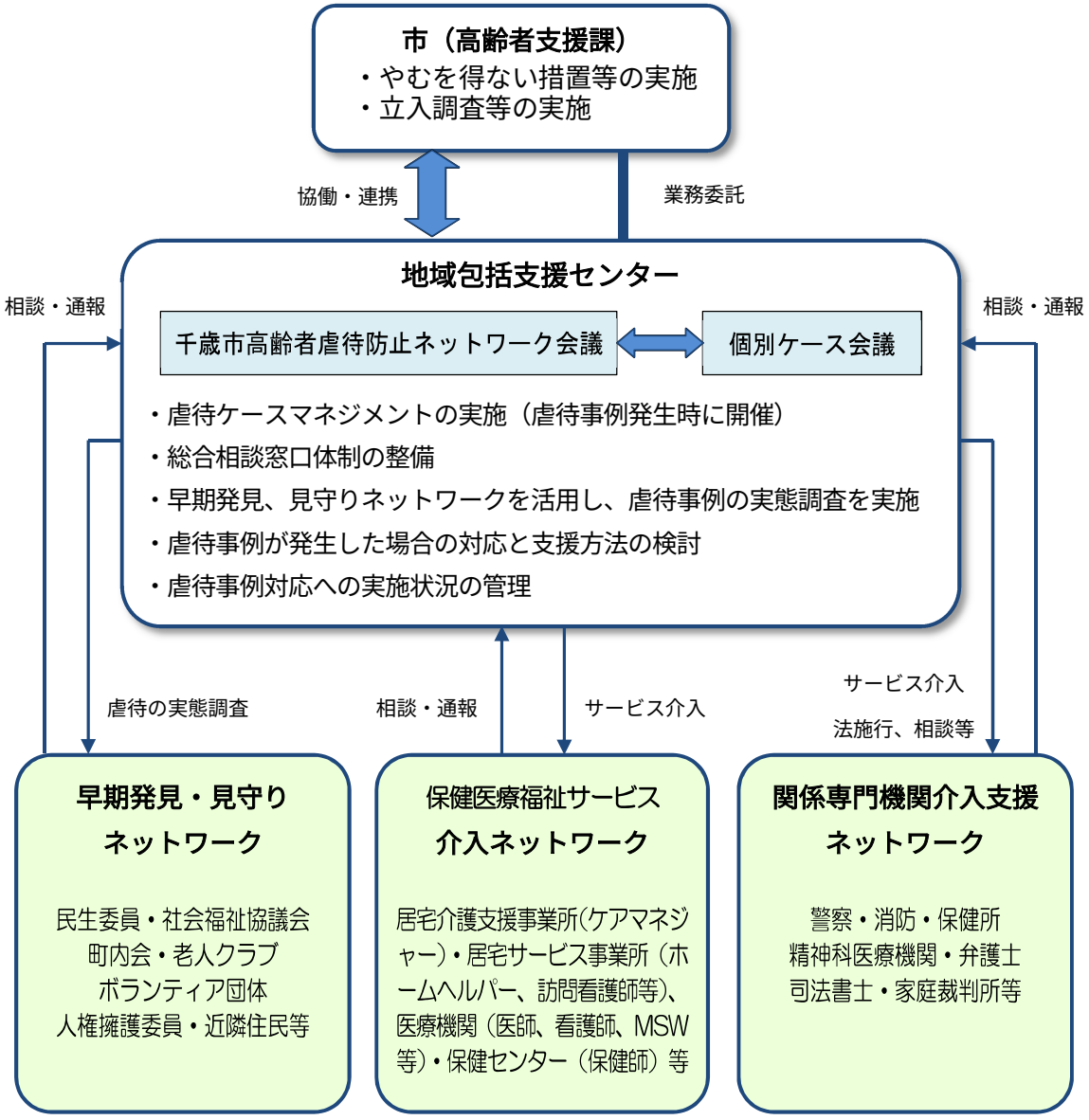

第６章　介護保険サービスの見込み

第１節　介護保険サービス量の見込み

１．介護保険サービス量の見込み

（１）介護給付サービス

		実績	推計			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
居宅サービス						
①訪問介護	人					
	回					
②訪問入浴介護	人					
	回					
③訪問看護	人					
	回					
④訪問リハビリテーション	人					
	日					
⑤居宅療養管理指導	人					
⑥通所介護	人					
	回					
⑦通所リハビリテーション	人					
	回					
⑧短期入所生活介護	人					
	日					
⑨短期入所療養介護	人					
	日					
⑩福祉用具貸与	人					
⑪特定福祉用具販売	人					
⑫住宅改修						
⑬特定施設入居者生活介護	人					
地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人					
②夜間対応型訪問介護	人					
③認知症対応型通所介護	人					
	回					
④小規模多機能型居宅介護	人					
⑤認知症対応型共同生活介護	人					
⑥地域密着型特定施設入所者生活介護	人					
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人					
⑧複合型サービス	人					

		実 績	推 計			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護保険施設サービス						
①介護老人福祉施設	人					
②介護老人保健施設	人					
③介護療養型医療施設	人					
居宅介護支援	人					

（2）介護予防サービス

		実 績	推 計			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護予防サービス						
①介護予防訪問介護	人					
	回					
②介護予防訪問入浴介護	人					
	回					
③介護予防訪問看護	人					
	回					
④介護予防訪問リハビリテ介護予防ーション	人					
	日					
⑤居宅療養管理指導	人					
⑥介護予防通所介護	人					
	回					
⑦介護予防通所リハビリテーション	人					
	回					
⑧介護予防短期入所生活介護	人					
	日					
⑨介護予防短期入所療養介護	人					
	日					
⑩介護予防福祉用具貸与	人					
⑪特定介護予防福祉用具販売	人					
⑫介護予防住宅改修						
⑬特定介護予防施設入居者生活介護	人					
地域密着型介護予防サービス						
①介護予防認知症対応型通所介護	人					
	回					
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人					
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人					
介護予防支援	人					

２．介護保険給付の財源構成

①から④の財源はそれぞれ、国、道、市の公費負担及び保険料（１号保険料、２号保険料）で構成されます。

①介護給付（居宅サービス）

②介護給付（施設サービス）

③地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

④地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）

３．介護保険給付費の推計値

（単位：千円）

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護予防サービス等諸費				
介護サービス等諸費				
特定入所者介護サービス等費				
高額介護サービス等費				
高額医療合算介護サービス等費				
審査支払手数料				
合計				

４．地域支援事業の費用の見込み

（単位：千円）

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括支援事業				
任意事業				
合計				

第２節　介護保険料の設定

１．介護保険料の算定の流れ

介護保険事業の円滑な運営を図るため、３年ごとに策定される介護保険事業計画においてサービス費用の見込み量等に基づき、介護保険料を算定します。

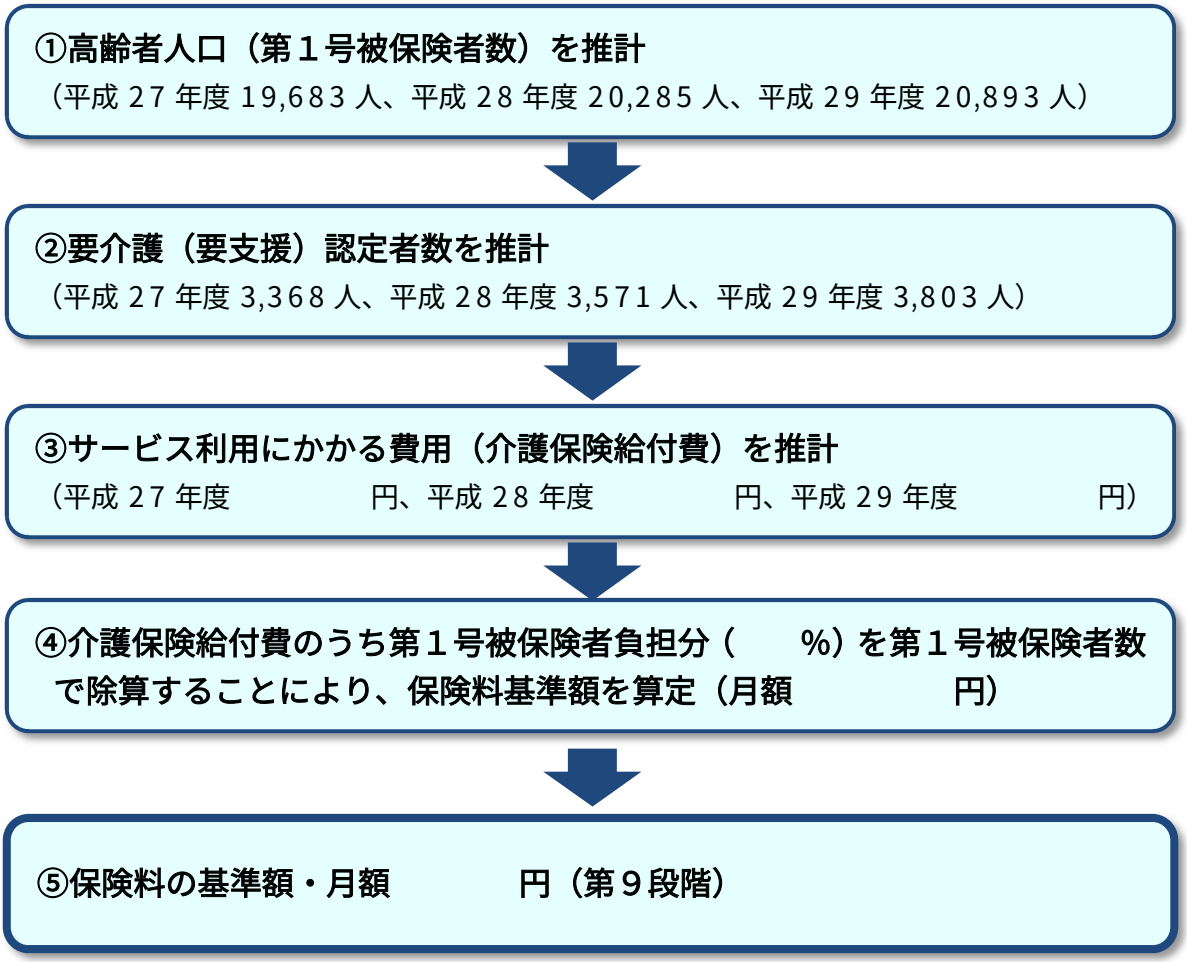

２．所得段階別の設定

65 歳以上の方（第１号被保険者）の保険料は、下記のとおり本人および世帯の合計所得金額、市町村民税の課税状況等により所得に応じた保険料の設定を行います。

介護保険法の改正により９段階の設定となる予定です。市として負担軽減を図るため、特例割合を定めていくか今後検討していきます。

平成 27～29 年度介護保険料の計算方法

基準となる月額保険料（　　円）×１２月　＝　年額　　円（基準額）

基準額（　　円）×所得に応じた割合（　　～　　）

保険料段階	第 1 号被保険者所得段階	割合	平成 27～29 年度（年額）
第１段階	生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	0.3	円
第２段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	0.5	円
第３段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入 120 万円超	0.7	円
第４段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円以下	0.75	円
第５段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円超	1	円
第６段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 120 万円未満	1.2	円
第７段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 120 万円以上 190 万円未満	1.3	円
第８段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 190 万円以上 290 万円未満	1.5	円
第９段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 290 万円以上	1.7	円

平成 27 年４月施行予定